

言於秦伯曰、晉侯背大主而忌小怨、民弗與也、伐之必出。

【註】大主、秦也、小怨、里丕。

秦の君に云には、晉侯は大主の秦には背き、小怨の里克や不鄭杯を殺された故、晉の臣民が與せぬ、此を伐玉ふならば必ず出奔致さうと云た、是は親の敵なれば秦侯に討て貰ふつもりである。

公曰、失衆焉能殺。

【註】謂殺里丕之黨。

○公。もはや秦侯ものられぬ、衆を失たものが何として里克や不鄭を殺すことが成らう、多勢があればこそ殺した。

違禍誰能出君。

【註】謂豹避禍也、爲明年晉殺丕鄭傳。

○違。其方も禍をさけて逃て來るかんばうで、何として君を追出すことがならうと云て、嘲て居られた。

【經】十有一年、春、晉殺其大夫丕。

【註】釋經書在今年。

魯國へ春に及で告たと云ことを示した。

天王使召武公、內史過賜晉侯命。

【註】天王、周襄王、召武公、周卿士、內史過、周大夫、諸侯即位、天子賜之命、圭爲瑞。

周王から御使にて命圭とて玉を賜たとなり、

受玉惰、過歸告王曰、晉侯其無後乎、王賜之命、而惰於受瑞、先自棄也已、其何繼之有、禮國之幹也、敬禮之與也、不敬則禮不行、禮不行則上下昏、何以長世。

【註】爲惠公不終張本。

○受玉。何か無作法に疎末に受取たを見て、內史過が歸て王へ言上するには、晉侯の子孫は繼ぎますまい、忝くも王から命圭を賜り、大切なる瑞を受やうが

鄭父。

【註】以私怨謀亂、亂國書名罪之、書春從告、告文也、【注】以。自分の怨を挾て、國を亂さうとしたゆゑに名を書て貶した。

夏、公及夫人姜氏會齊侯于陽穀。

穀。

【註】無傳、婦人送迎不出門、見兄弟不踰闕、與公俱會齊侯、非禮。

傳公の夫人をつれて會せられたを非る、【注】婦人を送り迎ひするにも門を出ず、兄弟でも闕をへだて、違ものなるに、此は非禮なり。

秋、八月、大雩。

【註】無傳、過時、故書。

冬、楚人伐黃。

【傳】十一年、春、晉侯使以丕鄭之亂來告。

亂來告。

惰慢に有た、是は先づ自分に身を棄ると云もの也、夫れ何として繼がうや、禮は國のしん柱也、敬と云ものは禮の土臺で、與のやうなものである、不敬で禮は行はれぬ、禮が行はれれば貴賤上下が眞闇がりになる、それで何として長久に保つことがならうぞと也。

夏、揚拒泉、阜伊、雒之戎、同伐京師、入王城、焚東門。

【註】揚拒泉、阜、皆戎邑、及諸雜戎居伊水雒水之間者、今伊闕北有泉亭、夷どもが京師へ攻寄て京の東門を焚た、

王子帶召之也。

【註】王子帶、甘昭公也、召戎欲因以篡位、これは王子帶と云者が謀反して、夷どもを召て王位を奪はうとしたのじや、

秦晉伐戎以救周、秋、晉侯平戎于王。

【註】爲二十四年天王出居鄭傳。

先づ無事に治められた也、

黃人不歸楚貢冬楚人伐黃

【註】黃人恃齊故解に不及、

【經】十有二年春王三月庚午日有食之

【註】無傳不書朔官失之、告文なり、

夏楚人滅黃秋七月冬十有二月丁丑陳侯杵臼卒

【註】無傳遺世子與僖公同盟齊母及洮告文なり、

【傳】十二年春諸侯城衛楚丘之郛懼狄難也

【註】楚丘衛國都郛也爲明年春秋侵衛傳折々狄が侵すに付て要害を構へた也、

隰朋平戎于晉

【註】平和也前年晉救周伐戎故戎與周晉不和、

桓公の戎が入てさわがしいに付て、管仲にあつかへと云はれた、それゆゑに和談をさせた、齊の隰朋は晉と戎とを和げた、

王以上卿之禮饗管仲管仲辭

曰臣賤有司也有天子之二守國高在

【註】國子高子天子所命爲齊守臣皆上卿也、莊二十二年高侯始見經、僖二十八年國歸父乃見傳、歸父之父曰懿仲高侯之子曰莊子不知今當誰世、

○王以をりく功を立たに付て、王から上卿の禮を以て管仲を饗さうと仰られた、○管仲中々奉受ことをせぬ、私は賤い小役人でござります、王より齊へは二人の守臣の國子高子と云を附させられて、皆上卿と成まして齊に居ます、

黃人恃諸侯之睦于齊也不共楚職曰自郢及我九百里焉能害我夏楚滅黃

【註】郢楚都、

黃の者どもが諸侯と一所に盟て、齊の桓公の睦いを恃みにして居るゆゑ、楚の命を聽くには及ばぬと云て居た、楚は大國なれども遠方なるゆゑ、それで楚へはつとめなんだ也、○曰自 楚の城下郢から吾らが國へは凡九百里をへだてて居る、何として手がとつかうと云て居た、馬鹿を云つて油断して居て滅された、

王以戎難故討王子帶

【註】子帶前年召戎伐周王子帶を討伐なされたゆゑ、

秋王子帶奔齊

冬齊侯使管夷吾平戎于王使

若節春秋來承王命何以禮焉

【註】節時也、

○若 若此兩人が春秋の御伺に上りまして、王命を承けますならば、其時の禮は何を以てか成されんや、

陪臣敢辭

【註】諸侯之臣曰陪臣、

○陪 拙者は憚りながら御免を蒙りたい、

王曰舅氏

【註】伯舅之使故曰舅氏、

○王曰 又仰せに舅氏は霸主の使を云、

余嘉乃勳應乃懿德謂督不忘往踐乃職無逆朕命

と也【注】功。官は上卿ではなけれども、齊の執政職ゆゑ、其職にて上卿あしらしひにせやうと思召すなり、

管仲受下卿之禮而還、

【註】管仲不敢以職自高卒受本位之禮、論言なれども高ぶらぬ心ゆる、自分の本位の禮を拜して歸たと也、

君子曰、管氏之世祀也、宜哉、讓不忘其上、詩曰、愷悌君子、神所

勞矣、

【註】詩、大雅、愷、樂也、悌、易也、言樂易、君子爲神所勞來、故世祀也、管仲之後、於齊沒、不復見傳亦舉其無驗、

○君子。管氏が世々祀らるゝも尤也、讓て上を忘ぬ、○詩。愷悌とて徳のある君子は、鬼神もいたはり玉ふと云こと也、管仲がことであらう、【注】詩。神にも

勞はらるゝと也、管仲が後胤が齊にないと云はるゝは、晋の杜預の時分ないと云ふことか、左丘明の時分には有たと見ゆる、驗なきを云ふではない、

【經】十有三年、春、狄侵衛、

【註】傳在前年春、

告文なり、

夏、四月、葬陳宣公、

【註】無傳、

告文なり、

公會齊侯、宋公、陳侯、衛侯、鄭伯、

許男、曹伯、于鹹、

【註】鹹、衛地、東郡濮陽縣、東南有鹹城、衛の領分にて會があつた、

秋、九月、大雩、

【註】無傳、書過、

冬、公子友如齊、

【註】無傳、

【傳】十三年、春、齊侯使仲孫湫聘

于周、且言王子帶、

【註】前年王子帶奔齊、言欲復之、桓公より仲孫湫を使として周へ聘禮を致させ、其序に此方へ出奔して居る王子帶を復し度いと云て、伺へと云付て遣れた、

事畢、不與王言、

【註】不言王子帶事、

○事畢。聘問一通りの禮事は畢へたれども、王へ王子帶が事は言上せなんだ、

歸復命、曰、未可、王怒、未忘、其十年乎、不十年、王弗召也、

○歸。齊へ歸て桓公へ聘の復命をして後に云には、○未。子帶が事はまだ云出されませぬ、王の怒りがまだ中々解けぬ様子に見ゆる、また十年程も御免は有るまい、十年も経ずば王から召かへされまいとな

夏、會于鹹、淮夷病杞故、且謀王室也、

夷が杞を病しむると、王室の事とに付て相談するである、

秋、爲戎難故、諸侯戍周、齊、仲孫湫致之、

【註】戍、守也、致、諸侯、戍卒、于周、

東門を焚くほどのことゆゑ、中國の大名が周の王城を成りの爲に戍卒を出す、是は仲孫湫が下知してするである、

冬、齊荐饑、

【註】麥禾皆不熟、

荐りに饑るは一年中の五穀が皆不作で飢饉した、使乞糴于秦、秦伯謂子桑、與諸

乎、對曰、重施而報、君將何求、

【註】言不損秦、

○使。晋の君から秦の繆公へ米をわたして救て下されと云た、○秦伯。大夫と相談を致さるゝ、米を遣はしてよからうかと也、○對曰。子桑が云には此方か

ら重く見次ぎを施して、あの方から吃と返報をせば、君何を求め玉はんやそれは申分はない、
重施而不報、其民必攜攜而討焉、無衆必敗、

【註】不義故民離、

若また施して返報せねば、あの方の民が離るゝであらう、其離れた時討たれば、人数が無くて必敗れう、すれば遣はさるゝがよいと也、

謂百里與諸乎、

【註】百里、秦大夫、

○謂 繆公の又百里奚と云大夫に遣はしてよからうかと云はるゝ、

對曰、天災流行、國家代有、救災恤鄰、道也、行道有福、丕鄭之子豹在秦、請伐晉、

【註】欲爲父報怨、

○命之 其後世の諺に是を汎舟の役と云傳へたと也、

【經】十有四年、春、諸侯城緣陵、

【註】緣陵、杞邑、辟淮夷、遷都于緣陵、

打寄て普請が有た、

夏、六月、季姬及鄆子遇于防、使鄆子來朝、

【註】季姬、魯女、鄆、夫人也、鄆子本無朝志、爲季姬所召而來、故言使鄆子來朝、鄆、國今琅邪鄆縣、

女め子の召て來朝させられた、【注】季 來朝する志は無けれども、女房のすすめで朝した、故に使と云たものである、

秋、八月、辛卯、沙鹿崩、

【註】沙鹿、山名、平陽元城縣、東有沙鹿土山、在晉地、災害繫於所災、所害故不繫國、告文也、晉から告たと見ゆる、【注】沙 晉のと云ては

○對 風水旱の天災は流行するものなれば、國家に相互に有ること、其災難を救ひ鄰國を恤むと云は今日の道也、道を行ひ玉へば自然と天の福を得玉はう程に、早々贈り玉へと云、○丕鄭 是は前に親が晋で殺された故、敵をとり度思て是を幸ひに伐ませうと云た、

秦伯曰、其君是惡、其民何罪、秦於是乎輸粟于晉、自雍及絳相繼、

【註】雍、秦國都、絳、晉國都、

○秦伯 繆公はおとなしい、其君は悪いと云ても晋の人民に何の罪が有うや、飢ては人民の難義することなれば、救ふがよいに與へよと云て、そこで粟を贈られたと也、○自 大分の事で秦の城下の雍から晋の城下の絳まで、引もきらずに續いたと云ことである、

命之曰汎舟之役、

【註】從渭水運入河汾、

國へも災したやうなで、國にはさはりなく砂鹿山が崩れたまでを示すとて、國號を除いたと云ことなり、

狄侵鄭、

【註】無傳、

冬、蔡侯胙卒、

【註】無傳、未同盟而赴以名、

【傳】十四年、春、諸侯城緣陵、而遷杞焉、不書其人、有闕也、

【註】闕、謂器用不具、城池未固而去、爲患不終也、澶淵之會、既而無歸、大夫不書、而國別稱人、今此總曰諸侯、君臣之辭、不言城杞杞未遷也、何國の人何所の人とはいはない、【注】闕 成就せぬ也、

鄆季姬來寧、公怒、止之、以鄆子之不朝也、

【註】來寧、不書、而後年書歸鄆、更嫁之文也、明公絶鄆昏既來朝而還、

魯國へ父母の見廻に來られた、鄆子の來朝致されぬ故、僖公の無禮なと云て、止て鄆へ歸されなんだ【注】來。經には來寧のことはなく、次に歸とあるのは新に嫁するやうに見せた也、

夏、遇于防而使來朝、

鄆子の來朝せられたなり、

秋、八月、辛卯、沙鹿崩、晉卜偃曰、

期年將有大咎、幾亡國、

【註】國、主山川、山崩川竭、亡國之徵、

是が晉の滅亡する前表で有た、晉の卜者が占て云には、一年も立つ内には何ぞ大な咎めが有らう、大方國が亡びんと也、【注】國。一國の根本は山川である、それが崩れたり竭たりしてはわるい、

冬、秦饑、使乞糴于晉、晉人弗與、

慶鄭曰、背施無親、

【註】慶鄭、晉大夫、今度は秦の國が飢饉に及だ故に、晉へ見次の賣出し

を頼まれたと也、○晉。惠公の方からは與へなんだ、史記で見れば、惠公の色々相談を致された、それを大夫の慶父が諫た辭である、向から施れたに此方は背て與へぬと云は、隣國の親みはないと云ものなり、

幸災不仁、貪愛不祥、怒鄰不義、

四德皆失、何以守國、虢射曰、皮

之不存、毛將安傅、

【註】虢射、惠公舅也、皮、以喻所許秦城、毛、以喻糴言、既背秦施爲怨、以深、雖與之糴、猶無皮而施毛、

又他國の災を幸ふと云は不仁也、貪欲を深して物ををしむと云は不祥也、隣國を怒らすと云は不義也、この四德を皆失ひ玉ひては、何を以て國を守り保ち玉ふやと也、○虢射。此奴めが惡人である、惠公の母方の叔父也、○皮。是はたとへである、畜の皮が有ればこそ毛があつたものなれ、皮の無く成たる所には毛は生されぬと云こと也、是は晉の惠公の夷吾と云た時、秦の繆公の取持で晉へ入れてもらはれた、其禮に

五箇所の城を進上せうと云はれた、けれども晉へ入

てから惜く成て遣ることを止められた、それで虢射が云には、城をやらぬは畜の皮のやぶれた處のやうなもの、その皮のやぶれてあいた處のあるに、毛杯を植うと云ても、下地がないゆゑ植らぬと云こと也、

【注】虢。秦に怨を受けてゐる故、この度米を送ても秦は恩に着ぬと云こと、

慶鄭曰、棄信背鄰、患孰恤之、無

信患作、失援必斃、是則然矣、虢

射曰、無損於怨、而厚於寇、不如

勿與、

【註】言與秦粟、不足解怨、適足使秦強、

又諫る、それでは信を棄て隣國に背くと云ものであ、若國の患の有た時には孰有りてあはれむ者もあるまいと也、○無。信實がなくては患が作る、隣國などの援がなくは獨りころびに成ると云ことがあるが、是が則ちさう云仕方じやと也、○虢射。又惡人が水をさす、○無。今粟を贈て秦の怨が滅ればよけれ

ども、肝要の城をやらねば向の怨は散せまい、其怨ある國へ糧を見次いで、却て寇を厚く強くする道理なれば、兎角與へぬにしくはない、飢ゆれば飢次第にしておくがましと也、【注】言。とても怨みは散せず、只敵が強くなる計で益がない、

鄭曰、背施幸災、民所棄也、近猶

讎之、況怨敵乎、弗聽、退曰、君其

悔是哉、

施に背て他の災を幸ふと云は、普く人民の見限る處で、近き國人さへ讎と成らうに、况や怨敵を怒らせてはたまらぬと云、○弗。惠公の合點せられぬ、○退。退出して後悔を成されうと云たとなり、

【經】十有五年、春、王正月、公如齊、

【註】無傳、諸侯五年再相朝禮也、例在文十五年、僖公の桓公へ朝せられた、五年目には二度づゝ相互に朝するが禮である、

楚人伐徐，三月，公會齊侯、宋公、陳侯、衛侯、鄭伯、許男、曹伯，盟于牡丘。

【註】牡丘，地名，闕。

楚から徐國を伐た、楚を伐返さうとして七國が先づ盟

遂次于匡。

【註】匡，衛地，在陳留長垣縣西南。會盟は成て陳を張て待合せて居る。

公孫敖帥師，及諸侯之大夫救徐。

徐。

【註】公孫敖，慶父之子，諸侯既盟，次匡，皆遣大夫將兵救徐，故不復具列國別也。

是は國々の諸侯が盟がすんで、楚を伐つ時には皆大夫を出すことゆゑ、魯國からも敖が出て諸國の大夫と云合せて、徐を救たと云こと也。【注】皆。又一々に國々を云立ぬと云ことである。

冬，宋人伐曹。

告文なり。

楚人敗徐于婁林。

【註】婁林，徐地下，郟僮縣東南有婁亭。告文なり。

十有一月，壬戌，晉侯及秦伯戰于韓，獲晉侯。

【註】例得大夫曰獲，晉侯背施無親，懷諫違卜，故貶絕下從衆臣之例，而不言以歸，不書敗績，晉師不，大崩。

告文なり、晉の惠公を秦へ生捕たとなり、【注】例。恩を忘れ親みを失ひ、諫にもとられトにそむかれてわるい君ゆゑ、貶して臣のやうに云た、君を獲とは書ぬことである。

【傳】十五年，春，楚人伐徐，徐即諸夏故也。

徐が楚を離れて中國へ付た、ゆゑに楚から攻た、

夏，五月，日有食之，秋，七月，齊師曹，師伐厲。

【註】厲，楚與國，義陽隨縣北有厲鄉。告文なり、是も楚國の内なり。

八月，螽。

【註】無傳，爲災。

九月，公至自會。

【註】無傳。

廟に告られたゆゑ記した也。

季姬歸于鄆。

【註】無傳，來寧不書此書者，以明中絕，此わけは前に出た。

己卯，晦，震夷伯之廟。

【註】夷伯，魯大夫，展氏之祖父，夷，謚伯，字，震者，雷電擊之，大夫既卒，書字，廟へ雷がおちた也。

三月，盟于牡丘，尋葵丘之盟，且救徐也。

【註】葵丘盟，在九年。

孟穆伯帥師，及諸侯之師救徐。

諸侯次于匡，以待之。

○孟。内の大夫は名を記さぬなり。

夏，五月，日有食之，不書朔與日。

官失之也。

解に不及。

秋，伐厲，以救徐也。

解に不及。

晉侯之入也，秦穆姬屬賈君焉。

【註】晉侯，入，在九年，穆姬，申生，姉，秦穆夫人，賈君，晉獻公次妃，賈女也。

是から晉侯の悪い事を敷へ立て、云、晉侯の國へ入らるゝ時に、秦の穆姬は晉の女めで太子申生の姉也。

秦の穆公の夫人で居らるゝ此人が賈君は母分の人は先君獻公の次妃で、晋に居らるゝ是を惠公に介抱して下されと云て頼まれた、

且日、盡納羣公子、

【註】羣公子、晋武獻之族、宣二年、傳曰、驪姬之亂、誦無畜羣公子、

○且。公子遂も申生の死なれた時分流浪して居られたゆゑ、國へ歸らせて下されと頼まれた、

晋侯烝於賈君、又不納羣公子、是以穆姬怨之、晋侯許賂中大夫、

【註】中大夫、國內執政、里克等、

○晋侯。その賈君をば姦淫し、頼まれた羣公子をば一人も納れられぬゆゑ、秦の夫人も怨を含まれたと也、○晋侯。里克や丕鄭等の中大夫どもには、國へ入たらば屹々祿秩をやらうと云て骨を折らせて、

既而皆背之、賂秦伯以河外、列

城五、東盡虢、略南及華山、內及解梁城、既而不與、

【註】河外、河南也、東盡虢、略、從河南而東、盡虢界也、解梁城、今河東解縣也、華山、在弘農華陰縣西南、

既に入てからは皆背て何にも與へず、却て皆殺した、○賂秦。穆公へは入國致たらば、河外に列てある五つの城を進上して、土地は東は虢の國界まで、南は華山まで、内は解梁城までを上ませうと約束して、納れて貰てから何の沙汰もない、

晋饑、秦輸之粟、

【註】在十三年、

○晋。其上にも、まだ、手前の國が飢饉に及ぶと云て、秦へ合力を乞はれたれば、穆公のおとなしく與へられた、

秦饑、晋閉之糴、

【註】在十四年、

日千乘三去、三去之餘、獲其雄

狐、夫狐、必其君也、

【註】於周易、利涉大川、往有事也、亦秦勝晋之卦也、今此所言、蓋卜筮書雜辭、以狐、必其君、其義欲以喻晋惠公、其象未聞、

是は雜易の辭である、狐は君となる、【注】於。其象は如何やうなわけか知らぬとなり、雜占ゆゑなり、

盡之貞、風也、其悔、山也、

【註】内卦爲貞、外卦爲悔、巽爲風、秦象、艮爲山、晋象、

歲云秋矣、我落其實、而取其材、所以克也、

【註】周、九月、夏之七月、孟秋也、艮、爲山、山有木、今歲已秋、風吹落、山之實、則材爲人所取、

實落材亡、不敗何待、三敗及韓、

【註】晋侯、車三壞、

故秦伯伐晋、卜徒父筮之、吉、

【註】徒父、秦之掌龜卜者、卜人而用筮、不能通三易之占、故據其所見、雜占而言之、

○故。はらにする兼て伐つ筈に成た、○卜。筮で吉に當た、【注】徒父。三易は夏殷周二代の占はえせぬ、故に是は雜占の言を用ひたとなり、

涉河侯車敗、詰之、

【註】秦伯之軍涉河、則晋侯車敗也、秦伯不解、謂敗在己、故詰之、

是が占の辭である、是は秦の穆公の軍兵が河水を渡らば、晋侯の車が敗れうと云こと也、それを穆公の合點がゆかぬで、自分に敗ることかと思て詰られたとなり、

對日、乃大吉也、三敗、必獲晋君、

其卦遇蠱、

【註】巽下艮上蠱、

○對。三度敗れて晋君を得らるゝで有らうと也、

果して三度目は韓の地で敗れませう、是までが卜者の語也、

晉侯謂慶鄭曰寇深矣若之何對曰君實深之可若何公曰不孫卜右慶鄭吉弗使

【註】惡其不孫不以爲車右此夷吾之多忌也○晉侯 秦からして手強く攻るやうすゆる、惠公の慶鄭に寇の怨が殊の外に深いが何とせうと思ふぞと也、○對曰 是は君の御好きで深うなされたものなれば、どうも仕方はござらぬ、○公 無作法者めがと云て大に怒られた也、○卜右 惠公の戎右の者を占て見られたれば、慶鄭が吉に當た。○弗 惠公のあいづは吾に不禮を云たで否じやと云て用ひられなんだ、

步揚御戎家僕徒爲右

【註】步揚 御戎之友、
○步揚 兩人を御と右とに定められた、

と也、

亂氣狡憤陰血周作張脉憤興外彊中乾

【註】狡、戾也、憤、動也、氣、狡、憤、於外、則、血、脈、必、周、身、而、作、隨、氣、張、動、外、雖、有、強、形、而、內、實、乾、竭、也、○亂 是は馬の氣色を云、逆て來ては氣が亂れて尻り動き、陰血が身内に周く作て、筋脈が張て憤興とこりたつ外は強いやうなれども實は内はよわりて乾きつかれて居ると云ことなり、【注】狡 見かけはつよいやうなれども、内はよわる理である、

進退不可周旋不能君必悔之弗聽九月晉侯逆秦師使韓簡視師

【註】韓簡、晉大夫韓萬之孫、此方が進まうとすれば馬めが尻ごみし、退かうと思へば向へすむ也、○周 左へ廻さうとすれば右へむいて、どうも自由にまはらぬである、其時に後悔を

乘小駟鄭入也

【註】鄭所獻馬名小駟

慶鄭曰古者大事必乘其產生其水土而知其人心安其教訓而服習其道唯所納之無不如志今乘異產以從戎事及懼而變將與人易

【註】變易人意、
○慶鄭 又諫る、いにしへ國の大事有て戎を出す時には、必ず其國で出產した馬に乗ると也、是は其國の水土で生れた故、其國の人の心を能く知て居る、○安 此方の訓ふるやうになる、○服 生れた國を歩きつけて居るゆる、どちらへでも赴かせたい方へ行て、此方の志のやうに順ふもの也、○今乘 それに今他國で生れた馬に乗て、大事の戰場へ出玉ふ、○及 軍に及でおちると、もはや人と馬と別々の心に易る

成さるゝであらうと云へども、惠公曾て用ひられぬ也、○九月 此方から一と合戦致さうと逆へられたのである、○使韓 大夫を出して斥候をさせられたれば、

復曰師少於我鬪士倍我公曰何故對曰出因其資

【註】謂奔梁求秦、復して云には、總軍勢は此方より少なけれども、鬪士は此方の一倍あると云た、○公曰 それは何と云ことであるぞと也、○對 先づ初め君が出玉ひたる時、梁へ奔て居玉ひて秦を力に成され、

入用其寵

【註】爲秦所納、入玉ふにも秦から君を寵して世話をやいた、
饑食其粟三施而無報是以來也、今又擊之我怠秦奮倍猶未也、公曰一夫不可狃況國乎、

【註】狂、快也。言辟秦則使快來。

又此方が飢饉した時には、秦から助力した米を食て助つた。○三 如此あの方からは三つの施しが有たれども、此方からは一つも報いぬ、是をこらえ兼て來た、それを佐言はせて、却て此方から是を擊つとなれば、及向ふ劍がないゆゑ、我軍勢は怠り弱みがある、あの方は奮然とおこり立て、理を以てすゝむ也、すれば一倍と申すもまだ控目な申し様で、中々一倍よりは敵がつよからうと也。○公曰 匹夫でも乘尻おぼえさせてはむつかしい、まして敵國は猶更也、左やうに心がおくれては付込るゝぞと云て、

遂使請戰、曰、寡人不佞、能合其衆、而不能離也。君若不還、無所逃命。秦伯使公孫枝對曰、君之未入、寡人懼之、入而未定、列猶吾憂也。

【註】列、位也。

○遂 此方から戰を始めうと云やられた、○曰 秦へ對して寡人不佞能く大軍を合すれども、一人も離るゝやうにはえ致さぬ、君速に軍を引玉へば其通り、若還り玉はず戰はうと仰らるゝならば、仰を背かれぬ故、已むことを得ず一戰いたさうと也。○秦伯 繆公はおとなしい、公孫枝を出して云はるゝには、前方君が梁に浪々して居玉ふ時には、寡人甚だ氣遣て、若入り玉ふことも成るまいかと心を勞した。○入 國に入玉ひてからは、國々同盟の一例に位が定り玉はぬを吾は憂に存じた也。

苟列定矣、敢不承命。韓簡退曰、吾幸而得囚。

【註】得囚、爲幸、言必敗。

○苟 今はもはや一國の諸侯と位が定り玉ひたなれば、○敢 成程仰に従て一合戰致さうと也。○韓 右の辭を聞て、吾は随分仕合がよければ俘と成らう、惡うしたらば命は有まいと云た、是は敗北に決した意也。

壬戌、戰于韓原。

【註】九月十三日。

○壬戌 合戰があつた。

晉、我馬還、澠而止。

【註】澠、泥也。還、便旋也。小駟不調、故陷泥中。

○晉 惠公の馬が泥の中へ踏込で動かぬ、義仲の深田の有さまである。

公號慶鄭、慶鄭曰、復諫違卜。

【註】復、戻也。

○公 難義に及だに因て慶鄭々々と云て呼れた、○慶 爰が慶鄭があまり見限り過た、諫には復りトには違ひ、

固敗是求、又何逃焉。遂去之、梁由靡御、韓簡、虢射爲右、駘秦伯將止之。

【註】駘、迎也。止、獲也。

敗軍は元來こなたの求めさした、ことなれば、今さら何として逃れらるゝものであらうと云て、すつと行

過てかまはなんだ、○梁 此三人が秦の繆公を捕へんとする處を、

鄭以救公、誤之、遂失秦伯。秦獲晉侯、以歸。

【註】經書十一月壬戌、十四日、經從赴。

慶鄭が脇から聲をかけて、やれそこらに構て居るな、此方の君が討れられさうな、早く救へと云て三人を退けた故、穆公を捕へそなはせたと也。○遂 其間に秦伯を見失なふた、是は穆公さへ捕へると、惠公は囚れと成られてもかへぐに成れども、慶鄭が誤らせた、其間に惠公はやみぐと生捕に成られた、穆公のつれて陳所へ歸られたと也。

晉大夫反首、拔舍從之。

【註】反首、亂頭髮下垂也。拔舍、止、壞形毀服。

○晉大夫 惠公の大夫どもがさばき髪してあはれなる貌と成て從て行く也。【注】拔舍 野宿をする也、

秦伯使辭焉、曰、二三子何其感

也寡人之從君而西也亦晉之妖夢是踐豈敢以至

【註】狐突不寐而與神言故謂之妖夢申生言帝許罰有罪今將晉君而西以厭息此語踐厭也

穆公の大夫どもへ口狀を云はせらるゝには其許達何の感ることがあらうぞ寡人が今惠公の御供して西へ行くのは亦晉の妖夢の有たを踐み行ふまでのことである何しに別の子細が有て引立てゝ往くのであらうぞと也晉より秦は西に當る故云【注】狐厭息は夢合せをして其妖をまじなふて濟まして仕まふと也

晉大夫三拜稽首曰君履后土而戴皇天皇天后土實聞君之言羣臣敢在下風穆姬聞晉侯將至以太子瑩弘與女簡璧登臺而履薪焉

【註】瑩、康公名弘其母弟也簡璧瑩弘姊妹古之宮閉者皆居之臺以抗絶之穆姬欲自罪故登臺而荐之以薪左右上下者皆履柴乃得通大夫どもが穆公の言をたがへさせまいとすかさず釘をさすである君には國君にてましますば后土を履み皇天を戴き玉ふすれば皇天后土も實に只今の仰せらるゝ御言を聞玉ひ羣臣どもも下風にありて拜聞仕りましたと云こと天神地祇も穆公の言を聞き玉ひたと云のが固めの言である○穆姬 秦では穆夫人が弟の晉侯の囚人と成て至らるゝと云事を聞て

【註】免衰經、遭喪之服令行人服此服迎秦伯且告將以恥辱自殺

使以免服衰經逆且告

【註】免衰經、遭喪之服令行人服此服迎秦伯且告將以恥辱自殺

使番の者に衰經と云は喪服をさせて夫と穆公を逆へに出して其うへ口上に

曰上天降災使我兩君匪以玉帛相見而以興戎若晉君朝以入則婢子夕以死夕以入則朝以死唯君裁之乃舍諸靈臺

【註】在京兆鄂縣周之故臺亦所以抗絶令不得通外内

○曰 上天より今かゝる災難を降して我兩君は穆公惠公也兩君互に睦じければ玉の卷物のと云を取遣はして相見るに却て戎を興して矛盾を以て此仕義に及だと也○若 晉君を連れ來り玉ふと聞く朝に此方へ入玉ひたらば婢子の私は夕に死し夜中に入玉ひたらば朝に死にまする○唯 君宜きやうに裁配を成されよと云はれた○乃 晉侯を連れて來ては又國元のさわざに成ゆる領内の靈臺と云に舍して押込めておかれた也

大夫請以入公曰獲晉侯以厚

歸也既而喪歸焉用之

【註】若將晉侯入則夫人或自殺

○大夫 大夫どもは御居城へ引て參らうと云た

○公曰 今惠公を囚たは厚き幸で歸るなるに國へ連れ歸て夫人が自殺したときには不幸で歸るやうなものである焉を左やうにならうや

大夫其何有焉

【註】何有猶何得

○大夫 其方どもは手柄が無になると也

且晉人感憂以重我

【註】謂反首拔食

○且 其上晉の大夫どもも殊の外感み憂て身を辱しめて我を敬ひ重んじ

天地以要我我不圖晉憂重其怒也我食吾言背天地也

【註】食消也

天地を證據にして吾に約束した晉の憂を圖らいて

は怒を重ると云もの也、我れ言を食たらば天地に背くと云ふもの也、

重怒難任、背天不祥、必歸晉君、

【註】任、當也、

怒を重ては當り難く、天に背くは不祥なれば、晉君を歸さうと思ふと也、

公子縶曰、不如殺之、無聚慝焉、

【註】公子縶、秦大夫恐、夷吾歸復相聚爲惡、

○公子縶、穆公の歸さうと云はるゝゆゑ、あれを歸してはたまらぬ、若し歸したならば、又人數を聚て惡を企るであらう、一向殺してひまをあげたがよいと云、

子桑曰、歸之而質其太子、必得大成、晉未可滅、而殺其君、祇以成惡、

【註】祇、適也、
○子桑、此者が了簡には、晉侯は歸して太子を此方へ受取て質と成されたらば、必大にたひらぎ治まらう、○晉の國はまた滅されぬ、國が有て其君を殺しては、丁ど此方に敵對して惡をせよと指圖するやうなものじや、國に餘類殘黨と云が有てだまつてはをらぬ、

且史佚有言曰、無始禍、

【註】史佚、周武王時大史名佚、

○且、其上周の大史の佚と云者が云た古言にも、禍を始ると云は亂の基なれば始むるな、

無怙亂、
【註】特、人亂爲己利、
人の亂を恃みにして吾國の利とするな、

無重怒、重怒難任、陵人不祥、乃許晉平、晉侯使卻乞告瑕呂餒甥、且召之、

【註】卻乞、晉大夫也、瑕呂餒甥、即呂甥也、蓋姓瑕呂、名餒、字子金、晉侯聞秦將許之、平、故告

呂甥召使迎己、

人に怒を重ねさすれば、眼前晉侯の如くに及て任じがたし、人を侵せば不善不吉とあるとなり、○乃、穆公の和平を許して、惠公を歸さうと云はれた、○晉侯、惠公の彌々穆公が納得致されて、歸さるゝと云ふに成て、卻乞と云大夫を側へ召て、其方急ぎ國へ歸て、和平もすみて歸る筈に成た程に、安心せよと瑕呂餒甥に告げよ、○且、其上に吾を迎ひに來れと云へと、云付けてやられた、

子金教之言曰、朝國人、而以君命賞、

【註】恐、國人不從、故先賞之於朝、

○子金、爰が餒甥が謀略である、卻乞に言合めて惠公の命が有ると云て、國人群臣を集め朝せしめて、君命を云渡して今度の軍賞をそれゝに行た、是は國人が背かうかと恐れての謀也、

且告之曰、孤雖歸、辱社稷矣、其卜貳圜也、

【註】貳、代也、圜、惠公太子懷公、
○且、賞を與へた上に云渡すに、孤が國に歸てからが社稷を辱しめた不徳のものなれば、もはや君とは成るまい程に、代繼を卜ふて太子の圜を君として立て、事へよとの命也と云渡した、

衆皆哭、

【註】哀君不還國、
○衆、儲も痛はしやと云て哭いた、

晉於是乎作爰田、

【註】分公田之稅、應入公者、爰之於所賞之衆、
○晉、先づ忠賞の表が空く成ては此上の一大事なれば、御藏入の御領地を皆分て群臣に與へたと也、爰は易ると訓ず、字書に注に爰田は謂、以田相換易也とある、

呂甥曰、君亡之不恤、而羣臣是憂、惠之至也、將若君、何衆曰、何爲而可、對曰、征繕以輔孺子、

【註】征、賦也。繕、治也。孺子、太子圉。
 ○呂甥。其上に云には、君は御身の位を失ひ玉ふたことを恤へとも成されずして、たゞ群臣どものことを憂ひに思召て、一家中の者が難義致さうかと思召て、如此に有がたい命が有る、惠の至極ではないかと也。○將。然れども此上君を棄てゝもおかれまいが、如何思ふぞと也。○衆。どう致したらようござらう。○對。呂甥が云には、外に仕方無ければ、又人々人數を聚て太子の輔と成て君を守り立てるより外あるまい、征繕とは知行高に合せて人を扶持し、欠たのを補ふて揃へることを云、

諸侯聞之、喪君有君、羣臣輯睦、甲兵益多、好我者勸、惡我者懼、庶有益乎、衆說晉於、是乎作州兵、

【註】五黨爲州、州二千五百家也、因此又使州長各繕甲兵、
 ○諸。右の通りに國が縦と成れば、諸大名が聞て晉

は君を喪たけれどもやはり君はあり、多の諸臣も離散せず、輯り和して守れば、甲兵も益多いと云て、此方を好みに思ふ者は勸み近付くであらう、惡しと思ふ者は却て堅固なを見ては懼るゝであらう、すれば益が有ではないかと也。○衆。各悦び同心して於是州兵が成て、晉國の軍師が調たと云こと也。【注】五百家を黨と云、五ッ合て州也、國の調つたを云、
 初、晉獻公筮嫁伯姬於秦、遇歸妹、
 之睽、
 【註】兌下震上歸妹、兌下離上睽、歸妹上六變而爲睽、

昔の談である、今晉秦聲小舅如此合戰に及だに付て昔のトなひの効の有たことをあらはす也、初惠公の親獻公の時代に、惠公の姉穆夫人を秦へ嫁すること筮を取て占はせられたれば、○遇歸妹。と云卦が出た、嫁する妹が睽は離れ乖いて不吉である、
 史蘇占之曰、不吉、
 【註】史蘇、晉卜筮之史、

○史蘇。晉の卜筮の官が是を占て、不吉でござると云た、

其繇曰、士刳羊、亦無嬴也、女承筐、亦無貺也、

【註】周易、歸妹上六爻辭也、嬴、血也、貺、賜也、刳、羊士之功、承筐、女之職、上六無應、所求不獲、故下刳無血、上承無實、不吉之象也、離爲中女、震爲長男、故稱士女、
 ○其繇。是れ周易の辭である、士が羊を刳すに嬴は血がなく、女筐を承けても賜がないと也。【注】刳羊みな求めることは得ずして、心を盡す甲斐がないと云ことなり、

西鄰責言、不可償也、
 【註】將嫁女於西、而遇不吉之卦、故知有責讓之言、不可報償、

秦は晉の西に當る故、西鄰の責言が償れぬと云こと、是も秦へ嫁するは不吉である、
 歸妹之睽、猶無相也、

【註】歸妹、女嫁之卦、睽、乖離之象、故曰無相、助也、

○歸。女嫁して乖離の處へ行く、是亦助けないと也、
 震之離、亦離之震、

【註】二卦變而氣相通、
 ○震。どちらへしてもわるく變ずる、
 爲雷爲火、爲嬴敗姬、

【註】嬴、秦姓、姬、晉姓、震爲雷、離爲火、火動熾、而害其母、女嫁反害其家之象、故曰爲嬴敗姬、
 ○爲。嬴は秦から晉を取ると云ことなり、【注】嬴解に不及、

車說其輶、火焚其旗、不利行師、
 敗于宗丘、

【註】輶、車下縛也、丘、猶邑也、震爲車、離爲火、上六爻在震、則無應、故車脫輶、在離、則失位、故火焚旗、言皆失車火之用也、車敗旗焚、故不利行師、火還害母、故敗不出國、近在宗邑、

位を失ふことである、宗丘の自國で亡ると云こと、後にこの事も合た也、

歸妹睽孤、寇張之弧、

【註】此睽上九爻辭也、處睽之極、故曰睽孤、失位孤絕、故遇寇難、而有弓矢之警、皆不吉之象、○歸、寇の方から弓を張る、難に合ふことなり、

姪其從姑、

【註】震爲木、離爲火、火從木生、離爲震、妹於火爲姑、謂我姪者、我謂之姑、謂子圍質秦、○姪、姪が姑に従ふと云を直して見れば、太子が質と成て伯母の所へ行く也、

六年其逋、逃歸其國、而棄其家、

【註】逋、亡也、家、謂子圍婦懷嬴、○六、六年で逃歸りて妻室を棄んと也、是も合た、

明年其死於高梁之虛、

【註】惠公死之明年、文公入殺懷公于高梁、高梁、晉地、在平陽楊氏縣西南、凡筮者、用周易則

其象可推、非此而往、則臨時占者或取於象、或取於氣、或取於時、日王相、以成其占、若盡附會、以爻象則構虛而不經、故略言其歸趣、他皆放此、

○明、是亦合た、【注】凡筮、周易に出るは推たがよい、其外は時に臨で種々の事に因て、占者の頓知で判断すると云こと也、

及惠公在秦、曰、先君若從史蘇之占、吾不及此、夫韓簡侍、曰、龜象也、筮數也、物生而後有象、象而後有滋、滋而後有數、先君之敗德、及可數乎、史蘇是占、勿從何益、

【註】言龜以象示、筮以數告、象數相因而生、然後有占、占所以知吉凶、不能變吉凶、故先君敗德、非筮數所生、雖復不從史蘇、不能益禍、今度惠公の俘と成て秦に居らるゝに付て云はるゝは

先君獻公の時史蘇が右の通りに占たものを従はれなんだゆゑ、果して此やうな難に逢た、占者の言にさへ従はれたらば此やうなことに及まいものをと也、○

韓、其時に韓簡が側に侍て云には、凡て易の龜は象有て、筮と云ものは數と成たもので、物が生じて後に象が備る、是は前に出たる先君獻公の敗德では此やうな禍は有る筈なり、此禍は數などの及ぶことでも知たことでもない、占と云もので吉くも凶くもならぬ、さだまりごと也、○史、占て從ひ玉はぬと云ても禍が益すでもない、すれば禍の至るも至らぬも人の德にあると也、【注】言、占から生じたではない、本とある敗德也、

詩曰、下民之孽、匪降自天、傳沓背憎、職競由人、

【註】詩、小雅、言民之有邪惡、非天所降、傳沓、面語、背相憎疾、皆人競所主作、因以諷諫、惠公有以召此禍也、

下の禍は天より下たではない、人の憎む處が禍となる、すれば人に由たものと也、惠公も一體の人がわる

いと云ことを諷諫した言である、【注】因、心から此禍を召かれたと云ことをこめたなり、

震夷伯之廟、罪之也、於是展氏有隱隱焉、

【註】隱、惡、非法所得、尊貴罪所不加、是以聖人因天地之變、自然之妖、以感動之、知達之主、則識先聖之情、以自厲、中下之主、亦信妖祥、以不妄、神道助教、唯此爲深、

展氏が廟へ雷の下たは、隠れたる惡があるゆゑ、天の罪した處と見ゆる也、【注】隱、見えぬ惡は刑法で正されはせぬ、尊貴には罪が加へられぬに付て、是を以て天地の變や自然の妖怪に因て、聖人は感動なさるゝ、それで天を恐れ玉ふと也、其餘も知の達した君は聖人の情を考て自ら厲まるゝ、中下の主も是を信用してあなどらぬ、是で鬼神の教を助け玉ふとしたもので味が深い也、

冬、宋人伐曹、討舊怨也、

【註】莊十四年、曹與諸侯伐宋、

討返したである、

楚敗徐于婁林徐恃救也

【註】恃齊救

徐が諸侯の救をたのみにして楚に敗られた

十月晉陰飴甥會秦伯盟于王

城

【註】陰飴甥即呂甥也食采於陰故曰陰飴甥

王城秦地馮翊臨晉縣東有王城今名武鄉

彌和睦が調て穆公と盟た

秦伯曰晉國和乎對曰不和小

人耻失其君而悼喪其親

【註】痛其親為秦所殺

秦伯 穆公の挨拶に晉國は和して一致したかと云は

れた○對 呂甥が中々一致したさぬ下々の者は君

を失たを耻く思ひ親や子を討れたを悼んで

不憚征繕以立圍也曰必報讐

寧事戎狄君子愛其君而知其

罪不憚征繕以待秦命曰必報

德有死無二以此不和秦伯曰

國謂君何對曰小人感謂之不

免君子恕以為必歸小人曰我

毒秦秦豈歸君

【註】毒謂三施不報

太子を立て云には是非とも讐を報じて讐憤を散

せん何ぞ戎狄に事へて居らんやと云ふ又君子は其

徳を愛し憐で君の罪あると云ことを知て人数を率し

て以て秦よりの御下知を待て云には必秦君の御恩

を報じたい死すとも二た心はないと云ゆる上と下

との了簡が別々にて是故に和らぎませぬと云た○

秦伯 一國中で君のことを何と云ふぞと也○對

小人はもはや秦君の御免は有まいと云て感て居る

君子はいやく此方が罪あることを會得したれば

大方歸し下さるゝで有らうと申てゐる小人は此方

からは秦へ無道をしたれば何として御免が有らう

ぞと云て居る

君子曰我知罪矣秦必歸君貳

而執之服而舍之德莫厚焉刑

莫威焉服者懷德貳者畏刑此

一役也

【註】言還惠公使諸侯威服復可當一事之功

君子は此方に罪あると云ことを知たれば秦からは

歸されう此方が貳心で有た故執へ玉ひたさて服す

れば舍し玉は徳の厚いに於て此上はあるまい刑

罰も是ほどきびしいことはない是では秦に歸服し

て居る者はいよく徳になつき一心をはさむ者は

刑を畏るゝであらう此一つの功役と云もの也

秦可以霸納而不定廢而不立

以徳爲怨秦不其然秦伯曰是

吾心也改館晉侯饋七牢焉

【註】牛羊豕各一爲一牢

○秦 穆公は霸王と成玉ふで有う○納 國へ入れ

は入れて恥と位をも定めず又生捕て君位を下ろす

ときは前の徳は怨みとなる也○以 始めは徳をほ

どこして後に却て怨を結ぶやうなことは善き謀で

はなければ秦はさやうには成さるまいと申します

と云た○秦伯 成程吾が志も其通りじやと云て○

改 屹と席を改めて賓客として七牢と云料理を贈

てもてなされた

蛾析謂慶鄭曰盍行乎

【註】蛾析晉大夫也

○蛾 晉の大夫に蛾析と云者が云には貴殿は惠公

へむごいことをしたからは歸國致されたらばどの

やうな咎めが有うも計られぬほどになせ立退れぬ

對曰陷君於敗

【註】謂呼不往誤晉師失秦伯

○對 否おれは君の危いとて呼れた時も思ひ當られ

たかと云て往かなんだそれで終に破れて擒となら

れた

位を失ふことである、宗丘の自國で亡ると云ふこと、後にこの事も合た也、

歸妹睽孤寇張之弧

【註】此睽上九爻辭也、處睽之極、故曰睽孤、失位孤絕、故遇寇難、而有弓矢之警、皆不吉之象、○歸、寇の方から弓を張る、難に合ふことなり、

姪其從姑

【註】震爲木、離爲火、火從木生、離爲震、妹於火爲姑、謂我姪者、我謂之姑、謂子圍質秦、○姪、姪が姑に從ふと云を直して見れば、太子が質と成て伯母の所へ行く也、

六年其遁逃歸其國而棄其家

【註】遁、亡也、家、謂子圍婦懷嬴、○六、六年で逃歸りて妻室を棄んと也、是も合た、

明年其死於高梁之虛

【註】惠公死之明年、文公入、殺懷公于高梁、高梁、晉地、在平陽楊氏縣西南、凡筮者用周易、則

其象可推、非此而往、則臨時占者或取於象、或取於氣、或取於時、日王相以成其占、若盡附會、以交象、則構虛而不經、故略言其歸趣、他皆放此、

○明、是亦合た、【注】凡筮、周易に出るは推たがよい、其外は時に臨で種々の事に因て、占者の頓知で判斷すると云ふこと也、

及惠公在秦、曰、先君若從史蘇之占、吾不及此、夫韓簡侍、曰、龜象也、筮數也、物生而後有象、象而後有滋、滋而後有數、先君之敗德、及可數乎、史蘇是占、勿從何益、

【註】言龜以象示、筮以數告、象數相因而生、然後有占、占所以知吉凶、不能變吉凶、故先君敗德、非筮數所生、雖復不從史蘇、不能益禍、今度惠公の俘と成て秦に居らるゝに付て云はるゝは

先君獻公の時史蘇が右の通りに占たものを従はれな

んだゆゑ、果して此やうな難に逢た、占者の言にさへ

従はれたらば此やうなことに及まいものをと也、○

韓、其時に韓簡が側に侍て云には、凡て易の龜は象

有て、筮と云ものは數と成たもので、物が生じて後に

象が備る、是は前に出たる先君獻公の敗德では此や

うな禍は有る筈なり、此禍は數などの及ぶことでも

知たことでもない、占と云もので吉くも凶くもなら

ぬ、さだまりごと也、○史、占て從ひ玉はぬと云て

も禍が益すでもない、すれば禍の至るも至らぬも人

の德にあると也、【注】言、占から生じたではない、本

とある敗德也、

詩曰下民之孽匪降自天傳沓

背憎職競由人、

【註】詩、小雅言民之有邪惡、非天所降、傳沓、面語背相憎疾、皆人競所作、因以諷諫、惠公有以召此禍也、

いと云ふことを諷諫した言である、【注】因、心から此禍を召かれたと云ふことをこめたなり、

震夷伯之廟罪之也於是展氏有隱隱焉

【註】隱、惡、非法所得、尊貴罪所不加、是以聖人因天地之變、自然之妖、以感動之、知達之主、則識先聖之情、以自厲、中下之主、亦信妖祥、以不妄、神道助教、唯此爲深、

展氏が廟へ雷の下たは、隠れたる惡があるゆゑ、天の罪した處と見ゆる也、【注】隱、見えぬ惡は刑法で正されはせぬ、尊貴には罪が加へられぬに付て、是を以て天地の變や自然の妖怪に因て、聖人は感動なさるゝ、それで天を恐れ玉ふと也、其餘も知の達した君は聖人の情を考て自ら厲まるゝ、中下の主も是を信用してあなどらぬ、是で鬼神の教を助け玉ふとしたもので味が深い也、

冬宋人伐曹討舊怨也

【註】莊十四年、曹與諸侯伐宋、

討返したである、

楚敗徐于婁林、徐恃救也、

【註】恃、齊救、

徐が諸侯の救をたのみにして楚に敗られた、

十月、晉陰飴甥會秦伯盟于王城、

【註】陰飴甥、即呂甥也、食采於陰、故曰陰飴甥、王城、秦地、馮翊臨晉縣、東有王城、今名武鄉、彌和陸が調て穆公と盟た、

秦伯曰、晉國和乎、對曰、不和、小人耻失其君、而悼喪其親、

【註】痛其親爲秦所殺、

秦伯、穆公の挨拶に晉國は和して一致したかと云はれた、○對、呂甥が中々一致いたさぬ、下々の者は君を失たを耻く思ひ、親や子を討れたを悼んで、

不憚征繕以立圍也、曰必報讐、

からは秦へ無道をしたれば、何として御免が有らうぞと云て居る、

君子曰、我知罪矣、秦必歸君、貳而執之、服而舍之、德莫厚焉、刑莫威焉、服者懷德、貳者畏刑、此一役也、

【註】言還惠公、使諸侯威服、復可當一事之功、君子は此方に罪あると云ことを知たれば、秦からは歸されう、此方が貳心で有た故執へ玉ひた、さて服すれば舍し玉は、徳の厚いに於て此上はあるまい、刑罰も是ほどきびしいことはない、是では秦に歸服して居る者はいよく徳になつき、一心をはさむ者は刑を畏るゝであらう、此一つの功役と云もの也、

秦可以霸、納而不定、廢而不立、以德爲怨、秦不其然、秦伯曰、是吾心也、改館晉侯、饋七牢焉、

寧事戎狄、君子愛其君、而知其罪、不憚征繕、以待秦命、曰、必報德、有死無二、以此不和、秦伯曰、國謂君何、對曰、小人感謂之不、免、君子恕、以爲必歸、小人曰、我毒秦、秦豈歸君、

【註】毒、謂三施不報、

太子を立て、云には、是非とも讐を報じて讐憤を散せん、何ぞ戎狄に事へて居らんやと云ふ、又君子は其徳を愛し憐で君の罪あると云ことを知て人數を率して以て秦よりの御下知を待て云には、必秦君の御恩を報じたい、死すとも二た心はないと云ゆる、上と下の了簡が別々にて、是故に和らぎませぬと云た、○秦伯、一國中で君のことを何と云ふぞと也、○對、小人はもはや秦君の御免は有まいと云て感て居る、君子はいやく、此方が罪あることを會得したれば、大方歸し下さるゝで有らうと申てゐる、小人は此方

【註】牛羊豕各一爲一牢、

○秦、穆公は霸王と成玉ふで有う、○納、國へ入れは入れて恥と位をも定めず、又生捕て君位を下ろすときは、前の徳は怨みとなる也、○以、始めは徳をほどこして、後に却て怨を結ぶやうなことは善き謀ではなければ、秦はさやうには成さるまいと申しますと云た、○秦伯、成程吾が志も其通りじやと云て、○改、屹と席を改めて賓客として、七牢と云料理を贈もてなされた、

蛾析謂慶鄭曰、盍行乎、

【註】蛾析、晉大夫也、

○蛾、晉の大夫に蛾析と云者が云には、貴殿は惠公へむごいことをしたからは、歸國致されたらばどのやうな咎めが有うも計られぬほどに、なせ立退れぬ、

對曰、陷君於敗、

【註】謂呼不往、誤晉師、失秦伯、

○對、否おれは君の危いとて呼れた時と思ひ當られたかと云て往かなんだ、それで終に破れて擒となられた、

敗而不死、又使失刑、非人臣也、臣而不臣、行將焉入、十一月、晉侯歸、丁丑、殺慶鄭、而後入、

【註】丁丑、月二十九日、

敗軍に討死もせず北て歸た、皆死罪也、それを刑を受まいとて立退ては君に刑を失はすると云もの也、是では人の臣ではない、臣にして臣でない、吾なれば、たとへこゝを去てからが何處でたゝすみか成らう、○十一月、終に國へ歸られた、先づ慶鄭を惡んで殺された、其上で入られた、是は慶鄭も惡さは悪いけれども、惠公もよくはない、

是歲晉又饑、秦伯又餼之粟、曰、吾怨其君、而矜其民、且吾聞唐叔之封也、箕子曰、其後必大、晉其庸可冀乎、

【註】唐叔、晉始封之君、武王之子、箕子、殷王帝

春秋左傳卷六

【註】僖公盡二十六年、

【經】十有六年、春、王正月、戊申、朔、隕石于宋、五、

【註】隕、落也、開其隕視之石、數之五、各隨其間見先後而記之、莊七年、星隕如雨、見星之隕、而隊於四遠、若山若水、不見在地之驗、此則見在地之驗、而不見始隕之星、史各據事而書、

隕ちたを見れば石が五つ有たと云ことである【注】音を聞いて數を見れば五つ有たと也、音を聞たと見たと先後に隨て記した、○見、四方の遠くへ隕たり、或は山や川へ隕るゆゑ、驗は見えぬ、是はしるしが見えた、實は星が隕て石に成たと云となれども、星は見なんだ、隕てから見たれば石で有たと云となり、

是月、六鵠退飛、過宋都、

【註】是月、隕石之月、重言是月、嫌同日、鵠、水鳥、高飛、過風而退、宋人以爲災、告於諸侯、故書、鵠と云鳥が六羽風に吹れてあとすさりに飛で往た、

乙之子、紂之庶兄、

○是歲、今度の兵亂の上に又凶年で有たゆゑ、又晉が飢饉に及だ、穆公の又粟を餼られた、其時に云はるゝには、吾れ君の惠公には怨があれども、其民には怨はない、それで贈る其上に承り及だは、昔晉の國を始て唐叔に下さるゝ時に、殷の箕子が言に、子孫は必ず榮えて大きくならうと云はれた、すれば晉の國はどうしてまだ手に入られうぞ、すれば、

姑樹德焉、以待能者、於是秦始征晉、河東、置官司焉、

【註】征、賦也、

○姑、まゐ恩を施して置てよい君の出来るを見合せうと也、○於是、秦始めて晉の河東を取て、役人を納れて置たと云ことである、

是も宋の都にてのことと有た、【注】是、正月と云月のみをさして云た、同日と云ではない、珍らしいことゆゑ宋人が災と思ふて國々へ告たとなり、

三月、壬申、公子季友卒、

【註】無傳、稱字者、貴之、公與小歛、故書日、

夏、四月、丙申、鄆季姬卒、

【註】無傳、魯の女で有る故書いた、

秋、七月、甲子、公孫茲卒、

【註】無傳、

冬、十有二月、公會齊侯、宋公、陳侯、衛侯、鄭伯、許男、邢侯、曹伯、于淮、

【註】臨淮郡、左右、

【傳】十六年、春、隕石于宋、五、隕星

也

【註】但言星則嫌星使石隕故傳言隕星實は星の隕たて有た【註】但星が石を隕したと聞えるをきらうたものなり、

六鷁退飛過宋都風也

【註】六鷁遇迅風而退飛風高不爲物害故不記風之異

風が強くふいた故にあとすさりした【注】六風と書ぬは風損はなかつたゆゑなり、

周内史叔與聘于宋宋襄公問焉曰是何祥也吉凶焉在

【註】祥吉凶之先見者襄公以爲石隕鷁退能爲禍福之始故問其所在

○周内史。その折ふし周から内史の官人が宋へ御使に來た、○宋。内史の官で物しりゆゑに、宋の君が此度の怪異を問るゝには、是はなに事の表象で、何國の吉凶にあたらうぞと尋られた【注】祥。表象を云、襄公は禍福の表象と思はれたゆゑ、何國のことであら

うと問れた、

對曰今茲魯多大喪

【註】今茲此歲

○對曰。叔與が答に、當年中に魯國に大なる喪があらう、

明年齊有亂君將得諸侯而不終

【註】魯喪齊亂宋襄公不終別以政刑吉凶他占知之

來年は齊國に亂が起らう、君宋の國は一端は諸侯の頭となりて、勢ひがあらうけれども、末がとげまいと云た【注】魯。今度の怪異にて此やうなことは知るものではない、内史は他の占で考へて云たとなり、

退而告人曰君失問是陰陽之事非吉凶所生也

【註】言石隕鷁退陰陽錯逆所爲非人所生襄公不知陰陽而問人事故曰君失問叔與自以

秋狄侵晉取狐厨受鐸涉汾及

昆都因晉敗也

【註】狐厨受鐸昆都晉三邑平陽臨汾縣西北有狐谷亭汾水出大原南入河

大分地を取た、是は去年秦に打まけて、晋は大に弱り居るを狄からつけ込で伐た也、

王以戎難告于齊齊徵諸侯而

戍周

【註】十一年戎伐京師以來遂爲王室難桓公が諸侯にふれて加勢を出さした、

冬十一月乙卯鄭殺子華

【註】終管仲之言事在七年

終に殺された、管仲がまぬかれまいと云たがあたりた、

十二月會于淮謀郟且東略也

【註】郟爲淮夷所病故

僖公の會せられた、此會は郟をすくはうと云こと、

對非其實恐爲有識所譏故退而告人

○退而。内史が宋公の前を退て人に語りて云には、君は大きな問をこなひである、此たびのことは陰陽變化のことでこそあれ、吉凶の出来る本ではないとなり【注】言陰。陰陽のあやまり逆ひたるより生ずる所なるを、人の上の吉凶にあたるかと思はるゝ、それゆゑ問を失と云た、○叔與。返答も此たびの怪異で考へたではない故に、見識のある者がそしらうかと思ふて言わけをしたものなり、

吉凶由人吾不敢逆君故也

【註】積善餘慶積惡餘殃故曰吉凶由人君問吉凶不敢逆之故假他占以對

○吉凶。すべて吉凶は人の行ひの善惡にあることなり、されど君の心に逆らはずに他の占で考へて云た、

【注】積。易にある通りである、

夏齊伐厲不克救徐而還

【註】十五年齊伐厲以救徐前年も救ふた、

城鄆、役人病、有夜登丘而呼、曰、齊有亂、不果、城而還。

【註】役人遇厲氣、不堪、久駐、故作妖言。

○城。城普請をするときに、役に行た者どもがあまり久くかゝりて居ることゆゑ、瘴癘の氣をうれひて夜中に何者か高みへ上て、大聲を上て、齊の國に亂が作たと云て呼だ、それにおどろいて、皆普請をすておいて歸たと云ことである。

【經】十有七年、春、齊人徐人伐英氏。

英氏は楚としたしき國也。

夏、滅項。

【註】項國、今汝陰、項縣、公在會、別遣師滅項、不言師、諱之。

是は僖公の亡された、【注】項。會より歸らずに、別に人數をつかはして伐れたと云こと也。

秋、夫人姜氏會齊侯于朞。

【註】朞、今魯國、朞縣、傳、すむ。

九月、公至自會。

【註】公既見執于齊、猶以會致者、諱之、なりよく書た、實は執へられて居られた。

冬、十有二月、乙亥、齊侯小白卒。

【註】與僖公八同盟、赴以名。

桓公の卒せられた。

【傳】十七年、春、齊人爲徐、伐英氏、以報婁林之役也。

【註】英氏、楚、與國、婁林、役、在十五年、是も管仲などが下知とみえた。

夏、晉太子圉爲質於秦、秦歸河東而妻之。

【註】秦征河東、置官司、在十五年、○夏。人質と成て往れたゆゑ、秦へ一たび取た河東を又晉へかへして女をめあはせた。

及子圉西質、姜爲宦女焉。

【註】宦事、秦爲妾。

○及。兩人ともにあふたはふしぎなことであるとな

師滅項。

【註】師、魯師、魯の師が亡ぼした。

淮之會、公有諸侯之事、未歸而取項。

【註】淮會、在前年、冬、諸侯之事、會同講禮之事、淮の會に僖公も行ながらまだ歸られぬ内に、項へ人數をさし向て滅されたと云こと。

齊人以爲討而止公。

【註】內諱、執皆言止。

齊人が不埒なと云て、僖公を捕へたである、それを止公となりよく云たもの也。

秋、聲姜以公故、會齊侯于朞。

惠公之在梁也、梁伯妻之、梁嬴孕過期。

【註】過、十月、不產、懷子曰孕。

○惠公。已前梁に居られた時分に、梁伯の女梁嬴を夫人とせられた、この梁嬴懐胎せられて、月は満ても産が無かつたに付て、

卜招父與其子卜之。

【註】卜招父、梁大卜。

梁の卜者が親子して占つた。

其子曰、將生一男一女、招曰、然、男爲人臣、女爲人妾、故名男曰

圍、女曰姜。

【註】圍、養馬者、不聘曰妾。

其子が判斷して云には、男子一人と女子一人の出産であらう、親も成ほどさうみえる、さて男子は人の臣と成るべし、女子は人の妾と成べきと云たに付て、此のやうな名をつけた。

【註】齊姜、僖公夫人、齊女、

わび言致されたとみゆる、

九月、公至、書曰、至自會、猶有諸

侯之事焉、且諱之也、

【註】恥見執、故託會以告廟、

○九、ゆるされて歸られた、それをうつくしく書た

と云は、魯國で諱たゆゑである、

齊侯之夫人三、王姬、徐嬴、蔡姬、

皆無子、齊侯好內、多內寵、內嬖

如夫人者六人、長衛姬、生武孟、

【註】武孟、公子無虧、

三人まで夫人が有たれども子が無かつた、好内と云は女好きと云こと、妾が大分有て、氣に入て夫人同やうな者が六人まで有た、

少衛姬、生惠公、

【註】公子元、

鄭姬、生孝公、

【註】公子昭、

葛嬴、生昭公、

【註】公子濞、

密姬、生懿公、

【註】公子商人、

宋華子、生公子雍、

【註】華氏之女子姓、

○長、六人の公子が生れられた、是からして齊の亂がおこる、

公與管仲屬孝公於宋、襄公以

爲太子、雍巫有寵於衛共姬、因

寺人貂以薦羞於公、

【註】雍巫、雍人名巫、即易牙、

○公、桓公の管仲と相談して、鄭姬が生れた孝公を宋の襄公にあづけておいて、是を太子とする筈で有

た、○雍巫、雍巫は易牙也、是が衛共姬の氣にいりて

有たに付て、寺人貂と云者が易牙を桓公へすゝめて、

亦有寵、公許之、立武孟、

【註】易牙既有寵於公、爲長衛姬、請立武孟、

桓公に氣に入りて居た、是からして桓公の武孟を太子とせうと許容せられた、是ではあとがやかましい道理である、

管仲卒、五公子皆求立、冬、十月、

乙亥、齊桓公卒、

【註】乙亥、月八日、

○管仲、五人がそれぐに徒黨人が有て太子に成らうと云た、是は桓公の病中の時からやかましく成た内に、○冬、終に卒られるやいなや、

易牙入、與寺人貂、因內寵、以殺

羣吏、

【註】內寵、內官之有權寵者、

易牙が御殿へ走入て方人をあつめ切てまはりて歴々

をころした、

而立公子無虧、孝公奔宋、十二

月、乙亥、赴、辛巳、夜殯、

【註】六十七日乃殯、

○而、終に無虧を立たである、孝公も危いに因て宋へ立退れた、○十二、六十七日目にかりもがりをしたに付いて、桓公の尸が腐りて蛆がわいたと也、

【經】十有八年、春、王正月、宋公曹

伯衛人邾人伐齊、

【註】納孝公、

宋公の方へ奔て居られた孝公を齊へ入れる、

夏、師救齊、

【註】無傳、

魯の師なり、

五月、戊寅、宋師及齊、師戰于觀

齊、師敗績、

【註】無虧既死曹衛邾先去魯亦罷歸故宋師獨與齊戰不稱宋公不親戰也大崩曰敗績顯齊地

宋からは孝公を立てふと云て齊を伐つ也、齊も物師はなくなる、方人はないゆゑに敗れたである、【注】無味方はみなしりぞいて宋ばかり齊と戦ふた、

狄救齊

【註】無傳救四公子之徒、四公子が狄と中がよい故である、

秋、八月、丁亥、葬齊桓公、

【註】十一月而葬亂故八月無丁亥日誤、騷動ゆゑ殊の外延引した、

冬、邢人狄人伐衛、

【註】狄稱人者、史異辭傳無義例、皆告文也、

【傳】十八年、春、宋襄公以諸侯伐齊、三月、齊人殺無虧、

古。楚も無分別なる者どもであつた、

齊人將立孝公、不勝四公子之徒、遂與宋人戰、

【註】無虧已死故曰四公子、四公子が中々合點せぬ、それで合戦に及だ、

夏、五月、宋敗齊師于廟、立孝公而還、

○夏。終には宋が勝利を得た、

秋、八月、葬齊桓公、

【註】孝公立而後得葬、不及解、

冬、邢人狄人伐衛、圍菟圃、衛侯以國讓父兄子弟及朝衆、曰、苟能治之、燬請從焉、

【註】燬、衛文公名、

【註】以說宋、

桓公が卒せられたれば亦宋公に勢ひが付て來た、諸侯もしたがふた、○三。是は宋へわびごとの意である、

鄭伯始朝于楚、

【註】中國無霸故、始て參勤せられた、頭役がなく成た故也、

楚子賜之金、既而悔之、與之盟、

日、無以鑄兵、

【註】楚金利故、

○楚子。楚子が悦で金とは銅のことを云、鄭人にくられた、あとから悔て、鄭人と盟ふて、此銅を以て劍の類はつくるまいと誓言を立させた、楚の銅は日本にて云南蠻鐵のくらゐに利きゆる也、此のやうに悔むほどなら初からやらぬがよい、

故以鑄三鐘、

【註】古者以銅爲兵、傳言楚無弱者、遠略、

○故。鄭人も律義な鐘を三つこしらへたとなり、【注】

衛侯は氣の弱い人にて有たさうな、其方ども誰なりとも治てくれい、おれはかゝり人に成らうと云はれた、

衆不可、

【註】不聽衛侯讓、

而後師于訾婁、

【註】陳師訾婁、訾婁衛邑、

○而。狄邢をふせぐつもり也、

狄師還、

【註】獨言狄還、則邢留距衛、言邢所以終爲衛所滅、

梁伯益其國、而不能實也、

【註】多築城邑、而無民以實之、

梁の君が所々を取て國はひろげたれども、内へ實る人數がない、城が有ても入るゝ人がない、

命曰新里、秦取之、

名づけて新里と云た、秦へ只とりした、

【經】十有九年、春、王三月、宋人執

滕子嬰齊、

【註】稱人以執、宋以罪及民、告例在成十五年、傳例不以名爲義、書名及不書名、皆從赴、

夏、六月、宋公曹人邾人盟于曹、

南、

【註】無傳、曹雖與盟、而猶不服、不肯致饋、無地主之禮、故不以國地而曰曹南、所以及秋而見、

告文、【注】無。曹はさして宋公に服せぬに因て、定まりのおくり物もせず、地主の禮が無い故に、加はらぬも同然ゆる盟た、地はかゝなんだものである、

鄆子會盟于邾、

【註】不及曹南之盟、諸侯既罷、鄆乃會之於邾、故不言如會、

魯へ告た、

梁亡、

【註】以自亡爲文、非取者之罪、所以惡梁、

【傳】十九年、春、遂城而居之、

【註】承前年傳、取新里、故不復言秦也、爲此冬梁亡傳、

秦が新里を取てそこに城て居ると云こと、

宋人執滕、宣公、

宋から滕君に罪のあるふりに告たゆゑ、其まゝに記された、

夏、宋公使邾、文公用鄆子于次

雎之社、欲以屬東夷、

【註】雎水、受泝、東經陳留梁譙沛彭城縣入泗、此水次有妖神、東夷皆社祠之、蓋殺人而用祭、宋公の云付て文公に捕へさせて、次雎と云所の神社へそなへた、○欲。畏恐れさせて従へるつもりである、【注】雎。泝水の流れ込む所也、水次は雎水の邊に

初の會には出なんだである、他の諸侯の歸られた後とへ行たに付て、邾に會盟と云たもの、

己酉、邾人執鄆子用之、

【註】稱人以執、宋以罪及民、告也、鄆雖失大國會盟之信、然宋用之爲罰、已虐、故直書用之言、若用畜產也、不書社、赴不及也、不書宋使邾、而以邾自用爲文、南面之君、善惡自尊、不得託之於他命、

會に來たのを執へて人身御供に用た、【注】稱人。告て來なんだ詞を不及と云、

秋、宋人圍曹、

告文也、

衛人伐邢、

【註】伐邢、在圍曹前、經書在後、從赴、

冬、會陳人蔡人楚人鄭人盟于

齊、

【註】地於齊、齊亦與盟、

妖怪な神が有て、東方の夷狄がまつると云こと、人身御供をすかるゝ神にてある、

司馬子魚曰、古者六畜不相爲

用、

【註】司馬子魚、公子目夷也、六畜不相爲用、謂若祭馬先不用馬、

○司馬曰。六畜でさへも相爲に牲は用ぬ、馬を祭るに馬肉は供へぬ、【注】司。天駟馬の神也、先祖馬を取たこと也、

小事不用大牲、而況敢用人乎、

祭祀、以爲人也、民神之主也、用

人、其誰饗之、齊桓公存三亡國、

以屬諸侯、

【註】三亡國、魯衛邢、

○小事。小祭には大きな牲さへ用ひぬと也、それに人を用ると云ことはない、祭りと云者は、元と人の爲に福を祈り、子孫の榮をいのるもので、民は神の主と

云て神もたのみに思しめすものである、○用人。何として神が受け玉はうや、齊の桓公の三國の亡びるを救はれて、諸侯ををどして歸服させられてさへ、

義士猶曰薄徳

【註】謂欲因亂取魯緩救邢衛

義士は薄徳也と云て笑たと也、【注】謂。緩とははきくと速に救はれなんだと云こと、

今一會而虐二國之君

【註】宋公三月以會召諸侯執滕子六月而會盟其月二十二日執鄆子故云一會而虐二國之君

○今。滕子鄆子二國を虐せらるゝは、甚あしきことである、【注】宋。不及解、

又用諸淫昏之鬼

【註】非周社故

○又用。又人を食ふ神は淫昏の神である、周の社ではない、

將以求霸不亦難乎得死爲幸

【註】恐其亡國。其やうな邪な祭をして覇主に成うとのぞまるゝか、何と成就しやうなことであらうか、せめて國を失はず、疊の上で死なれたならば大仕合である、

秋衛人伐邢以報菟圃之役

【註】邢不速退所以獨見伐

狄は退いたに、跡に残りて居て伐れた、

於是衛大旱卜有事於山川不吉

【註】有事祭也

○於是。此時分大旱がして雨がふらなんだ、○卜。山の神や大河を祭らうかと卜なうたれば、不吉と出た、

甯莊子曰昔周飢克殷而年豐

今邢方無道諸侯無伯

【註】伯長也。○寧。是は衛の君が邢を伐うと思ひ立ててから、大

亂而伐之軍三旬而不降

【註】崇崇侯虎

○子魚。宋公を諫めて云やう、文王の崇と云國の君が無道なと聞召て伐玉ふた、戦ひが三十日に及べども、城がおちなんだゆゑ、文王の吾が不徳と思召て、

退脩教而復伐之因壘而降

【註】復往攻之備不改前而崇自服

退て教を脩め玉ふて後に伐玉ひたれば、城の土手迄よせ玉ふと、何の苦もなく降たと云ことがある、それで、

詩曰刑于寡妻至于兄弟以御

于家邦

【註】詩。大雅言文王之教自近及遠寡妻嫡妻即大姒也刑法也

詩にも内寡妻から刑ありて、兄弟とそれから國家迄も治ると云ことがある、文王の教への夫人から外へ段々廣まりたるを云、

早が有たに付て天の咎めでもあらうかと惑はれた、それを甯莊子が辨じて云には、昔周の武王の殷の紂王を伐玉ふ時分に、周は飢饉がして五穀が實のらななんだれども、かまはずに殷を亡し玉ふたら、豊年に成た、今邢の國は盛に無道をふるまふ、それを制する覇王が無く成た、すれば、

天其或者欲使衛討邢乎從之

師興而雨

天から衛へ命じ玉ふて、邢を討せらるゝと見え、ますますほどに、かまはず討玉へと云たれば、衛公も同心して師を出しかけられたれば、大雨が降て民が悦んだ、見切りのよいことを云たもの也、

宋人圍曹討不服也

【註】曹南盟不修地主之禮故

前にある通り、おくりものもせずかまはなんだゆる討た、

子魚言於宋公曰文王聞崇徳

今君德無乃猶有所闕而以伐人若之何盍姑內省德乎無闕而後動

○今。それに今君は御身の徳も十分に缺る所のないとは云はれもせいで、人を伐うと思召すはいかないれば、姑く御行作を御氣つけられて、徳に缺ることもないと云上にて、人をも伐ち玉へと云こと、

陳穆公請脩好於諸侯以無忘齊桓之德冬盟于齊脩桓公之好也

【註】宋襄暴虐故思齊桓

是は尤な仕方である、桓公の居らるゝ内無事に有た、是も今宋公の暴虐なに付て、昔の覇者をしたふ心也、

梁亡不書其主自取之也

【註】不書取梁者主名

誰が取たとも亡したともないのは、自分の手もりじ

にげ去た、秦から終に乘取た、

【經】二十年春新作南門

【註】魯城南門也本名稷門僖公更高大之今猶不與諸門同改名高門也言新以易舊言作以興事皆更造之文也

魯國で僖公の作られた【注】魯 昔から有た通りよりは、おびたしく大に作られた、外の諸門にはない、高門と云た、新と云が舊い型をすて、造作したと云こと、

夏郟子來朝

【註】無傳郟姬姓國魯へ朝したなり、

五月乙巳西宮災

【註】無傳西宮公別宮也天火曰災例在宣十六年、

下屋敷がやけた、

鄭人入滑

【註】入例在襄十三年、

やと云ことを示した、

初梁伯好土功亟城而弗處民罷而弗堪則曰某寇將至乃溝公宮

【註】溝壘

○初。是が梁の亡びたいはれである、梁の君は常に土功とて人足を使ふて城普請をすることが好で、しばく城を建てらるゝと思へば、そこに續いて住むこともせず、又外に城普請を始めて百姓をつかはるゝ、それで民がつかれば、得こらへなんだゆる、下説を云ふらして、どこから敵がよせて来るげな、彼からもせめに來るげなと云た、後には公宮にまでほりをかまへた、

日秦將襲我民懼而潰秦遂取梁

誰が云ともなしに、秦から此城をとりまくくと云たに付て、内輪くづれがして、ちりくゝに民どもが皆

告文なり、

秋齊人狄人盟于邢

告文なり、

冬楚人伐隨

告文、

【傳】二十年春新作南門書不時也

【註】失土功之時、作るべき時ではないを非た、

凡啓塞從時

【註】門戸道橋謂之啓城郭牆壘謂之塞皆官民之開閉不可一日而闕故特隨壞時而治之今僖公修飾城門非開閉之急故以土功之制譏之傳嫌啓塞皆從土功之時故別起從時之例

○凡。此時は損たる時に從て修復すると云こと【注】皆官民のために開き、官民の爲に閉るもので、

日もなくてはならぬものである、それで損じたらいつとも修復はせねば成らぬ、○今 損じもせぬものを物好で作り直された、故に土功の法で譏たれども、左傳には是も亦冬する筈と心得ては相違ゆる、其心得違をさせまいと思て、破損の時に從て作るものと云例をあらはして示された、經では春の作事ゆる冬する筈とて、土功の時の法で譏つてある、實は損せぬに作りかへたをおもに譏つた者也、

滑人叛鄭而服於衛、夏鄭公子士洩堵寇帥師入滑、

【註】公子士、鄭文公子、洩堵寇、鄭大夫、兩人が軍勢を催してせめ入た、

秋、齊狄盟于邢、爲邢謀衛、難也、於是衛方病邢、

此節衛から邢をせめるゆる、救てやる、

隨以漢東諸侯叛楚、冬楚鬪穀於菟帥師伐隨、取成而還、君子

曰、隨之見伐、不量力也、量力而動、其過鮮矣、善敗由己、而由人乎哉、詩曰、豈不夙夜、謂行多露、

【註】詩、召南、言豈不欲早暮而行懼多露之濡己、以喻遠禮而行必有汗辱、是亦量力相時而動之義、

楚に背た、○冬 隨が頭取したゆる伐た、終に降參し、

【註】言したゆる、楚人が退た、○君 自分に楚に敵すべき力もなくて、そむいたゆる耻しめられた、力を量て己が分相應にさへ動けば過は鮮いもの也、すれば善に至るも敗に及ぶも己が心から出る、人の知たことではない、○詩、早朝や又は夜分にも行きたいと思ふけれども、露が有て行れぬと云てある、是をもおして行けば露にけがさるゝに極た、それで行かぬと云てある、耻かしめを取るにたとへた、隨も露が有てけがさるゝとは知れたことを、量らなんだゆるにけがされたこと、【注】詩、たとへを取たものである、宋襄公欲合諸侯、臧文仲聞之、

欠

MISSING

れて、自分として天子へ通ずることが成らぬゆゑ、魯國の與み下の顛輿のたぐひの國に成て、魯からは國臣と云た、故に滅びたも奔つたも其君を再び反したも、一々備には書ぬと云ことなり、家臣あいらひである、

夏、宋公衛侯許男滕子伐鄭、

告文なり、

秋、八月、丁未、及邾人戰于升陘、

【註】升陘、魯地、邾人縣公、胄于魚門、故深耻之、不言公、又不言師敗績、

邾から討返したである、【注】升、僖公の胄を取られた、それをばはちて、公の出陣も敗れたことも書されぬとなり、

冬、十有一月、己巳、朔、宋公及楚

人戰于泓、宋師敗績、

【註】泓、水名、宋伐鄭、楚救之、故戰也、楚告命不以主師人數、故略稱人、

告文也、【注】泓、大將を告げなんだゆゑ、楚人と書れ

た、

【傳】二十二年、春、伐邾、取須句、反其君焉、禮也、

【註】得恤寡小之禮、邾にほろぼされた小國をあはれみて、取返して其君を立てたである、

三月、鄭伯如楚、夏、宋公伐鄭、子魚曰、所謂禍在此矣、

【註】怒鄭至楚、故伐之、爲下泓戰起、

禍でもないに行かれた、それ故に鄭を伐た也、○子魚今こそ禍にあはる、で有うと云た、前年に禍未だ君を懲すに足らぬと云た、今はもはやたまたぬと也、

初、平王之東遷也、

【註】周幽王爲犬戎所滅、平王嗣立、故東遷洛邑、

幽王の犬戎に滅されて、二代目に至て平王の時、洛邑へ都遷して成された、其時分に、

辛有適伊川見被髮而祭於野者

【註】辛有周大夫伊川周地伊水也

○辛有 周の大夫辛有と云者が、伊水と云川を過ぎ通たれば、被髮とは冠も着ずに髪をさばきて、野外へ出て祭をして居る者が有た、

日不及百年此其戎乎其禮先亡矣

【註】被髮而祭有象夷狄

○曰。それを辛有が見て云には、もはや此伊川の邊も百年もすぎぬ内に戎となるであらうと也、先づ大切なる禮が亡た、被髮で神を祭ると云は戎の風俗である、

秋秦晉遷陸渾之戎于伊川

【註】允姓之戎居陸渾在秦晉西北二國誘而徙之伊川遂從戎號至今爲陸渾縣也計此去辛有過百年而云不及百年傳舉其事驗不必

其年信

○秋 右の通りに辛有が昔し目利しておいたが、今秋果して秦晉の二國がせわをして、陸渾と云所の戎を伊川へ遷し居らせて、地名迄改めて陸渾と號した、

【注】允 允氏の戎が秦晉の西北の方に居た、その地名を陸渾と云た、それを二國の君が誘ひ導て伊川へ遷らせた、剩へそのまゝ陸渾と號けたが、晉の時分迄そのまゝで唱へきた、○計 是を計て見るに、辛有が時代から此れまでは百年の餘である、辛有は百年までは及ぶまいと云たれども百年は過た、されど左氏の傳に云はれた意は、驗の有たを舉て見せたものである、其年數のあふことを必とはせぬ、百年より超へたを論ずるには及ばぬと云こと、

晉太子圉爲質於秦將逃歸謂嬴氏曰與子歸乎

【註】嬴氏秦所妻子圉懷嬴也

十七年の傳に質と成て來られたとき、秦から女を妻あはして止めおいた、此たび逃歸らうと思ふて、夫人の嬴氏に云はるゝには、そなたも連れて行かうほど

欠

MISSING

子魚曰、君未知戰、勅敵之人、隘而不列、天贊我也。

【註】勅、強也。言楚在險隘、不得陳列、天所以佐宋。

○子魚。それは一向に合戦の道を御存知ないに因て、さやうなことを云つてござる。○勅。勅敵は強敵と云ことなり、楚國の勢は至て強い、その人数が難所にて急々に備を得立ぬと云ものは、天から宋を助け玉はると云ものなり。

阻而鼓之、不可乎、猶有懼焉。

【註】雖因阻擊之、猶恐不勝。すれば難所にて攻戦ふが善い仕方ではござらぬか、それでさへも楚は強國のことなれば勝れまいかと懼る。

且今之勅者、皆吾敵也、雖及胡者、獲則取之、何有於二毛。

【註】今之勅者、謂與吾競者、胡考、元老之稱。

○且。其上今此相手に成たる勅き者どもは、皆此方の敵とする者なれば、たとひ胡考の老人でからが、手あて用捨はせぬ、獲らるゝだけは生捕る、何ぞ二毛の論があらうぞ。

明耻教戰、求殺敵也。

【註】明設刑戮、以耻不果。

○明。軍令に、しりごみする者を刑戮し恥しめたりして、合戦の法を教ふるのは、一人でも敵の首を取るを功としたものである、それに何ぞ、不重傷の不禽二毛のと云定めがあらうぞ。

傷未及死、如何勿重。

【註】言尙能害己。

○傷。すれば敵の死なぬ内は幾刀でも斬らねばならぬ、それを用捨して生けておいては、却て此方を害する。

若愛重傷、則如勿傷、愛其二毛、則如服焉。

【註】言苟不欲傷殺敵人則本可不須圍

○若。それほど傷を付るは不便なゆゑ、重ぬること
はせぬと云なら、初發から一手も負せず、傷のないや
うにするに如くはない、○愛。亦是は老人なれば、敵
下はあれども禽にはせぬと愛するなら、敵にとらず
此方から降参し、歸服して手下に附いたがよい、

三軍以利用也

【註】爲利興

○三軍。三軍を備へて軍するは、利用の爲で勝を以
て功とするなり、勝うとて興したもなり、

金鼓以聲氣也

【註】鼓以佐士衆之聲氣

○金。鐘太鼓を打つと云ものは、士卒の聲氣を助る
ためなり、

利而用之、阻隘可也、聲盛致志、

鼓儻可也、

【註】儻未整陳

○利。利の爲に用ふるならば、阻隘の難所などが地
の利を得たと云のである、○聲。士卒の聲氣を助る
ならば、儻と敵の備の整はぬに乗じて、攻かゝるが
よいなりと云た、襄公も一言もない、

丙子晨、鄭文夫人芊氏、姜氏勞

楚子於柯澤

【註】楚子還過鄭、鄭文公夫人芊氏、楚女姜氏、
齊女也、柯澤、鄭地、

楚君の宋の軍に勝て歸るとして、鄭の領内を通行せら
るゝに付て、鄭の文公の夫人は芊氏として、楚の女ゆ
ゑ、姜氏と同道して、鄭の柯澤と云所まで見廻に出
て、御苦勞也と挨拶した、

楚子使師縉示之俘馘

【註】師縉、楚樂師也、俘、所得囚、馘、所截耳、

○楚子。楚の君が師縉と云家臣に命じて、今度の軍
に生捕た細付どもや、截り取た耳などを見せられた、
女にいらざる功名をほこらるゝ若輩人である、

君子曰、非禮也、婦人送迎不出

欠

MISSING

司空季子

【註】胥臣曰季也時狐毛賈佗皆從而獨舉此五人賢而有大功所謂狐偃趙衰顛頡魏武子司空季子

狄人伐廩咎如

【註】廩咎如赤狄之別種也隗姓○狄人此時分狄人が廩咎如と云ふ狄地の隗姓の國を伐て

獲其二女叔隗季隗納諸公子公子取季隗生伯儵叔劉以叔隗妻趙衰生盾

【註】盾趙宣子兄弟の娘を連れて來た是叔隗季隗なり○納重耳の夫人にと云て納れた公子が季隗を取て伯儵叔劉の二人の子を生れた○以姉は趙衰が妻と成て趙宣子を生た

將適齊謂季隗曰待我二十五年不來而後嫁對曰我二十五年矣又如是而嫁則就木焉

【註】言將死入木不復成嫁

○將適是は弟の夷吾が晋の君と成て惠公と云た此時重耳を後の仇なりと云て殺さうと云たゆゑ又重耳が狄から齊の桓公を頼て適かるゝ時に夫人の季隗に云はるゝに我が歸るを待て居られよ二十五年過て不來ば其時何方へなりとも再嫁致されよそれまでは待て居られよとなり○對曰季隗の笑て返答に私今年二十五に成ますそれには是から又二十五年待て嫁するなら棺の内へ入て嫁入致さうとなり

請待子處狄十二年而行

【註】以五年奔狄至十六年而去○請それより君の御歸りまで何時までも待て居りませうとなり○處重耳は十二年の間狄に居て齊へ行れた

過衛衛文公不禮焉出於五鹿

【註】五鹿衛地今衛縣西北有地名五鹿陽平元城縣東亦有五鹿

○過 是から重耳の齊迄の路中の有さまを云、先づ衛の國へ立寄られたれば、衛の文公が浪人者として甚だ不禮にせられた、○出 衛の五鹿と云ふへ懸て通らるゝ時分に、空腹で有つた故、

乞食於野人野人與之塊公子

怒欲鞭之子犯曰天賜也

【註】得土有國之祥故以為天賜野人に食を一杯ふるまへと云はれたれば、是をまいれと云て塊を投出した、○公子 かな重耳もむつと致されて打ちするよと云はれた、○子犯 舅犯が留めて云には、是程な目出度ことはない、則ち天より賜はる前祥なり、土は土地を得ると云天のつげでござるほどに、拜して戴き玉へと云た、

稽首受而載之及齊齊桓公妻

之有馬二十乘

【註】四馬為乘八十四匹也、それで公子の駝と拜して受て通られた、○及 齊では桓公がことの外禮を厚して、總領女と娶せて馬二十乘を引出物と致された、

公子安之從者以為不可將行謀於桑下

【註】齊桓既卒知孝公不可恃故

○公 因て重耳も爰に安じて居られた、○從者 それから二年齊に居られた内に、桓公は卒せられたなり、時に從者どもが孝公の代に成ては恃みすくない故、齊に居ては不可と云て、亦齊を去らうとて、桑の樹の下へ打寄て相談した、

蠶妾在其上以告姜氏姜氏殺之

【註】姜氏重耳妻恐孝公怒其去故殺姜以滅口

○蠶 折節桑をとる女が其處に居て、此相談を聞いて夫人の姜氏に告た、○姜 此夫人發明な人で、此密事を孝公が知られては、事がやかましいと思て、此告た女を殺された、

而謂公子曰子有四方之志其

聞之者吾殺之矣公子曰無之

姜曰行也懷與安實敗名公子

不可姜與子犯謀醉而遣之醒

以戈逐子犯

【註】無去志故怒

○而 夫人が公子へ、御前は四方の志有て何れへか去り玉ふと承た、其密事を聞た者は殺しましたと云はれた、○公 吾はゆめくどこへも行く心はないとなり、○姜 それはわるい御了簡じや、少も早く去り玉へ、○懷與 是は史記で見れば、元と此にまだ重耳の辭がある、此所に居れば安樂な、人生安樂孰か知其他必死於此と云て、齊で一生果る覺悟になら

及曹曹共公聞其駢脅欲觀其裸浴薄而觀之

【註】薄迫也駢脅合幹

○及曹 それから曹へ行れたれば、曹の共公が重耳のあばらの骨が合てをると云咄を聞及んで、それを見度思はれて、○其裸 裸浴とは裸に成て浴する所を、出し抜に往て見られた、是れ無禮なことである、

僖負羈之妻曰吾觀晉公子之從者皆足以相國若以相

【註】若遂以為相

○僖負 曹の大夫が妻が云には、私が晉の公子の附

々の衆を考て見るに、どれも器量有る人達で、一國の相としてもよい、若し遂に相と成らば、

夫子必反其國、反其國必得志於諸侯、得志於諸侯而誅無禮、曹其首也、子盍蚤自貳焉、

【註】自貳、自別異於曹、夫子必其國に反り玉ふで有らう、反り玉ひたならば、志を諸侯に得て覇になり玉はん、その節無禮の國々を討るゝであらう、其討たるゝ時は曹が真最初であらう、○子、なせ今の内に蚤く公子へ心をよせて置玉はぬとなり、

乃饋盤飧、實璧焉、

【註】臣無意外之交、故用盤藏璧、飧中不欲令人見、

○乃、そこで大夫が食にかこ付けて玉を送た、公子受飧、反璧、及宋、宋襄公贈之、以馬二十乘、

晉公子姬出也、而至于今、一也、

【註】犬戎狐姬之子、故曰姬出、今公子重耳は姫の甥で、今に至て榮えらるゝ、是一つの福なり、

離外之患、

【註】出奔在外、○離、公子の他國へ出奔めされて、外に患て居らるれども、

而天不靖晉國、殆將啓之、二也、有三士足以上人、而從之、三也、

【註】國語、狐偃趙衰賈佗、三人皆卿才、後とて晉の國が靖まらずして、追々亂るゝ、是は天から公子を入れて、運を啓かせんとすると見ゆる、是二つの福なり、○有、三人の名士が有て、各才智豪傑の士にして、人の上たる器量ある者どもである、是らが從て輔佐すれば是二の福なり、

晉鄭同儕、

【註】贈、送也、

○公、璧は受けられなんだ、宋へ至られたれば、襄公が馬を二十乘贈られた、

及鄭、鄭文公亦不禮焉、叔詹諫曰、臣聞天之所啓、人弗及也、

【註】啓、開也、

○反、鄭に行れたれば、又文公の不禮に有た、大夫の叔詹が諫て、○曰、天道より恵を與へて、啓き佐くるをば、人力を以てさゝゆるとは及びもないことなり、

晉公子有三焉、天其或者將建諸、君其禮焉、男女同姓、其生不蕃、

【註】蕃、息也、

○晉、今晉の公子の様子を見るに、天から啓き玉ふと見えて、二の福が備つてある、大方天からも重耳を建んと思召すと見ゆる程に、禮を厚く成されよ、先づ男女同姓なれば、其子孫は蕃息せぬものであるに、

【註】儕、等也、

○晉、其上に晉と此方とは同輩の國なれば、

其過子弟、固將禮焉、況天之所啓乎、弗聽、及楚、楚子饗之、曰、公子若反晉國、則何以報不穀、對曰、子女玉帛、則君有之、羽毛齒革、則君地生焉、其波及晉國者、君之餘也、其何以報君、曰、雖然、何以報我、對曰、若以君之靈、得反晉國、晉楚治兵、遇於中原、其辟君三舍、若不獲命、

【註】三退、不得楚、止命也、通行の子弟方へは固より相應に御馳走あるべき筈なり、况や天より啓き佐け玉ふ人なれば、是非禮を厚く成されよと云た、○弗、文公が今の世には、あの様な

公子の浪人が年内には何人来るや、際限はないに、悉く禮を以てあひしらふては居られぬと云て聽れなんだ、○及。趙國順禮程めぐるゝである、又楚國へ行れたれば、楚の君が大分馳走を致された、同輩の諸侯の禮を用ひられたとなり、○曰。楚の成王の云はるゝには、貴官今は如此流浪の御身なれども、首尾よく運を啓きて、晉國へ反り玉ひて君と成玉ひたらば、拙者へは何を返報に玉はる思召でござるとなり、○對曰。重耳の返答に、何ぞ獻じ度くは存すれども、子女や玉帛は元より君の御家には澤山で不足はなく、羽毛の類や禽獸の齒革は、是又御國は大國なれば何でも土産する、○其。私の國へ參るのは皆御國の餘り物どもなり、すれば何を以て君に禮謝せうや、何も捧る物はござらぬ、○曰。雖。楚君のそれは御謙退じや、實々何を下さるゝ思召でござる、○對。爰で重耳の大言を叱さるゝなり、若し君の御影を以て晉の國へ反りました上で、又貴國と私國と兵を接して合戰致し、中原廣野などで備を立て御意得ませうならば、今日の御禮として戰地を三舍後へ引退きませうとなり、三舍とは九十里なり、○若。それでも君より御免

の命を得ず、是非に戦はんとあらば、もはや力に及びませぬ、

其左執鞭弭、右屬櫜鞬、以與君周旋。

【註】弭、弓未無緣者、以受箭、鞬、以受弓、屬、著也、周旋、相追逐也。

左には鞭や弓を持ち、右には櫜や鞬を負て、君と周旋し懸引して、一と合戰致さうとなり、

子玉請殺之。

【註】畏其志大。

子玉此大言を聞て、是程に主人が禮せらるゝ所に、無作法な云ひ分、後の仇なれば殺してひまを明けうと云た、

楚子曰、晉公子廣而儉。

【註】志廣而體儉。

○楚子。成王の爰はおとなしい了簡である、いやゝあの公子重耳は志は廣大で、體は儉に奢らぬ人

である、

文而有禮、其從者肅而寬。

【註】肅、敬也。

○文。文も有て禮を失はぬ、其れに従者どもは敬み深くて寬なる徳あり、

忠而能力、晉侯無親、外内惡之。

【註】晉侯、惠公。

其上忠臣で精力がよい者なれば、未たのもしい、○晉。前の晉侯惠公は親みのない人で、外他國の人も内國人も此を惡だ、

吾聞姬姓、唐叔之後、其後衰者

也、其將由晉公子乎、天將興之、

誰能廢之、違天必有咎、乃送

諸秦、秦伯納女五人、懷嬴與焉。

【註】懷嬴、子圉妻、子圉諡懷公、故號為懷嬴。

○吾。傳へさく、晉は姬姓で唐叔虞の後胤なり、其後

代は諸國より衰微が遲いとなり、○其。その衰微の

遲いのは、公子が善く國を治めらるゝ故であらう、さて天も是を佐け玉へば、誰有て能これを廢せんや、天道に違ては必大なる咎に逢て、國の禍があるものなればと云て、○乃送。楚は晉へは境も遠くて不便なれば、隣の秦へ行て繆公を頼んで、國へ入り玉へと云て送られた、○秦伯。秦の繆公も公子圉を聲にして置れたれども、亡げて歸たゆゑ、遺恨に思て居る矢さきへ、重耳の來られたゆゑ、是を世話して晉へ納れらるゝつもりで、女め五人を與られた、○懷。其五人の内には、公子圉にそはせた女も入て居られたとなり、

奉匭沃盥、既而揮之。

【註】匭、沃盥器也、揮、灑也。

○奉匭。此時何か重耳の手水をつかはるゝことが有たに、懷嬴の匭を捧られた、匭はひさびの類、湯を入るゝ器である、○沃。手洗つて既而揮之とはぬれ手をふるはれたればとばしりがかつた、

怒曰、秦晉匹也、何以卑我。

【註】匹、敵也。

怒り曰、秦晉匹也、何以卑我。

○怒。秦の女が腹を立て、○曰。秦。御前の國も私が國としても同格の國でござります、それに何を以て私を卑しめ玉ふて、其やうなことを成さるゝぞとなり、

公子懼、降服而囚

【註】去上服、自拘囚以謝之。

○公子。重耳の是は思はぬ無禮をしたとて、上は着を脱棄て自分に囚人貌に成て、ことわりを申された、

他日、公享之、子犯曰、吾不如衰之文也、

【註】有文辭也。

○他日。其後、繆公の盛饌を調て、重耳を享せられた、○子犯。子犯が今度の席へは趙衰を連れ玉へ、彼が口上には吾らは及ぶことではないとなり、

請使衰從、公子賦河水

【註】河水、逸詩、義取河水朝宗于海、海喻秦。

○公子。此席に於て、秦伯への挨拶に重耳の河水を賦せられたとなり、是は逸詩なれば知れねども、河水

が海へ朝すると云をたとへて、重耳の秦を大海にたとへて朝参すると云の意に云なり、

公賦六月

【註】六月、詩、小雅、道尹吉甫佐宣王征伐、喻公子還晉、必能匡王國、古者禮會因古詩、以見意、故言賦詩、斷章也、其全稱詩篇者、多取首章之義、他皆放此。

○公。繆公は亦六月の詩を誦はれた、【注】六月。尹吉甫と云ふ、周の宣王の臣下が、君宣王を輔佐して征伐することを作である、それを比喩して、重耳を尹吉甫に比し、周王を宣王に喩へて、晋に還られて王國を匡されよ、吾も從て佐けまいらせうと云ことを祝した意なり、○古者。昔は禮を以て會するには、古詩の内似たことを賦して意をあらはしたとなり、日本でも上代は催馬樂を誦た、今は四海浪を誦ふ、○故言。一首の内第一章を切て誦ふ、只篇の名のみを云へば、多くは首の一章を云ふことなり、

趙衰曰、重耳拜賜、公子降拜稽

秋、七月、冬、天王出居于鄭

【註】襄王也、天子以天下爲家、故所在稱居、天子無外、而書出者、譏王蔽於匹夫之孝、不顧天下之重、因其辟母弟之難、書出言其自絶於周、流浪成されたを告た、【注】襄王。天下中はどこでも家と成さるゝゆゑ、御所を直に居と書た、○天子。すれば外はないに、爰に出と書てあるは、王で有ながら、匹夫の孝に拘り玉ふて、天下の重いことを忘れ玉ふたを貶て、○因。御自分から周を棄玉ふたやうに書た、

晉侯夷吾卒

【註】文公定位而後告、未同盟而赴、以名告文なり、【注】文。公は重耳なり、

傳二十四年、春、王正月、秦伯納之不書、不告入也

【註】納重耳也、繆公の重耳を晋に入れられた、○の經に洩れたは告

首、公降一級、而辭焉

【註】下階一級、辭公子稽首、すかさず辭禮を述て、重耳唯今君の賜を拜せられますと云た、○公子。重耳のすぐ心得て、堂上より降て拜し首を下げられた、○公。繆公の是は痛入ると云て、階を一段下つて辭退せられた、

衰曰、君稱所以佐天子者、命重耳、重耳敢不拜

【註】詩、首章言匡王國、次章言佐天子、故趙衰因通言之、爲明年秦伯納之張本、

○衰曰。亦口上に、只今君が主人を祝し玉ひて、天子を佐ると云言を誦ひ玉ふて、重耳へ命じ玉ふを、何として是を重耳が拜せず居られませうと演説した、

經二十有四年、春、王正月、夏、狄伐鄭

告文なり、

げなんだ故なり、

及河、子犯以璧授公子曰、臣負羈紲、從君巡於天下、

【註】羈、馬羈、紲、馬繩、

○子犯。是は子犯が山師である、璧を公子へ授て、河水の邊りて御暇を願たなり、其言に、○臣。羈はおもがい縛は、馬繩なり、二つともに馬具である、馬の轡を取て供することなり、○從。御供を致して御流浪の中、國々を巡た、

臣之罪甚多矣、臣猶知之、而況君乎、請由此亡、公子曰、所不與舅氏同心者、有如白水、

【註】子犯、重耳舅也、言與舅氏同心之明、如白水、猶詩言謂予不信、有如皦日、

○臣之。私はそれ故に罪が甚だ多い、是は時として強諫をして、氣にさからひ、齊を去るまいと云はれたを、無理に酒に酔せて進て出て、追走らされたこと

二月、甲午、晉師軍于廬柳、

【註】懷公遣軍距重耳、

○二月。晉の懷公も重耳が入らるゝと聞て、入らねてはたまらぬと思て、軍勢をさし向て、距ぎの爲に廬柳と云所に陣を張られた、

秦伯使公子繫如晉、師退、軍于郇、

【註】解縣西北有郇城、

○秦伯。繆公の和解の扱をして、公子繫をば晉の陣所へ遣はして、重耳の御方せよと云れた、○師。それで呂甥卻芮などが退て、秦伯の命を待つ故に、郇と云地に陣營したとなり、

辛丑、狐偃及秦晉之大夫盟于郇、壬寅、公子入于晉、師丙午、入于曲沃、丁未、朝于武宮、

【註】文公之祖武公廟、

とも有た、それらを云出して罪多いと云、○臣猶。私が自分の身でさへ、是は悪かつたと存するからは、況や君にはさぞ憎く思すでござらう、○請。私には御暇を下されよ、此より直に欠落ちしたいと云た、○公子曰。重耳もかく云はれては、棄おけぬゆる、誓詞を立らるゝ、其れは子が國へ入たらば、其方に背くと思はるゝか、全く左様なることではない、此後若し舅と少しでも同心せぬことが有るならば、河水の神の咎めを蒙らん、心の清きこと此水の白きが如く、水神も照鑑あれと云て、件の玉を河水の中へ投入られた、【注】子犯。舅はをぢなり、○猶詩。詩經に出づ、
投其璧于河、
【註】質、信于河、
○質。河水の神に質された、誓言である、
濟河、圍令狐、入桑泉、取白袁、
【註】桑泉、在河東解縣西、解縣東南有白城、
終に水を濟て秦からも加勢して、○圍。追々手に入る、

○辛。子犯と秦の大夫と晋大夫は、今はまだ懷公の臣ゆる晋大夫と云た、郇で盟た、○壬。和が成た故に晋の軍中へ重耳の入られた、○丙。武公の靈屋へ朝拜を致された、
戊申、使殺懷公于高粱、不書、亦不告也、

【註】懷公奔高粱、高粱、在平陽楊縣西南、再發不告者、言外諸侯入、及見殺、亦皆須告、乃書于策、

○戊。退て居られたを殺た、經に書せぬは告て來なんだである、【注】懷。外の諸侯へ入たも告る筈、殺されたも告る筈を告げぬで、皆のらぬと云ふことわりなり、

呂卻畏偃、

【註】呂甥卻芮、惠公舊臣、故畏爲文公所偏害、兩人は惠公の時分からの舊臣である、是らが重耳の君と成られては、吾々を偏り殺さるゝで有うと思て、將焚公宮、而弑晉侯、寺人披請、

見公使讓之且辭焉

【註】辭不見

公宮に火をかけて、重耳を焼き殺すつもりに謀た、○寺人 是は前方色々として重耳を追ひあるいて、討取んとして捕て、片袖まで截た者なり、是が重耳の君と成らるゝに付て、御目見が致したいと云て來た、○公使 重耳の殊外怒られて、目通は叶はぬと云て云はるゝには、其方能く勘辨致せ、獻公の時分に此國が一度さわがしくて、

曰蒲城之役

【註】在五年

其節予は蒲城に退て居た時に、汝其時に討手の大將と成て向つた、

君命一宿女即至

【註】即日至

君獻公は日限を期し玉ひて、一夜止りに蒲城へ至れと有たを、汝が奉公だてに即日着にして吾を攻めた、しかも予が袖を汝に捕へられた時は、生きた心地は

女其行乎對曰臣謂君之入也

其知之矣

【註】知君人之道

○女 予に見ゆる所では有まいに、急で何國へ成ともたちされと云はれた、殺さうとは致されぬなり、○對曰 披が強い云分である、是は以の外なる御辭を承た、私は君の當國へ入せ玉ひたのは、人に君たるの道能く御存知なればこそ入らせ玉ひたと存するに、

若猶未也又將及難君命無二

古之制也除君之惡唯力是視

蒲人狄人余何有焉

【註】當二君世君爲蒲狄之人於我有何義

○若 それではまだ君たるの道を御合點がまゐらぬさうな、○又 君の道を御存知なくて入り玉ひては、又難に及び玉ふと存する、○君 君命無二と云は、君に事へて二心ないと云こと、是が臣たる者の道で、

なかつた、然れども予が運が強く引ちぎりて、垣を越て命幸々助つた、

其後余從狄君以田渭濱

【註】田獵

○其後 其後予は久々狄の君に介抱せられて居る、晋は惠公の代に成て、予をねらはれて、或時狄の君に從て、渭水の濱へ田獵に出ると云を伺て、

女爲惠公來求殺余命女三宿

女中宿至雖有君命何其速也

夫祛猶在

【註】祛所斬文公衣袂也

其時にも其方が討手を蒙て向た、○命 其時は路が遠いに因て、三日止りに至れと惠公の云付られたに、女が奉公だてに、一夜止りに來て、予を殺さうと思て、功をあげましたではないか、○雖 如何に其時の君命なればと云ても、あまり速に來て予をなやませた、○夫 昔其方に引ちぎられた袖を思ひ出のため、今に猶持て居るとなり、

古の制となり、○除 臣として其時の君の惡む者を除き去らうと存するには、唯一心に精を出し、力の及ぶだけは働くとなり、○蒲人 昔私が獻惠二君に事へて居まする時には、君は蒲人や狄人なれば、私が何と存じませう何とも存せぬ、すれば其時分には君を成るたけはねらひました、けれども君の御運が強い故のがれ玉ひた、

今君即位其無蒲狄乎齊桓公

置射鉤而使管仲相

【註】乾時之役管仲射桓公中帶鉤

○今 今又君が晋君と成せ玉ひてからは、其蒲狄が有まいや、又それゝに惡み玉ふ者が有らう、其時は君を目がけた通りに致して御奉公申さう、○齊 齊の桓公は乾時の合戦に管仲と戰て、管仲が桓公を目的に放た矢が、桓公の帯に下げて居らるゝ鉤は中つた、けれどもそれをかまはず相と致された、然らばかほどな度量のあるを以て、亂世の君の器と致す、【注】乾 鉤はかぎのことで城へ上る道具なり、

君若易之、何辱命焉、

【註】言君反齊桓己將自去不須辱君命、其れを今君は桓公などの君たる道を易へ、私を深く悪み玉ふならば、仰にや及ぶ勿論立去りませう、

行者甚衆、豈唯刑臣、

【註】被、奄人、故稱刑臣、

○行。左やうに小怨を思召すものならば、立去る者が大分出來ませう、刑臣計りでござらうか、【注】披、柏寺人は陰莖を絶れたる内證役人なり、

公見之以、以難告、

【註】告、呂卻欲、焚公宮、

此理に屈せられて終に對面された、○以。彼兩人が公宮を焚くと云密謀を告た、

三月、晉侯潛會秦伯于王城、己

丑、晦、公宮火、瑕甥卻芮不獲公、

乃如河上、秦伯誘而殺之、晉侯

逆夫人嬴氏以歸、

【註】秦穆公、女嬴氏也、

○三月。故に重耳の潜に公宮を遁出て、下道より微行して、王城にて秦の繆公に會して居られた、○己。謀叛人どもは是を夢にも知らず、公宮に居らるゝと思ふて、晦日に公宮に火をかけた、○瑕。二人が重耳を搜したれども居られぬ、直に河上へ寄たを秦伯のたまして殺されたとなり、○晉侯。晉の賊徒も退治成て歸らるゝに付て、秦の女嬴氏を夫人にして連れて歸られた、

秦伯送衛於晉三千人、實紀綱

之僕、

【註】新有、呂卻之難、國未輯、故以兵衛文公、諸門戶僕隸之事、皆秦卒共之、爲之紀綱、

○秦。繆公から晉を鞏固の爲に衛士を三千人送られた、○實。紀綱はしめ括りのこと、しまりく、の城門の番人と致されたとなり、【注】新。國へ入るゝや否や、新に今度の難が起た、其後また國中の諸士も輯り

睦くならぬ、それで秦から文公を守せらるゝ、

初、晉侯之豎頭須、守藏者也、

【註】頭須、一曰里、免須、豎、左右、小吏、

豎は内豎と云て小身なる側役である、守藏とは納戸役の類なり、

其出也、竊藏以逃、

【註】文公出時、

重耳の出られた時、納戸の寶財を皆盜で逃た、

盡用以求納之、

【註】求納、文公、

○盡。是も己が欲ではない、所々へ此金銀を賂に贈て、何とぞ重耳の國へ納るゝやうにと頼みあるいた、及、入、求、見、公、辭、焉、以、沐、謂、僕、人、曰、沐、則、心、覆、心、覆、則、圖、反、宜、吾、不、得、見、也、居、者、爲、社、稷、之、守、行、者、爲、羈、紱、之、僕、其、亦、可、也、何、必

罪居者、國君而讎、匹夫懼者甚衆矣、僕人以告、公遽見之、

【註】言棄小怨、所以能安衆、

○及、入。今文公の納れられたに付て、御目見が致したいと云た、○公。是も文公の心得違で、強ちに盗んだと思はれてえ逢はぬと云意で、今沐して居ると云て斷り云れた、○謂、僕。頭須が取次の者には、沐する時はまづ逆まに成てござるにまつて、心の臟がひつくり覆る、○心。心が覆れば、どうでも其圖も反して、信のことは出ぬものである、○宜。是はあはぬと仰らるゝも御尤じや、本體でござれば、其様なことは仰られぬ筈なり、○居者。若し皆御供をしたに、吾が御供をせなんだと云の御咎めで有らうなら、それは君の御心得違と云者なり、殘て國に居る者は其國を守て居る、從て行く者は馬の羈紱を取て供する、すればどちらも皆奉公ではあるまいか、○何。御供をせぬとて、罪と成さるゝことは有りさうもないものである、○國君。一國の君と成玉ひて、少しづゝの咎を以て、匹夫下郎を讎と成さるれば、懼るゝ者が吾而已

では有まい、甚だ多からうと云た、○僕人。取次が此言を重耳へ告たれば、對面致された、

狄人歸季隗于晉而請其二子、

【註】二子伯儵叔劉、

初め重耳の狄で娶られた、季隗を晉へ送て、二子は如何致さうと云た、

文公妻趙衰生原同屏括樓嬰、

【註】原屏樓、三子之邑、

○文公。重耳の女を趙衰にめあはせられて、趙姫と云た、此腹に、○生。三人出生で有た、原を領した名は同、屏を領した括、樓を領した嬰と云こと、

趙姬請逆盾與其母、

【註】趙姬、文公女也、盾、狄女叔隗之子、

○趙。此趙姬が狄に趙衰の妻子の有ると云ことを聞て、母子ともに逆へんと請はれた、

子餘辭、

【註】子餘、趙衰字、

晉侯賞從亡者、介之推不言、

【註】介推、文公微臣之語助、

重耳の立去らるゝ時に、從て供した者に恩賞を與へられた、○介之。と云小臣が祿のことを云て出なんだに付て、上から忘れて沙汰がなかつた、

推曰、獻公之子九人、唯君在矣、
惠懷無親、外內棄之、天未絕晉、
必將有主、主晉祀者、非君而誰、
天實置之、而二三子以為己力、
不亦誣乎、竊人之財、猶謂之盜、
況貪天之功、以為己力乎、下義其罪、上賞其姦、上下相蒙、

【註】蒙、欺也、

○推曰。先君獻公は九人まで公達が有たれども、皆

○子餘。是では如何にしても義理がたゝぬに因て、辭せられた、

姬曰、得寵而忘舊、何以使人、必逆之、固請許之、來以盾為才、固請于公、以為嫡子、而使其三子下之、以叔隗為內子、而已下之、

【註】卿之嫡妻、為內子、皆非此年事、蓋因狄人歸季隗、遂終言叔隗、

○姬曰。寵とは今趙衰も國卿とも云るゝ程に立身をした、是が寵を得たのである、それに舊い夫人を忘るゝやうでは、何を以て上に立て人が使はれんや、必逆へ玉へと云て、固く請れたに付て、然ば兎も角もと許容した故に來た、○以盾。是が夫人のおとなしい仕方である、自分に三人ある子はさし置て、狄から來た盾が才智な者じやと云て、文公へ請て嫡子に立て、三人の子どもを下に付て次男とし、狄の叔隗を本妻として、己れは下て妾と成られた、

死なれて唯君重耳計り存生で、長壽を保たるゝなり、惠公懷公二君ともに親みのない君で有たゆゑ、外同盟の諸侯も見限り、内羣臣も棄てたゆゑに亡びられた、○天。天から晉の國を滅ぼし玉はぬかぎり、國主が出來ねば叶はぬ、○主。然時は晉の血脈をたんだへて見れば、晉の祀を主る者は、君でなくて誰で有らう外にはない、○天。然ば天から自然と與へて、立て玉ふた晉君なり、○二。それを諸臣どもが面々功を云廻して、手がらさうに己らが力量で晉へ納れた様に思ふは、○不。いかい心得違ひで、無理なことではないか、○竊。人の金銀を盗むを盗人と云に、况や重き天の功を貪て、己が力と思ふは盗より罪が甚しい、○下。下臣も是を君への義と覺え、君も其姦な仕方功をほめて、恩賞を與へ玉ふ、○上。此やうに上下ともに欺く國には、
難與處矣、其母曰、盍亦求之、以死誰懟、對曰、尤而效之、罪又甚焉、且出怨言、不食其食、

【註】怨言謂上下相蒙難與處。與に居られぬに因て去らうと云。○其母。老母なせ一往其洩れたわけを云て祿を求めぬ、君の知り玉はぬに不足を云て、たとへ死だと云て懟みはとゝかぬとなり。○對。其非を答て置て、又それに效ふて却て此方の罪が甚しい、其上如此に怨言を吐くからは、其食を不食は又覺悟で云出ましたとなり、

其母曰亦使知之若何

【註】既不求之且欲令推達言於文公。○其母。返すく母は殘念であるゆゑ、左あらば食は不食ども其方が心を君へ知せては如何で有らうとなり、

對曰言身之文也身將隱焉用文之是求顯也其母曰能如是乎與汝偕隱

【註】偕俱也。○對。凡て人の言と云ものは身の文と云ものなり、

師還又卽衛鄭公子士洩堵俞彌帥師伐滑

【註】堵俞彌鄭大夫。それゆる鄭の師が國に還つたれば、又滑が衛の國と合體したに付て、鄭から公子の士洩と大夫の堵俞彌を大將として、滑を伐たんとした、

王使伯服游孫伯如鄭請滑

【註】二子周大夫。

○王。周王から伯服と游孫伯と云二人の大夫を遣はされて、鄭人に滑と和解致せと請はせられたなり、

鄭伯怨惠王之入而不與厲公爵也

【註】事在莊二十一年。

○鄭。鄭の君が惠王周に入玉ふた時、鄭の厲公に帶を賜ふて、爵を玉はらなんだを怨に存じて居たに、又怨襄王之與衛滑也

其身が隠れんとするに、何の文を用ふることが入ませうや、それを云へば顯るゝことを求ると申すものでござる。○其母。汝が其心で居るならば、成ほど汝とともに隠れやうと云て、

遂隱而死晉侯求之不獲以緜上爲之田曰以志吾過且旌善人

【註】旌表也、西河界休縣南有地名緜上。遂に連れて一生隱者と成て終たとなり。○晉。重耳の後に此ことを聞れて、甚だ悔いて尋られたれども、行方が知れなんだ。○以。緜上と云所の田を寄附して、祭り料と致された、其上云はるゝには、是を後世迄殘して、吾が過を傳へて善人をあらはせと云はれた、

鄭之入滑也滑人聽命

【註】入滑在二十年。

鄭から滑へ攻入れた時に、滑人が鄭の命を承て和談に及んだ、

【註】怨王助衛爲滑請。今又襄王の衛へ滑を下されて、最負成さるゝを心外に存じて、

故不聽王命而執二子王怒將以狄伐鄭富辰諫曰不可臣聞之大上以德撫民

【註】無親疏也。

王命とも云はせず、二人の御使を引執へた。○王。襄王の怒り玉ふて、狄を加勢として鄭を伐うと成さるゝ。○富。周の大夫が諫て申すには、それは甚だわるうござる、臣が承つたは、上古の聖王は徳を以て民を撫育成されて、彼は親是は疏と云ふの差別は成されなんだものなり、

其次親親以相及也

【註】先親親以疏推恩以成義。

○其。其次には親き宗室を親みて、疏に迄も親みを及したとなり、

昔周公弔二叔之不咸故封建親戚以藩屏周

【註】弔傷也咸同也周公傷夏殷之叔世疏其親戚以至滅亡故廣封其兄弟

○昔古周公の君を佐て政を成さるゝ時分には二叔は前代夏殷の季の親族が和せぬゆる滅びたをいたみ玉ふ故御親戚を封じて國君として周の都の四方に藩屏と取まはして封じ玉ひたとなり

管蔡邲霍魯衛毛聃郟雍曹滕畢原鄆郇文之昭也

【註】十六國皆文王子也管國在滎陽京縣東北邲國在河內山陽縣西畢國在長安縣西北鄆國在始平鄆縣東

○管十六國は文王の御子なり
邲晉應韓武之穆也

【註】四國皆武王子應國在襄陽城父縣西南韓國在河東郡界河內野王縣西北有邲城

○邲四國は武王の御子なり
凡蔣邢茅胙祭周公之胤也

【註】胤嗣也蔣在弋陽期思縣高平昌邑縣西有茅鄉東郡燕縣西南有胙亭

○凡六國は周公の後胤なり
召穆公思周德之不類故糾合宗族于成周而作詩

【註】類善也糾收也召穆公周卿士名虎召采地扶風雍縣東南有召亭周厲王之時周德衰微兄弟道缺召穆公于東都收會宗族特作此周公之樂歌常棣詩屬小雅

○召周の卿士なり是は周の厲王の時分に周の徳も大分衰微して兄弟の道も缺たゆる召穆公が東都に天子の御一門を收會して詩を作たとなり徳の不善に成たをいたみてなり成周は東都周の都である
日常棣之華鄂不韡韡

【註】常棣棣也鄂鄂然華外發不韡韡言韡韡

ばならぬと云ふことなり

如是則兄弟雖有小忿不廢懿親

【註】懿美也

○如是されば召穆公が詩の意を以て見れば兄弟と云ものは小の怒が有たと云ても親族はどうも廢てられぬとなり

今天子不忍小忿以棄鄭親其若之何庸勳親親暱近尊賢德之大者也

【註】庸用也暱親也

○今其れに今聊なる忿を忍びこらへ玉はずして鄭の親みを棄てうと成さるゝは如何致したことぞとなり○庸總じて勳功ある者を用ひ親き間を親み近き間を親み賢徳ある者を尊むと云是は徳の大なる者は無い明君の事業なり
卽聾從味與頑用譖姦之大者

以喻兄弟和睦則強盛而有光輝韡韡然
○曰其詩に郁季の華が鄂然とそり返りて○韡は華の美く並んで枝に咲き連たるを云是は兄弟和ぎ睦しく勢ひ強盛に榮えて光輝あると云は華の枝に見事に咲き連つたやうなと云ことなり

凡今之人莫如兄弟

【註】言致韡韡之盛莫如親兄弟

○凡斯云てあれば親しいは兄弟に如くはない程に花の咲連つたやうに寄合て和したがよい

其四章曰兄弟閱于牆外禦其侮

【註】閱訟爭貌言內雖不和猶宜外扞異族之侵侮

○其四又四章目に云てあるには兄弟牆の中に閱ぐとも外の侮は禦がねばならぬとなり是は兄弟内證では争ひが有て和せずとも外の他人から何ぞ侵し侮ることのある時には異族の他人に兄弟はかへられぬに因て内證の争ひは棄て他人を禦がね

也棄德崇茲禍之大者也

【註】崇聚也

○即黷。是は悪い者どもを云ふ、黷はつんぼのこと、昧は目盲のこと、頑はひすかしい、闇はかまびすしい、是らを用るは姦曲の大なる者にして、暗君の所作なり、○棄。上の大徳を棄て、次の姦曲を聚むると云は、是より大なる禍はないとなり、

鄭有平惠之勳

【註】平王東遷、晉鄭是依、惠王出奔、號鄭納之、是其勳也、

○鄭。殊に平王の東遷成された時には、晋と鄭が殊の外平王を佐け奉た、惠王の一度出奔された時にも、鄭から納れ奉た、此勳功も有り、

又有厲宣之親

【註】鄭始封之祖桓公友、周厲王之子、宣王之母弟、又鄭の國は始て封せらるゝ時に、厲王の御子、宣王の同母弟、桓公友と云を鄭の君に成された、すれば御一

門の中での御近親である、棄嬖寵而用三良

【註】七年、殺嬖臣申侯、十六年、殺寵子子華也、三良、叔詹、堵叔師、叔所謂尊賢、

○棄。嬖寵有ても、姦曲なるをば去り、三良士の賢才を用る、

於諸姬爲近

【註】道近、當暱之、

○於。御同姓の中で、周へ路程も隔らねば、別して恃みになる國となり、

四德具矣、耳不聽五聲之和、爲聾、目不別五色之章、爲昧、心不則、德義之經、爲頑、口不道忠信之言、爲嚚、狄皆則之、四姦具矣、周之有懿德也、猶曰、莫如兄弟、故封建之、

【註】當周公時、故言周之有懿德、

○四德。前に所謂庸勳、親親、暱近、尊賢、此四徳が鄭には具足して居るとなり、すれば棄られぬ國である、

○耳不。是から姦の事を云、耳に宮商角徵羽の五聲の調和するを得、聞分けぬを聾と云、つんぼのことなり、目に五色の文章を見分ぬを昧とす、盲なり、心に徳義の經に則り、手本とすることを知らぬを頑とす、かたくなと云て、理非の辨へない、無法者にて、口に忠信の言を聊も云出さぬを嚚と云なり、ひすかしいとは無法而已を云者なり、○狄。えびすは皆是四姦が具足してあるなり、○周之。周公の時、美徳あるの代にも、兄弟に如はないと云てあるゆゑ、諸の親族を封建して國君と成され、

其懷柔天下也、猶懼有外侮、扞禦侮者、莫如親親、故以親屏周、

召穆公亦云、

【註】周公作詩、召公歌之、故言亦云、

○其。天下を懷和け玉ふにも、外國の侮り有んこと

其若文武何

を氣遣ひ玉ひ、○扞。外の侮りを扞禦には、親親とて一門の睦きに如くはないと有て、親族を以て周の藩屏とし、まがきの國と成された、○召。上にある通り、召穆公も周公の詩を歌はれた、

今周德既衰、於是乎又渝周召、以從諸姦、無乃不可乎、

【註】變周召親兄弟之道、

○今。然るに今周の徳は追々衰微したに、其時に於て又周公召穆の訓へを渝へて、狄の姦曲に従ひ玉ふと云は、不可ではござりませうまいか、

民未忘禍、王又興之、

【註】前有子頽之亂、中有叔帶召狄、故曰民未忘禍、

○民。前方には王子頽が亂が有てさわがしく、中頃には又叔帶が狄を引出して亂が有たことは、また間もない事ゆゑ、下々も其禍は忘れず覺えて居るなり、然るに今又禍を興し玉ふて、

【註】言將廢文武之功業

○其。古昔の文王武王の功業を如何成さるゝぞとなり、

王弗聽、使類叔桃子出狄師、

【註】二子、周大夫

○王。襄王中々用ひ玉はぬなり、類桃の二大夫を出して、狄の軍兵を引卒して鄭を攻玉ふ、

夏狄伐鄭、取櫟、王德狄人、將以其女爲后、富辰諫曰、不可、臣聞

之曰、報者倦矣、施者未厭、

【註】施、功勞也、有勞則望報過甚、

○夏。鄭をせめて狄が功を立て、鄭の地櫟と云所を取た、○王。襄王ことの外御満足で、狄の女を皇后にせうと成さるゝなり、○富。又富辰が諫て、是は甚だよからぬ成され方なり、○臣。何でも向から恩を受けて報謝する時に報ゆるものは、是で十分禮は濟だと思ふに、向の恩を施した者の心には、禮謝がまだ不足な不足なと思て厭足らぬもので、是が人情である、

狄固貪棼、王又啓之、女德無極、婦怨無終、

【註】婦女之志、近之則不知止足、遠之則怨無已終、猶已也、

○狄。棼も貪ると訓ず、狄は勿論食欲の深い者なり、それに今王の近け親み玉ふは、その貪棼の道を啓き玉ふと云ものなり、○女。女之情と云ものは是迄と極りはない、婦の怨は已むことはない、近ければ限りがなし、遠ざけると怨るものなり、

狄必爲患、王又弗聽、初甘昭公有寵於惠后、

【註】甘昭公、王子帶也、食邑於甘、河南縣西南有甘水、

○狄。然るに如此近付玉ひては、後々に至ては患を成さうとなり、是も用ひ玉はぬ、○初。甘を領したる昭公なり、王子帶がことで、襄王の弟なり、○有。其母后惠王の后、此昭公を愛せられて、

惠后將立之、未及而卒、昭公奔齊、

【註】奔齊、在十二年、

あつめに立てたいと思はれた、其内に望みを遂げずして卒せられた、其後昭公齊へ出奔して、桓公の方に十年居られた、

王復之、

【註】在二十二年、

○王。是も富辰が諫に因て召返された、

又通於隗氏、

【註】隗氏、王所立狄后、

○又。兎角よからぬ人にて、又狄から召て后と成された隗氏と密通した、

王替隗氏、

【註】替、廢也、

それで襄王の后を廢し玉ふた、

類叔桃子曰、我實使狄、狄其怨我、遂奉大叔、以狄師攻王、王御士將禦之、

【註】周禮、王之御士十二人、

○類。前にある狄を率て鄭を討た、大夫どもが云には、我等が實に狄を使ふた者なれば、今斯様に狄の女を廢て玉ひては、狄が定て我々を怨むるであらうと云て、遂に大叔を守り立て、狄の師を以て襄王を攻めた、王の大將どもが禦げと云たれば、

王曰、先后其謂我何、

【註】先后、惠后也、誅、大、叔、恐、違、先后、志、

襄王の言に、先后惠後の愛せられた昭公を今禦ぎては、先后の何とか思召さう、なれば子帶は誅せられぬ、寧使諸侯圖之、王遂出、及坎飲、國人納之、

【註】坎飲、周地、在河南鞏縣東、

兗角諸侯に命じて圍らすがよいと宣ふ、○王 其れから襄王は周の地の内、坎飲と云所へ出玉ひたを諸臣が納之た、

秋、頽叔桃子奉大叔以狄師伐周、大敗周師、獲周公忌父、原伯毛伯、富辰、

【註】原毛、皆采邑、

○秋 亦事を興して子帶を是非立てふとして、狄の軍兵とともに周を攻た、今度は大敗に及で、○周公 歴々の大夫が皆討死した、富辰も死だ残念な事である、

王出適鄭、處于汜、

【註】鄭、南汜也、在襄城縣南、

○王 始め攻玉ふた、鄭へ落玉ひて汜と云所に居玉ひた、

大叔以隗氏居于溫、鄭子華之弟子臧出奔宋、

【註】十六年、殺子華故、

【註】詩、曹風刺小人在位、言彼人之德、不稱其服、

○詩 詩經では小人の才徳のない人の高位の服を着するを刺た、

子臧之服、不稱也、夫、詩曰、自詒伊戚、其子臧之謂矣、

【註】詩、小雅詒、遺也、感愛也、取其自遺愛、

○子臧 右の詩の意を思へば子臧が服も稱はぬゆゑ災に及だ、○詩 自分が手もりで感愛を身に遺したと云は、則ちこの子臧が事である、

夏書曰、地平天成、稱也、

【註】夏書、逸書、地平、其他天成、其施、上下相稱、

爲宜、

○夏 地萬物の化育を平にし、天は其施を成す、是天地上下の稱と云ものなり、上下みな宜きを得たとなり、

宋及楚平、宋成公如楚、還入於

○大 終に狄の女をつれて温に居るなり、子臧と云者が兄の子華を殺されて、宋へ出奔して居た、

好聚鵠冠、

【註】鵠、鳥名、聚鵠羽以爲冠、非法之服、

鄭伯聞而惡之、

【註】惡、其服非法、

鄭の君聞て悪く思はれて、

使盜誘之、八月、盜殺之于陳、宋之間、君子曰、服之不衷、身之災也、

【註】衷、猶適也、

盜を遣してだまして殺させた、君子の評にも、人は相應々々に其人に適つた服がある者なり、異を好む者は身の災なり、

詩曰、彼己之子、不稱其服、

鄭伯將享之、問禮於皇武子、

【註】皇武子、鄭卿、

今度宋國と楚子と和睦が成就したに付て、宋の成公が楚へ朝せられて、還りに鄭へ寄られた、鄭伯が饗應せんとして、其禮式を如何やうにして宜からうと皇武子へ尋られた、

對曰、宋先代之後也、於周爲客、

天子有事、膳焉、

【註】有事、祭宗廟也、膳、祭肉、尊之、故賜以祭胾、

○對 皇武子は事に精しい者なり、今宋の先祖を尋るに、殷の末にて微の子孫故に、先代の後なりと云、殷は今の周の先代なり、○於 それ故に、今周にても客人分にあひしらひ玉ひて、

有喪拜焉、

【註】宋弔周喪、王特拜謝之、

王に祭事等のある時には、尊みて膳の肉を賜ふ、王の喪に往かるれば、王も格別に拜謝を成さるゝとなり、

すれば他の諸侯とは違ふに因て、

豊厚可也鄭伯從之享宋公有加禮也

【註】禮物事加厚善鄭能尊先代

○豊。と随分厚く成されて善からうとなり、○鄭。鄭伯の其通りに丁寧に致されて、加は厚を加て敬はれた、是は禮に適たとなり、鄭の先代を尊んだをほめた、

冬王使來告難曰不穀不德得罪於母弟之寵子帶鄙在鄭地

【註】鄙野也

是は襄王の國々へ子帶が難を告玉ふなり、先づ魯國への御口上に、○不。予不徳なる故に、罪を同母弟の愛子帶に得た故、鄭の地に云邊鄙の在郷住居して居る、

敢告叔父

【註】天子謂同姓諸侯曰叔父

○敢。叔父は僖公を尊で、同姓の諸侯をの玉ふなり、臧文仲對曰天子蒙塵于外敢不奔問官守

【註】官守王之羣臣

○臧文。魯の大夫が對へ奉りて、只今天子には他國に御流浪ましますと承て驚き奉た、何にしに棄ておき奉らうや、早く奔り參て御側衆を問ひ奉らうと云た、蒙塵とは王の流浪成さるること、爰が出處なり、太平記に天皇吉野に蒙塵とあるも是なり、官守は御侍臣までと天子を尊んで云た、

王使簡師父告于晉使左鄙父告于秦

【註】二子周大夫

○王使。大夫どもを使はされて、國々へ難を告玉ふた、天子無出書曰天王出居于鄭

天子無出書曰天王出居于鄭

辟母弟之難也

【註】叔帶襄王同母弟

○天子。四海は王の物なれば、出ると云ことはない、それに經に書して、○曰。とあれば、同母弟の難を辟て、天下の重きを忘れ玉ふを譏たとなり、

天子凶服降名禮也

【註】凶服素服降名稱不穀

○天子。此時素服を成されて、不穀と名を降して宣ふは禮である、

鄭伯與孔將鉏石甲父侯宣多省視官具于汜

【註】三子鄭大夫省官司器具器用

○鄭伯。三人の大夫に命せられて、省視は見舞ふこと、官は諸官人、具は所用の器物を具て持せて、襄王の居玉ふ汜へ獻られた、

而後聽其私政禮也

【註】得先君後已之禮

國不可得也

【註】禮至衛大夫守謂邢正卿國子

衛人將伐邢禮至曰不得其守
○而後。襄王のことを前にして、自分の仕置は後にし、君の事を調べてから私政を聽れた、是も禮の本意を得られたとなり、全體鄭を伐玉ふたれども、鄭伯はかく有べき筈なり、

我請昆弟仕焉乃往得仕

【註】爲明年滅邢傳

然れば私兄弟をまはし者に遣されよ、邢へ仕へ間を伺ひませうと云て、邢の家來に成たとなり、次年に終に亡した、

【經】二十有五年春王正月丙午

衛侯燬滅邢

【註】衛邢同姬姓、惡其親親相滅、故稱名罪之、告文なり、名を書て貶した、【注】衛 同姓の親類で居て亡したを貶たである、

夏四月癸酉衛侯燬卒

【註】無傳、五同盟解に不及、

宋蕩伯姬來逆婦

【註】無傳、伯姬魯女爲宋大夫蕩氏妻也、自爲其子來逆稱婦姑存之辭、婦人越竟迎婦非禮、故書、

魯國へ來て嫁を逆へた、【注】無 元と魯から嫁して往た人なり、婦と云は姑の存生の内に云辭である、○越 女の身で他國あるきするは非禮である、

宋殺其大夫

【註】無傳、其事則未聞、於例爲大夫無罪、故不稱名、

僖公と衛の文公の子と、莒の大夫慶と、洮と云所で盟はれた、【注】洮 直に出た通り葬た、其子の成公なれども、衛子と云て爵を不稱は、父の志とは文公の存生の折から、莒と魯と和睦させたいと思て居られた内に、志を遂げず卒せられた、其志を述るとして名を降して、○從 君と成らぬ分に成て事を扱れた、それを子と書てほめたなり、

【傳】二十五年春、衛人伐邢、二禮從國子巡城、掖以赴外、殺之、正月丙午、衛侯燬滅邢、同姓也、故名禮至爲銘曰、余掖殺國子、莫余敢止、

【註】惡其不知耻、詐以滅同姓、而反銘功於器、二禮は禮至兄弟二人なり、廻し者と成て邢の君に仕へて居た、之が或時邢の國子が城の巡見致すに附從ふて出て、○掖 は國子をまん中にはさんで出た、終に外で殺た、○正 それで經如此書たは、同姓であ

告文、【注】無 傳に無いゆる事の様子は知れぬ、大夫誰某を殺すとないからは、傳の例では殺された人に罪は無いとみえた、

秋、楚人圍陳、納頓子于頓

【註】頓、迫於陳而出奔楚、故楚圍陳以納頓子、不言、遂明一事也、子玉稱人、從告頓子不言、歸、與師見納、故、

是も告文である、【注】頓 陳から迫られて楚へ北た、それを楚がせわして納れた、○不言 遂にと云へば事が二つになる、上から一貫きの文面を云、

葬衛文公

【註】無傳、告文なり、

冬、十有二月、癸亥、公會衛子莒

慶盟于洮

【註】洮、魯地、衛文公既葬、成公不稱爵者、述父之志、降名從、未成君、故書子、以善之、莒慶不稱氏、未賜族、

る故に、名をあらはして貶したである、○禮至 銘を爲ると云は、鼎などにしかと鑄付ることである、○曰 余が國子を掖で殺したれども、誰も余を止る者も無かつたと、手柄さうに高名の心で銘した、【注】己れが耻なれども、それを知らず詐りだまして、同姓の邢を滅した、それを功名と覺えて、銘にほり付てあらばしたを惡んだものである、

秦伯師于河上、將納王、狐偃言於晉侯曰、求諸侯、莫如勤王

【註】勤、納王也、

秦の君が王の鄭に御坐すを、何とぞ都に還幸なし奉り度と云て、河上と云所にて勢揃をせられたとき、晉の狐偃が文公をすゝめて云には、諸侯頭の伯と成らうと思召さば、王の御爲に力を御盡し成さるゝに如くはない、

諸侯信之、且大義也、繼文之業、而信宣於諸侯、今爲可矣

【註】晉文侯仇爲平王侯伯、匡輔周室、

左すれば諸侯が信仰する、其上王を周へ納るゝと云は義の大なることであるなり、○繼 御先祖文侯の一度周の平王の輔佐と成玉ひて、勢ひが有た、其の如くに業を繼で、信を諸侯に宣示すには今がよい時節でござる、

使_レ卜_レ偃_レ卜_レ之_レ曰_レ吉_レ遇_レ黃_レ帝_レ戰_レ于_レ阪_レ泉_レ之_レ兆_レ

【註】黃帝與神農之後姜氏戰于阪泉之野勝之、今得其兆、故以為吉、

○使 然は吉凶をとへと云はれたゆゑ、そこで卜偃が占ひたれば、甚だ吉であつた、古黃帝の姜氏と阪泉の野で戰て勝玉ひた、其時の兆と同じことに當たゆゑに吉なりと云、

公曰、吾不堪也、

【註】文公自以為己當此兆、故曰不堪、

○公曰 重耳の心得違ひを致された、○吾不堪とは吾は諸侯なるに、黃帝と同じ兆に當ては恐れ多いと云はれた、是は文公のことではない、周の王のことで

ある、文公は援兵じや、それを自分の事と思はるゝ、對曰、周禮未改、今之王、古之帝也、

【註】言周德雖衰、其命未改、今之周王、自當帝兆、不謂晉、

○對曰 今周も末には成たれども、何ほど徳が衰へても周の禮はまだ改らぬ、王に相違はない、○今 然らば今の王と云は古の帝なり、晋の事を云たではないとなり、

公曰、筮之、筮之、遇大有、三三之睽、三三

【註】乾下離上大有、兌下離上睽、大有九三變而為睽、

○公曰 めどをとれと云はれた、

曰吉、遇公用享于天子之卦、

【註】大有九三、爻辭也、三為三公、而得位、變而為兌、兌為說、得位而說、故能為王所宴饗也、

大有去睽而復、亦其所也、

【註】言去睽卦還論大有、亦有天子降心之象、乾尊離卑、降尊下卑、亦其義也、

○大有 是又下にへり下るの卦である、何れにも吉となり、

晉侯辭秦師而下、

【註】辭讓秦師使還、順流故曰下、

○晉 文公の秦伯に私どもが、加勢致す、貴國歸り玉へと辭讓して、秦の人數を歸らせて、自分の手勢を牽して下られたとなり、

三月、甲辰、次于陽樊、右師圍温、

【註】大叔在温、故、

○三月 陽樊に陳を張て、右備は大叔王子帯が籠つたる温を取圍みて押へさせ、

左師逆王、夏、四月、丁巳、王入于王城、取大叔于温、殺之于隰城、

○遇 是も吉に當た、公天子に享せらるゝと云ふの卦なり、【注】大 三公と成て位を得る、變じて兌となる、兌は悦こぶと云こと、位を得て悦ぶゆゑに王にもてなさるゝ、

戰克而王饗、吉孰大焉、

【註】言卜筮協吉、

且是卦也、

【註】方更總言二卦之義、不繫于一爻、

○且 すべて此二の卦と申すは、

天為澤、以當日、天子降心、以逆公、不亦可乎、

【註】乾為天、兌為澤、乾變為兌、而上當離、離為日、日之在天、垂曜在澤、天子在上、說心在下、是降心逆公之象、

○天 天王の心を降して、文公をむかへ享し玉ふ象

戊午、晉侯朝王、王饗醴、命之宥、

【註】既行饗禮、而設醴酒、又加之、以幣帛以助歡也、宥、助也、

左備を以て王を守護して鄭から逆へ、四月都へ幸成た、○取、温に居るを生捕て、隰城にて殺した、○戊、文公の天子へ朝せられた、○王、ト筮が當た、王にも御悦で、もてなしに醴を下された、○命、宥は助ると云歡の心を助て、色々幣帛を賜はることである、

請隧、弗許、

【註】隧、地通路曰隧、王之葬禮也、諸侯皆縣柩而下、

○請、文公の恩にあまへて、隧を御免下されよと願はれた、○弗、是は王から御免が無かつた、【注】闕首卷に云た通り、つか道と訓め、遠寄から地を向低に掘て、棺を挽て地底へおろすを云、是は王者の葬禮で、其外はならぬ、諸侯は柩を縣くと云て、繩を付て井戸へ物を入るゝ様にして下すことである、

曰、王章也、

【註】章、顯王者與諸侯異、

天子の御意に、是は王者の印である、章はしるしと云こと、【注】章、是で諸侯と天子の分が定り、章がある、

未有代德、而有二王、亦叔父之所惡也、與之陽樊、温、原、欒、茅之田、晉於是始啓南陽、

【註】在晉山南河北、故曰南陽、

また吾が德に代る王者もない内に、是を其許に免しては二人の王が有ると云ものである、○亦、文公を叔父に比して、それでは其許にも惡むは、いやに思はれて心よくなるまい程に、無用に致されよ、是は痛ませた御挨拶なり、○與、其代りには今度の賞にと有て、陽原欒茅四箇所の領地を下された、○晉、土地を啓かれた、

陽樊不服、圍之、倉葛呼曰、

【註】倉葛、陽樊人、

○陽、其内に陽樊の人民ともが、吾らは周の下にこ

そ付け、晋の下には服せぬと云た、○圍、文公の軍勢を遣して圍れた、○倉、陽樊の内の口利が大晋に呼で云には、

德以柔中國、刑以威四夷、宜吾不敢服也、此誰非王之親姻、其俘之也、乃出其民、

【註】取其土而已、

中國を和ぐるには德を以て従へ、四方の夷を威すには刑伐を用ることなり、それに今此中國を夷あいにしらひに致さるゝ、是では不服も尤である、○此、吾々は天子の親姻で御縁者である、それを俘にせらるゝやと云た、○乃、文公も仕方がないに因て、所の者を不殘追ひ出して、土地ばかり取られた、

秋、秦晉伐郟、

【註】郟、本在商密、秦楚界上、小國、其後遷於南郟、郟、秦と楚との國界にある小國なり、是が秦へ背て

楚へ附た故、征伐に出られた、【注】郟、後には商密とは別に成て、外へ引遷たである、

楚鬬克屈禦寇以申息之師、成商密、

【註】鬬克、申公子儀、屈禦寇、息公子邊、商密、郟、別邑、今南鄉丹水縣成、守也、二子屯兵於析、以爲商密援、

楚の大夫ともが郟の尻を持って加勢する、申息は兩人の領地の軍兵を引率して、郟の別邑商密の後詰として、析と云所に扣て居る、【注】鬬、敵が商密を攻たらば後卷をせんと待懸たなり、

秦人過析、隈入、而係輿人以圍商密、昏而傅焉、

【註】析、楚邑、一名白羽、今南鄉析縣隈、隱蔽之處、係、縛、輿、人、詐爲、克、析、得、其、囚、俘、者、昏、而、傅、城、不欲令商密知、因非析人、是が秦の謀計である、先づ秦の方から寄り付は商密であれども、楚から後詰せんと察したる故、先づ商密

を棄置て、突懸りに析へ向ふた、さて其析にもかまはず打過て、隈は隠れ蔽れたる往來のないぬけ道から通て、與人は自分の人夫を大分俘として縛て、それを連て押し廻はして商密を圍だ、○昏とは黄昏がたに商密へ到着した、是は囚人の顔がはつきりと見え、析人でないを知る、ゆる、黄昏の時分、人の顔の見分けられぬ様にしたものなり、是ではや析に克て生捕をつれて來たやうにおもはせるのである、

宵坎血加書、偽與子儀子邊盟者、

【註】掘地爲坎、以埋盟之餘血、加盟書其上、

○宵 是もはかりごととなり、そこらに坎をほつてちをこぼして、其上に盟書などをとりちらして、これぞ析の大將子儀子邊の二人と、宵に盟たとみせかけた、

【注】掘 みなはかりごとであるなり、
商密、人懼、曰、秦取析矣、戍人反矣、乃降秦師、秦師囚申公子儀、

息公子邊以歸、

【註】商密既降、析、戍亦敗、故得囚二子、

果してだまされた、秦の兵がはや析を攻とつて、爰へきた成人二人も反して、秦人と盟たにきはまつたと云と、一度にいでて降さんした、○秦 それから又あへひき返して、析へ寄せたれば、析も又敗れて二人の將も生どられた、

楚令尹子玉追秦師、弗及、

【註】不復言、晉者、秦爲兵主、

○楚 大夫が加勢に出たれども、間にあはなんだ、
遂圍陳、納頓子于頓、

【註】爲頓圍陳、

○遂 其ついでに頓子の加せした、

冬、晉侯圍原、命三日之糧、原不降、命去之、謀出、

【註】謀、間也、

文公の拜領せられたる原といふ處が、歸服せぬゆゑ

趙衰爲原大夫、狐溱爲温大夫、

【註】狐溱、狐毛之子、

趙衰をあと役に入れて、原の大夫とせられた、○狐 温を下された、

衛人平莒于我、十二月盟于洮、

修衛、文公之好、且及莒平也、

【註】莒、以元年鄆之役、怨魯、衛、文公將平之、未及而卒、成公追成父、志降名、以行事故曰修文公之好、

魯と和解させたである、○十二 文公の志を遂すに死なれた、其好みを修めて平げたとなり、

晉侯問原守於寺人勃鞞、

【註】勃鞞、掖也、

今度降した原の邑主は誰にせうと、寺人掖へ相談致された、

對曰、昔趙衰以壺殮從徑、餒而弗食、

圍れた、○命 三日せめよと限をして糧を命せられた、○原 三日で降らぬ故、命じて軍をひけと云はれた、○謀 間謀の者が、
曰、原將降矣、軍吏曰、請待之、公曰、信、國之寶也、民之所庇也、得原、失信、何以庇之、所亡滋多、退一舍、而原降、遷原伯貫于冀、
【註】伯貫、周守原大夫也、
原は追付降りさうにみえますとつげた、○軍吏 軍目付けが左あらば、暫く見合せうと云た、○公曰 文公の云はるゝには、信と云ものはくにのたからである、民のよりおほはるゝ所なり、信でたみが立つ、○得 すでに三日と定めたを四日に及んでは、原は得るなれども信をうしなふては、何でたみを庇はんや、又原に倍して大分の地を失なふに至らうと云て、○退 三里退れたれば原がくだつた、○遷 周から入れおきたまうた大夫の伯貫と云を、冀と云ところへうつし、

【註】言其廉且仁不忘君也徑猶行也

○對曰。寺人が云には、趙衰は廉直の士で、昔君御流浪の折から、壺殮の食を以て巡り歩かるゝに順ふた、自分にはうるても弗食なんぎいたした、しかれば彼に原をつかはされてよろしからうと云た、

故使處原

【註】從披言也、衰雖有大功猶簡小善以進之、示不選勞

○故。文公が披が云分に從はれた、【注】從がふた大功は云に及ばぬ、小い一善計でも原の主とせねばならぬ、

【經】二十有六年、春、王正月、己未、公會莒子衛、甯速盟于向

【註】向、莒地甯速、衛大夫莊子也

僖公の莒子と衛の大夫甯速と、莒の領内の地向と云所で盟はれた、

齊人侵我西鄙、公追齊師、至鄆

弗及

【註】公逐齊師、遠至齊地、故書之、濟北穀城縣、西有地名鄆下、

齊からして魯の西の邊鄙を侵した、僖公が齊の軍兵を追懸て、齊の鄆まで至られたなり、え追付かれなんだ、僖公の遠方まで出られたを以て書たものなり、

夏、齊人伐我北鄙

【註】孝公未入魯、竟先使微者伐之、

齊から今度は北在郷を伐た、【注】孝。齊の孝公が自分はまだ齊に控て小臣を出して伐せられた、

衛人伐齊、公子遂如楚乞師

【註】公子遂魯卿也、乞、不保得之辭、

衛からも齊を伐た、魯の卿の公子遂が楚國へ加勢乞に行たなり、【注】加勢が来るか来らぬか、定まらぬと云辭なり、

秋、楚人滅夔、以夔子歸

【註】夔、楚同姓、國今、健平秭歸縣、夔有不祀之

齊師侵我西鄙、討是一盟也

○齊。齊から魯を伐たは、此二箇國と盟たを憤て伐たとなり、

夏、齊孝公伐我北鄙、衛人伐齊

洮之盟故也、公使展喜犒師

【註】勞齊師

再び齊から北在郷を討た、○衛人。盟た、魯を齊から伐たゆゑ、衛から伐返しをした、○公使。僖公の展喜を使として、齊の師を犒はるゝ、

使受命于展禽

【註】柳下惠

○使受。齊への口上を柳下惠に問て来れとなり、

齊侯未入竟、展喜從之、曰、寡君聞君親舉玉趾、將辱於敝邑、使

下臣犒執事

【註】言執事不敢斥尊

罪、故不譏楚滅同姓、告文、【注】夔。楚の誰某とは不書、夔に罪がある、冬、齊人伐宋、圍緡、公以楚師伐齊、取穀

【註】傳例曰、師能左右之曰以、

楚人と僖公とともに伐れた、【注】傳。楚人を引まはされた、

公至自伐齊

【註】無傳、廟に告た、

【傳】二十六年、春、王正月、公會莒、

茲丕公

【註】茲丕、時君之號、莒、夷無諡、以號爲稱、

甯莊子盟于向、尋洮之盟也

【註】洮、盟在前年、

僖公と甯君甯莊子との會盟であつた、

齊侯はまた魯の地へは入られぬところを、展喜が其陣所へ往て曰には、私主人、君御自身に御趾を擧玉ひて、手前の敝邑に辱く御出下さるゝに付、下臣に云付けまして、執事の衆まで御伺ひ申されますと云ことなり、

齊侯曰、魯人恐乎、對曰、小人恐矣、君子則否、齊侯曰、室如縣罄、野無青草、何恃而不恐、

【註】如、而也、時夏四月、今之二月、野物未成、故言居室而資糧縣盡、在野則無蔬食之物、所以當恐、

○齊侯 何と魯國の者は恐れ入つたかとなり、○對 展喜が答に、小人どもは恐れませぬけれども、君子は何とも存せぬ、○齊侯 齊侯の挨拶は惜い云分である、室にしては縣につきて家の内には兵糧の時ハも無く、野外にも菜大根の食物もあるまい、すれば何を恃にして恐れず居るとなり、

對曰、恃先王之命、昔周公太公、

股肱、周室夾輔成王、成王勞之、而賜之盟、曰、世世子孫、無相害也、載在盟府、

【註】載、載書也、

○對曰 古の先王の命を恃に致す、如何となれば、昔魯の先祖は周公、齊の元祖は太公なり、古此兩君が周の股肱とて、王の手足と成王を夾み輔佐なされた、成王の是を勞はり玉ひて、盟ひを下された、其詞に、○世々 子々孫々に至迄、互に宿意をはさむまいと書て盟た、○載 天子の盟書に載て、御府に載てある、

太師職之、

【註】職、主也、太公爲太師、兼主司盟之官、

○太師 の官を任せられて、御自身主り玉ひたことなり、

桓公是以糾合諸侯、而謀其不協、彌縫其闕、而匡救其災、昭舊

不恐、齊侯乃還、

○曰 國中でも云には、何しに孝公の世を嗣せ玉ひて、九年や十年に先君の御遺命を棄て、舊職を廢玉はんや、それで先君の命が何と成るものであらう、○君 齊君に於ては決して左やうなことはない云て、是を恃に存するゆゑ、君子の物を辨へたる者は忘れませぬとなり、○齊 恥しめられたり、理に責られたりして、引て歸られた、

東門襄仲、臧文仲如楚、乞師、

【註】襄仲居東門、故以爲氏、臧文仲爲襄仲副使、故不書、

東門は復姓襄仲と臧文仲と二人、楚國へゆいて加勢を乞たとなり、

臧孫見子玉、而道之伐齊、宋以其不臣也、

【註】言其不臣、事周室、可以此罪責而伐之、

○臧 魯の大夫が楚の令尹子玉に逢て道之と案内

職也、及君即位、諸侯之望曰、其率桓之功、

【註】率、循也、

○桓公 君の先君が是の御子孫故に、天下の諸侯を糾合して其不協を謀つて和せ、其缺けを縫ひあはせ補ひ、諸侯の災があれば匡し救ふて、諸侯をしづめ玉ふた、是は御家先祖の舊き職分を昭に成されたものである、○及 然るを先君桓公の薨せられて、後君が御即位成されてからも、天下中の諸侯のおもはくには、定て桓公の大功に率ひ玉ふであらうと存して、望で居まする、

我敝邑用不敢保聚、

【註】用、此舊盟故不聚衆、保守、

○我 それ故別て私の敝邑などは、少も人類を聚て國を保ち守り、敵對するやうなことは用ひませぬ、

曰、豈其嗣世九年、而棄命廢職、其若先君、何君必不然、恃此以

して、齊と宋が周へしかと事へぬを伐た、
夔子不祀祝融與鬻熊、

【註】祝融、高辛氏之火正、楚之遠祖也、鬻熊、祝融之十二世孫、夔、楚之別封故、亦世紹其祀、夔は楚國の別家で、楚から分れて出た家なり、祝融と云は、元と高辛氏の火正の宮で、楚國や夔國の先祖なり、鬻熊は祝融から十二代の孫、開國の祖と見ゆる、それ故此二祖は夔子が祀らいで叶はぬ、それを棄て、祀らぬゆゑ、

楚人讓之、對曰、我先王熊摯有疾、鬼神弗赦、而自竄于夔、

【註】熊摯、楚嫡子、有疾不得嗣位、故別封爲夔子、楚からとがめた○對曰、此返答をかかしい、我が先祖の熊摯と云が、○有、病身に有た、是は鬼神の赦し玉はずして不幸である、○自、それゆゑに此夔のやうな小國へ別封をもらふてかみ込込て、
吾是以失楚、又何祀焉、

【註】廢其常祀、而飾辭文、過、
○吾、總領家なれども、楚國をえとらなんだ、然れば左やうな貧乏がみを、何の好みに祀るものであらうとなり、
秋、楚成得臣、鬬宜申帥師、滅夔、以夔子歸、

【註】成得臣、令尹子玉也、鬬宜申、司馬子西也、
○秋、棄おかれぬゆゑ滅した、
宋以其善於晉侯也、

【註】重耳之出也、宋襄公贈馬二十乘、是は晉侯重耳の流浪の時分、宋から丁寧にして馬を進上した好み有る故、

叛楚、卽晉、冬、楚令尹子玉、司馬子西、帥師伐宋、圍緡、公以楚師伐齊、取穀、凡師、能左右之、曰、以

今晉と甚だむつまじいを恃にして楚に叛た、○冬、亦宋を伐た、○公、僖公楚を恃て穀と云地を取り、
寅、桓公子雍於穀、易牙奉之以爲魯援、

【註】雍、本與孝公爭立、故使居穀、以偪齊、齊の兄弟雍を置て魯の援兵とした、

楚申公叔侯成之、

【註】爲二十八年、楚子使申叔去穀、張本、
○楚、穀を成りのために置たなり、

桓公之子七人、爲七大夫於楚、

【註】言孝公不能撫公族、
○桓公、孝公の世に成て構はれぬに因て、皆楚の家來と成た、

春秋左傳卷七

【註】僖公盡三十三年

【經】二十有七年春，杞子來朝，魯國へ朝せられた。

夏六月庚寅，齊侯昭卒。

【註】十九年，與魯大夫盟于齊。

告文なり。

秋八月乙未葬，齊孝公。

【註】無傳，三月而葬速。

告文なり，葬りが早すぎた。

乙巳，公子遂帥師入杞。

【註】弗地曰入，八月無乙巳，乙巳九月六日。

魯の大夫が杞へせめ入た、されど地はとらなんだ。

冬楚人陳侯蔡侯鄭伯許男圍宋。

【註】傳言楚子使子玉去宋，經書人者，耻不得。

志以徵者，告猶序諸侯之上，楚主兵故。

告文也，五箇國して宋を攻た。【注】傳には楚子の

下知して軍兵をひきとらせたとある、まこと令尹な

れども、爰の經に人と書いたは、志を得ずしてえかた

なんだをはちて、さしても無き者のふりにつけ來つ

た。

十有二月甲戌，公會諸侯盟于

宋。

【註】無傳，諸侯伐宋，公與楚有奸，而往會之，非

後期，宋方見圍，無嫌於與盟，故直以宋地。

僖公も楚の軍に會せられた。【注】宋はかこまれてあ

るゆゑ、盟はぬことは云に及ばぬことなり。

【傳】二十七年春，杞桓公來朝，用

夷禮，故曰子。

【註】杞先代之後，而迫於東夷，風俗雜壞，言語

衣服有時而夷，故杞子卒，傳言其夷也。今稱朝

者，始於朝禮，終而不全，異於介葛盧，故唯貶其

僖。

かををかされたれど、そのうらみを僖公のすて、

不廢喪紀，禮也。

【註】弔贈之數，不有廢

喪紀として肝要の弔ひの使者やおくりものは、缺かれ

なんだ、これは禮じやとなり。

秋，入杞，責無禮也。

【註】責不共也。

來朝のとき不禮にあつたゆゑに、僖公が云つけて杞

をせめさせられたなり。

楚子將圍宋，使子文治兵於睢。

【註】子文時不爲令尹，故云使治兵，習號令也。

睢，楚邑。

楚君が宋をせめんと手くばりをいたさる、子文に

下知して睢といふところで勢ぞろへをさせらる、

治兵は軍令かけひきをならはすることなり。【注】子

文次には子玉治兵するとあるに、こゝには使と云

てあるは、子文は令尹でないゆゑなり。

終朝而畢，不戮一人。

魯國へ來られても、及びすの禮をもちひられたによ

つて、子とおとしてある。【注】杞夏の子孫なれど、

東の及びすのとなり國ゆる、風俗があしくなつて、こ

とばも衣服も時として及びすにまがふやうになつた

故に、經にはおとして杞子卒とするされた、そのと

ころの傳にそのおとされたわけは、及びすの風にな

つたゆゑじやと云てある、しかるに今又朝すとある

は、始めのほどは朝禮をおこなふたれども、終りに及

でえ全うおこなはなんだ、然れども介の葛盧など、

云やうなまことの及びすとも同やうにはないで、た

い爵ばかりがおとしてあると也。

公卑杞，杞不共也。

【註】杞用夷禮，故賤之。

僖公の杞をいやしめてあいしらはれたのは、杞が禮

をそなへぬゆゑなり。

夏，齊孝公卒，有齊怨。

【註】前年，齊再伐魯。

孝公の卒せられたに、僖公の禮をうしなはれなんだ、

この孝公の卒せらる、前年に、魯の北田舎や西のな

【註】終朝、自旦及食時也。子文欲委重於子玉、故略其事。

あさのうちにはさらくとすまして、一人も刑にはおこなはなんだ、これは軍中の仕置をおも役の令尹にゆづりて、子文はさつとその作法ばかりをしておい

た、子玉復治兵於蔣。

【註】子玉爲令尹、故蔣、楚邑。

○子玉。これは令尹のおも役なるゆゑに、蔣と云ところ、でめんみつに號令をならはせて、

終日而畢、鞭七人、貫三人、耳、國老皆賀子文、子文飲之酒。

【註】賀子玉、堪其事。

丸一日かゝつた、其中で七人令にそむいたを笞刑におこなひ、三人の耳を貫いたなり、貫耳とは軍令にそむいたものには、耳に矢をさしつらぬいて、立せておく也、○國老。國中の老士どもが、一統に子文へ向つてよろこびを云たれば、子文が酒をふるまふたと

【注】賀。よい大將をすゝめ上られたと云て、よろこびをのべたなり。

蔣賈尙幼、後至、不賀。

【註】蔣賈、伯嬴、孫叔敖之父、幼、少也。

この人は中でも年わかにあつた、あとからおくれて至てよろこびも云はなんだ、

子文問之、對曰、不知所賀、子之傳政於子玉、日以靖國也、靖諸內、而敗諸外、所獲幾何、子玉之敗、子之舉也、舉以敗國、將何賀焉、子玉剛而無禮、不可以治民、過三百乘、其不能以入矣、苟入而賀、何後之有、

【註】三百乘、二萬二千五百人。

○子文。なせ其もとは賀せられぬと云た、○對。賀するとは何のことを賀するのでござるか、存せぬ、そ

如晉告急。

【註】公孫固、宋莊公孫。

右の勢ぞろへもとのふて、諸侯と宋をとりまいてせめた、○宋。宋の公孫固が晋の文公へ急をつけて、すくふて下されと云た、

先軫曰、報施救患、取威定霸、於是乎在矣。

【註】先軫、晋下軍之佐、原軫也、報、宋贈馬之施。

○先軫。晋の先軫が云には、一たび君の流浪なされたとき、宋から馬をほどこされた、その返報をもなされ、さて又かやうな患ひをすくひ玉ひ、國の威勢もまし、霸をさだめ玉ふに於ては、此たびがよい時節と存する、しかれば早々援兵をつかはされよ、

狐偃曰、楚始得曹、而新昏於衛、若伐曹、衛、楚必救之、則齊宋免矣。

【註】前年、楚使申叔侯、成穀、以偏齊。

冬、楚子及諸侯圍宋、宋公孫固。

こもとには子玉に政をつたへたのは、それで國をしづめやすんずるためじやと、先年仰せられたけれど、○靖。國內は靖まつても外へ出てやぶれを取たならば、それでは何ほどの得があらうぞ、何の益もなきこと也、○子玉。彼がやぶれを取ると云のは、そこもとの推舉めされたゆゑである、○舉。國をやぶるやうな推舉のいたされかたを、何ぞめでたいと申して賀しませうや、○子玉。あの子玉と云男は手づよいばかりで、禮のないものゆゑ、左やうなことでは中々令尹のくらのにゐて、下々をさめることはなりません、○過。子玉は兵車二百乗とて、その人数二萬二千五百人くらゐを興へておくがよい、それより多勢をひきゐていづるなら、かならず敗軍して討死し、ふたゝび國にかへり入ることはえせまいと存する、○苟。何とぞして命まつたく歸られた上で、めでたいと云て賀したとて、よろこびの云やうが何のおそいことがござらうぞ、すれば只いまは拙者はまづよろこびは申さぬと云たとなり、

○狐偃曰。これははかりごとである、今楚が大勢をひきめて、宋をせめにかゝつて居れば、たやすくは追まじく、又衛と昏姻して一家となりたれば、この兩國は楚から大切にされるゆゑ、まづこの曹衛を此方からせめるがよい、すれば楚からかならずすくふであらう、そのときには、楚の人数がおのづから宋と齊とをひき去るであらう、それでは齊宋は自然にまぬかるゝであらうと也、よい謀である、

於是乎蒐于被廬、

【註】晉常以春蒐禮改政令敬其始也、被廬、晉地、

○於。さらばとて、春の蒐をして仕おきをさため、

作三軍、

【註】閔元年、晉獻公作二軍、今復大國之禮、○作。大國の禮によりて一軍をまされた、

謀元帥、

【註】中軍帥、

○謀。中軍の大將はだれにせうと云て、相談をいたされた、

趙衰曰、郤穀可、臣亟聞其言矣、說禮樂而敦詩書、詩書、義之府也、禮樂、德之則也、德義、利之本也、夏書曰、賦納以言、明試以功、車服以庸、

【註】尚書、虞夏書也、賦納、以言觀其志也、明試、以功考其事也、車服、以庸報其勞也、賦、猶取也、庸、功也、

○趙。郤穀がよろしからん、私がをりくかれがことばをうけたまはるに、禮樂の道をすきこのみて、詩經書經を手あつく信用いたす者でござる、さて詩書は義のあつまりどころなり、禮樂は人の徳の法則である也、その徳と義とは利をうるの本なり、○夏書人にさまざま云はせて、その言ばにてその人の志を察し、そのうへ人を明に試るには、功業にてかんがへ

さていよく功あるものは、高官にして車服をあたへて、その功勞を賞するである、

君其試之、乃使郤穀將中軍、郤溱佐之、使狐偃將上軍、讓於狐毛而佐之、

【註】狐毛、偃之兄、

○君。右のごとく夏書にあれば、郤穀をもちひころみたまへとなり、○乃。其言にしたがふて、中軍の將にさだめられた、○郤。中軍の佐軍となつた、○使。狐偃を上軍の將といたされたを辭退して、兄の狐毛に上軍の將をゆづりて、自分は其佐軍になつた、軍の次第は中軍上軍下軍とすることなり、

命趙衰爲卿、讓於欒枝先軫、

【註】欒枝、貞子也、欒賁之孫、

○命。卿の職を命じて、下軍の將に云つけられたを二人にゆづりた、それゆゑ、

使欒枝將下軍、先軫佐之、荀林

父御戎、魏犢爲右、

【註】荀林父、中行桓子、

欒枝を下軍の將として、先軫がその佐軍となつた、○荀。御者と成た、魏犢は戎右となつた、晉侯始入而教其民二年、欲用之、

【註】二十四年入、

○晉。晉侯の始めて晋へ入られて、二年の間民をよくをへて、もはや用ひ見んと云はれた、

子犯曰、民未知義、未安其居、

【註】無義則苟生、

○子犯。まだもちひられませぬ、まだ民が義を存せず、すべて義と云ことを知らず、生をやすんせず、おちつかぬもの也と云た、

於是乎出定襄王、

【註】二十五年、定襄王、以示事君之義、

○於。そこで襄王を納れ、君につかへる義をしめし

たなり、

入務利民、民懷生矣、將用之、子

犯曰、民未知信、未宣其用、

【註】宣、明也、未明於見用之信、

○入。外にいでは天子を奉じ、國に入ては民の利

あるやうにといたさるゝゆゑ、民共みな居にやすん

じた、晋侯のものはやもちひてもよからうと申された、

○子犯。まだく、民が信と申ことを存せぬ、是れで

はもちひられぬと云た、

於是乎伐原、以示之信、

【註】伐原、在二十五年、

○於。そこで原を伐つとして、三日の兵糧を用意せよ

と云付けられた、さて三日せめても原が降らぬ、され

ど今一兩日にて降るものを、信が違ふと云て、すてゝ

引れた、これで民が信の大切なことを知た、

民易資者、不求豐焉、

【註】不許以求多、

○民。物を交易するものも、過分の利をもとめぬを

云、能く國中が治つた、

明徵其辭、

【註】重言信、

○明。一言のことばも、信と云ことを重するやうに

なつた、

公曰、可矣乎、子犯曰、民未知禮、

未生其共、於是乎大蒐、以示之

禮、

【註】蒐、順少長、明貴賤、

○公曰。文公のものはやもちひてよからうと云はれた

○子犯。民がまだ禮と云ことを存せぬ、それで上下

長幼の分を知らぬゆゑ、うやまふと云共徳がないと

也、○於。座順をさだめられた、

作執秩以正其官、

【註】執秩、主爵秩之官、

そのうへ、あらたに執秩と云て爵位をつかさどる役

人を立て、其官位の貴きいやしきを正された、

公子買成衛、不卒成、刺之、

【註】公子買、魯大夫子叢也、内殺大夫、皆書刺、

言用周禮三刺之法、示不枉濫也、公實畏晉殺

子叢、而誣叢以廢成之罪、恐不為遠近所信、故

顯書其罪、

衛をまもつて、え成りをほせなんだゆゑころした、

【注】公。内でころすを刺と云は、周に三刺の法と云

ことあり、大夫士民の了簡をたづねとふ也、その法を

もちひられたに付て、刺と書た、○示。曲つたみだり

なる仕置でないことと云也、○公實。實は僖公の晋

を恐れてころされた、けれども叢を誣てた、き付て

成りをすてたと云つみにいたされたなり、○恐。な

にゆゑにころしたぞとて、遠國の諸侯がうたがはう

かとおそれて、人の信するやうにと、おもて向きつみ

を書あらはされた、

楚人救衛、

告文なり、

三月、丙午、晋侯入曹、執曹伯、

【註】再舉晉侯者、曹衛兩來告、

○告文、【注】兩方からつけて來たゆゑ、晋侯を二つし

民聽不惑、而後用之、出穀、戍、釋

宋圍、

【註】楚子使申叔去穀、子玉去宋、

○民。號令が明らかなゆゑ、民がうたがひまどふと

云ことがなくなつた、其うへでもちひられた、楚から

守つてゐる穀の人数も引く、宋のかこみをも解いた

と也、

一戰而霸、文之教也、

【註】謂明年、戰城濮、

○一戰。文公の城濮の一戰で、功業が定つて、覇者と

成られたは、文徳のをしへの行きわたたりたるところ

じやと云ことなり、

【經】二十有八年、春、晋侯侵曹、晋

侯伐衛、

【註】再舉晉侯者、曹衛兩來告、

○告文、【注】兩方からつけて來たゆゑ、晋侯を二つし

るした、

宋人

【註】昇、與也。執諸侯、當以歸京師。晉欲怒楚使戰、故以與宋、所謂譎而不正。京師へ送りとけるはずなり、楚をいからせて戦はうとて、宋へあたへられた、爰らが聖人の非りたまひたところである、

夏、四月、己巳、晉侯齊師、宋師、秦師、及楚人戰于城濮。楚師敗績。

【註】宋公、齊國歸父。秦、小子憖。既次城濮、以師屬晉、不與戰也。子玉及陳蔡之師、不書楚人恥敗、告文略也。大崩曰敗績。

告文なり、城濮の戦は左傳での大戦である、【注】宋三國が城濮に陳取て、晋と一つになつた、

楚殺其大夫得臣

【註】子玉違其君命、以取敗、稱名以殺罪之。告文【注】子玉君の命をもちひずして敗軍した、それをつみして名を書たとなり、

公朝于王所

【註】無傳、王在踐土、非京師、故曰王所。僖公の朝覲いたされた、【注】無都へは往れたではない、王が鄭へ御幸あつた、その假の御殿へゆかれたなり、京師でないゆゑ、御所在を指して王所と云、

六月、衛侯鄭自楚復歸于衛

【註】復其位曰復歸、晉人感叔武之賢、而復衛侯、衛侯之入、由于叔武、故以國逆、爲文例在成十八年。

告文なり、國にかへられた、【注】復國人がむかへて歸たと云ふ理合に書た、

衛元咺出奔晉

【註】元咺、衛大夫、雖爲叔武訟、訴失君臣之節、故無賢文、奔例在宣十年。

陳侯款卒

【註】無傳、凡四同盟。

衛侯出奔楚

告文なり、

五月、癸丑、公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯衛子莒子盟于踐土。

【註】踐土、鄭地、王子虎臨盟、不同、故不書衛侯出奔、其弟叔武攝位、受盟、非王命所加、從未成君之禮、故稱子而序鄭伯之下、經書癸丑、月十八日也、傳書癸亥、月二十八日、經傳必有誤、僖公も一列に會せられたなり、【注】踐土、王子虎は盟はなんだゆゑ書せぬ、衛子としたは君でないゆゑ也、

陳侯如會

【註】無傳、陳本與楚、楚敗懼而屬晉、來不及盟、故曰如會。

告文【注】無陳はもとより楚に屬して居る國なるがまけたゆゑ、克た晋につかんとてちかひの場へ來たれども、ちかひはすんだあとであつたゆゑ、如會と書た、

告文なり、

秋、杞伯姬來

【註】無傳、莊公女歸寧曰來、魯へ歸寧致された、

公子遂如齊

【註】無傳、聘也、聘、使に行つた也、

冬、公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯陳子莒子邾子秦人于温

【註】陳、共公稱子先君未葬、例在九年、宋、襄公稱子自在、本班陳、共公稱子降、在鄭、下陳、懷公稱子而在、鄭、上傳無義、例蓋主會所、次非褒貶也、

僖公も會せられた、【注】陳共公を侯と云はぬはまだ即位せられぬゆゑなり、それより以下は例のまじくなるは會主の了簡でさだまつた、座順にて褒たでもおとしたでもない也、

天王狩于河陽

【註】晉地、今河内、有河陽縣、晉實召王、爲其辭、逆而意順、故經以王狩爲辭、告文なり、これが大切なる筆也、書面では晋の地へ王の狩にゆき玉ふたと見ゆる、巡狩ではない、【注】晋地王を召付てはつまらぬ逆なことなれども、實は王をたふとむ筋のことゆゑ、意は順なり、そこで王の狩りをなされたと書たものなり、

壬申、公朝于王所

【註】壬申、十月十日、有日而無月、史闕文、僖公の朝覲いたされたなり、

晋人執衛侯歸之于京師

【註】稱人以執罪及民也、例在成十五年、諸侯不得相治、故歸之京師、告文也、【注】稱、人民のためにもならぬ君ゆるゑ、晋人執ふと書た、○諸侯、相たがひに仕おきすることはならぬゆゑ、京師へおくり届け御裁許をうけることなり、

衛元咺自晋復歸于衛

【註】元咺與衛侯訟、得勝而歸、從國逆例者、明衛侯無道于民、國人與元咺、告文なり、【注】元、これは君と公事して勝た、國人のむかへた例にしたのは、衛侯は無道なゆゑ、國人は元咺にくみして、君に一味せぬをしめしたのも也、

諸侯遂圍許

【註】會溫諸侯也、許比再會不至、故因會共伐之、

曹伯襄復歸于曹

【註】晉感侯孺之言而復曹伯、故從國逆例、告文なり、

遂會諸侯圍許

【註】言遂得復而行、不歸國也、曹伯がゆるさぬてかへるになつてから、國へはかへらず、直に諸侯とも許をかこんだ、

傳二十八年、春、晉侯將伐曹、假

道于衛

【註】曹在衛東、故曹は衛の東にあつて在るゆゑ、路を通して下されと云たれども、

衛人弗許、還自南河濟

【註】從汲郡、南渡出衛南而東、衛人が合點せなんだ、○還、衛まで行きたれどもとほさなんだゆゑ、かへつて南河から衛の南へまはつて、東へ向た、これでは大まはりである、これから晋がいよいよ衛をにくむなり、

侵曹、伐衛、正月、戊申、取五鹿

【註】五鹿、衛地、○侵、東の曹を侵し、また衛をも伐た、○正、衛の地をせめ取た、

二月、晉卻縠卒、原軫將中軍、胥

臣佐下軍、上德也

【註】先軫以下軍、佐超將中軍、故曰上德、胥臣、

司空季子、

○二月、前年の冬に中軍とさだめてあつたが死たゆゑ、下軍の佐の原軫が其あと役になつた、これは大なる立身である、原軫が後と役へ胥臣を入れた、かやうに原軫を引上げたのは、その徳を上んだものである、

晉侯齊侯盟于斂孟

【註】斂孟、衛地、○晉、晋と齊と盟ひがあつたとき、

衛侯請盟、晋人弗許、衛侯欲與

楚、國人不欲、故出其君以說于

晉、衛侯出居于襄牛

【註】襄牛、衛地、衛からも和睦を乞ふて、盟ひをのぞみたれども、晋侯が許容致されなんだ、衛侯は楚へくみせうといたされたれば、羣臣が合點せぬゆゑ、つひに衛侯を追ひだして晋へ云分けをした、それで衛侯は領分のうち襄牛と云ところへ出て居られた、

公子買戍衛

【註】晉伐衛、衛楚之昏姻、魯欲與楚、故成衛魯の公子買は子叢がこと也、楚へのはむきを善くする爲に、此ものに云付けて、衛をまもらせられた、楚の姻家ゆるるなり、

楚人救衛不克、公懼於晉、殺子叢以說焉、

【註】召子叢而殺之、以謝晉、

○楚。楚から衛へ加勢したれど、晋からせめて晋が克たゆる、晋の勢がつよくなつた、そこで僖公も底氣味わるく成つて来て、公子買を召かへし、ころして、彼が仕業で衛を成つたゆる殺したとかこ付て、晋へわびごとせられた、

謂楚人曰、不卒成也、

【註】詐告楚人、言子叢不終成事而歸、故殺之、殺子叢、在楚救衛下、經在上者、救衛赴晚至、

○謂。又楚へもそむいてはしりがこはいに依て、子叢がえ成りおほせず、北げかへりましたでころしましたと、うちまた晋業につくろはれた、子叢こそめ

師遷焉、曹人兇懼、

【註】遷至曹人、墓兇兇、恐懼、聲、

爲其所得者、棺而出之、因其兇也而攻之、三月、丙午、入曹、數之以其不用、僖負羈而乘軒者三百人也、且曰、獻狀、

【註】軒、大夫車、言其無德居位者多、故責其功、

○師。それから軍兵がみな曹の墓所へ引遷つた、曹人。墓をあばかれてはたまらぬで、曹人がおそれて、これは如何せうと聲をあけて患へた也、○爲其所。これに兩説あつて文をさばくこと也、先づ一説には、曹も墓をあばかれてはたまらぬゆる、俗ごとのころにて、自分の方へ討とりたる尸の礎にしたるを取かたづけ、棺に入れていだしたと云ふこと也、また一説には、晋人が墓所で掘出た尸どもを棺に入れて出して見せれば、曹人が患へたとも見る、兩説な

いわくなれ、少しのともないに殺された、

晉侯圍曹門焉、多死、

【註】攻曹城門、

晋文公の曹の城門をせめられたれば、大分の人数が討死した、

曹人尸諸城上、

【註】僖、晉死人於城上、

○曹人。晋の討死したる尸どもを城上へ礎にかけて見せた、

晉侯患之、聽與人之謀、曰、稱舍於墓、

【註】與、衆也、舍、墓爲將發冢、

晋侯。文公のはなはだ苦におもはれて、多くの人の了簡を聞いて、如何せうと云はれた、○曰。衆人の云には、ほかに仕方もないゆる、墓へ陣どると云ひふらすがよいと云た、これは曹人の先祖の墓をあばいて、尸を引づりいだして礎にかけると云こと、

り、この兩説のうち初めの方おたやかにてよし、○四。恐れたよはみへ付けこんで、せめたと云こと、○三月。押寄てつみを敷へ立て、せむるに、○以其。國の賢臣たる僖負羈はもちひすして、何の徳もない者の大夫の車に乗る臣が三百人もある、これは何としたことである、○且。其三百人の臣どもの功業を、一々かきしるしてさしいたせと云て、きめ付けられた、

【注】軒。功状は功を立た行状也、

令無入僖負羈之宮、而免其族、報施也、

【註】報、餐壁之施、

文公が味方へ軍令をいだして云はるゝには、僖負羈が室へはさわるな、彼が一族ならば免せ、むかしの施しに報ゆると云はれた、先年文公の流浪の時分に、僖負羈が食物を獻じて壁を捧げたことを云出された、魏犢顛頡怒曰、勞之不圖、報於何有、

【註】二子各有從亡之勞、

○魏驪 二人が腹を立て、吾々は亡げあるかるるに付したがふて、難義したれども、その功勞は圖られず、何の施に報ゆることが有らうと云て、

燕僖負羈氏、

【註】燕、燒也。

僖負羈が家に火をかけてやいた、

魏驪傷于胸、公欲殺之、而愛其材、

【註】材力、

使問且視之、病將殺之、魏驪束胸、見使者曰、以君之靈、不有寧也、

【註】言不以病故自安寧、

○魏驪、胸なさに手を負た、○公、軍令を背いたに付て、文公のころさうといたされたけれども力もつよく、武功なものゆるをしまれた、○使、陣所へ使者をやりて問ひながら、手疵のやうすを見て來よと

云はれた、○病、これは手疵でつかれて、助りさうもなく殺すつもりなり、○魏、魏驪めが早合點で胸の疵を見せぬやうに束ね合せて、使者に對面して云には、君の御影をかうむりて、忝くやまひをとほせ玉ふものを、何として病人らしく安寧にして居ませうぞ、疵は随分心安くござると云て、

距躍三百、曲踊三百、

【註】距躍、超越也。曲踊、跳踊也。百、猶勵也。

三度までとび越えたり、また三度をとり上て見せた、三度とはをりく飛だりはねたりして見せたと云ことなり、

乃舍之、殺顛頡、以徇于師、立舟之僑、以為戎右、

【註】舟之僑、故虢臣、閔二年、奔晉、以代魏驪、為先歸張本、

○乃、そこでゆるされて、顛頡をころしてみせしめに軍中へ觸れられた、魏驪がかはりに舟之僑を立て、戎右といたされた、これらも僞てた、しからぬと

云仕方である、

宋人使門尹般如晉師告急、

【註】門尹般、宋大夫、

宋から大夫を使者にして、楚から急にせめるほどに加勢を下されよとつげた、

公曰、宋人告急、舍之則絕、

【註】與晉絕、

○公曰、文公の臣下へ云はるゝには、宋から急をつげて來た、これを舍ておくときには、宋は楚へ降りて晉とは手切れに成る、さればとて、

告楚不許、我欲戰矣、齊秦未可、若之何、

【註】未肯戰、

ゆるせと楚へ云ても許容はすまい、詮ずるところは、楚と戦はねばならぬ、さてたかほうとおもへども、同盟の齊秦がきかぬ、これは何とせうと云はれた、先軫曰、使宋舍我、而賂齊秦、

【註】求救於齊秦、

○先軫、これは謀である、先づ此方と宋とは中たがひにして齊秦の二國へまいなひをして、

藉之告楚、

【註】假借齊秦、使為宋請、

これを借て楚にわびごととせさせて、

我執曹君、而分曹衛之田、以賜

宋人、楚愛曹衛、必不許也、

【註】不許齊秦之請、

此方の勢は曹の君を執へ、楚の愛する曹衛の領分を以て宋人に與ふるがよい、さすれば楚は愛する二國をつぶされたことなれば、何ほど齊秦がわびごとしてもきくまい、

喜賂怒頑、能無戰乎、

【註】言齊秦喜得宋賂、而怒楚之頑、必自戰也、

不可告請、故曰頑、

○喜、時に齊秦がいまこそ戦ふ氣は無れども、宋から賂を取たをよころび、楚の詫ごとをきかぬをばら

だつて、楚の頑なるを怒てくる、それではをのづから齊秦と楚と戦はではをらぬと云た、

公説執曹伯分曹衛之田以界

宋人し

○公。文公のよろこんで、そのとほりにして、宋人に田をあたへられたとなり、

楚子入居于申

○註。申在方城内故曰入、楚の君は文公と戦ふ氣はないゆゑに、自國へ退て申と云ふところに居られて、

使申叔去穀

○註。二十六年申叔成穀、○使。穀の成りをも去らせ、

使子玉去宋曰無從晉師晉侯

在外十九年矣而果得晉國

○註。晉侯生十七年而亡亡十九年而反凡三十六年至此四十矣

子玉にも宋を去れと命せられて、○曰。晋の師を追かくることをするな、晋侯は流浪の時分に、他國に十九年居られて、貶竄いたされて、果てには故郷の晋へかへつて君と成られた、

險阻艱難備嘗之矣民之情僞

盡知之矣天假之年

○註。獻公之子九人唯文公在故曰天假之年、○險。久しいあひだ、ういつらいことを備にへて来て、すいもあまいも合點である、○民。下民の情僞を盡くのみ込で居らるゝ、○天。天道からも、大勢の兄弟を皆々死なせ玉ふたれども、此人にはかり年を假して長生きせらるゝ、

而除其害

○註。除。惠懷呂卻、○而。惠公懷公呂甥卻が殘害せうとしたをも、みなをぞきはらふて運を開かれた、

天之所置其可廢乎軍志曰允

當則歸

○註。間執猶塞也、諛。若。薦賈之言謂子玉不能以三百乘入、○曰。私功を立ようと云ではなけれども、願くは我を諛言して悪口を云たものどもの口ふさげに、一と軍致て見せたいと云た、【注】間。薦賈が子玉が無事でかへりたら賀せう、人數三百乘よりすぎたらは國へはかへるまいと云た、これらを指して子玉が諛言と云なり、

王怒少與之師唯西廣東宮與

若敖之六卒實從之

○註。楚子還申遣此兵以就前圍宋之衆、楚有左右廣又太子有宮甲分取以給之、若敖、楚武王之祖父、葬若敖者、子玉之祖也、六卒、子玉宗人之兵、六百、言不悉師以益之、

楚君の無用にいたせと段々いはるゝをも用ひぬに困て、いかりて少しの人數をあたへられた、○唯。廣は西東あると見えた、そのうち西廣の組と東宮は太子附の兵なり、若敖之六卒は、子玉が一族の軍兵六百人

○註。無求過分軍志兵書

○天之。しかれば天から立て置玉ふところなれば、どうして廢せられうとなり、○軍。は相應なればも、うはやくかへるがよい、大慾すれば害があるなり、

又曰知難而退又曰有德不可

敵此三志者晉之謂矣

○註。謂。今與晉過當用此三志、○又曰。敵しがたいと見たらば、しりぞくがよいと云こともある、○又曰。徳ある人には敵たはぬがよい、この三通りの軍志は晋のことにあつて居る、すれば晋と出遇ふには、この三通りの軍志のことばを用るがよいと申された、

子玉使伯棼請戰

○註。伯棼、子越椒也、鬬伯比之孫、○子玉。子玉が君の命令をもちひずして、伯棼を使にして晋と戦ひたいと言上させた、

曰非敢必有功也願以閒執讒

○註。非。敢。トスルニナラ、願。ハ、以。閒。執。讒、

を分けてやられた計りなり、【注】若敖 若敖に葬て
ところの名を付けたとみゆる、子玉はこの子孫なり、
この一族を若敖氏と云也、

子玉使宛春告於晉師曰、請復
衛侯而封曹、臣亦釋宋之圍、

【註】衛侯未出、竟曹伯見執在宋、已失位、故言
復衛封曹、

晉の陣所へ使をおこして云には、晋には衛侯を追ひ
だし、曹侯をとらへておかるゝよし、もし衛侯を元
とのごとくに復し、曹伯も國へ封せられたならば、拙
者も宋をゆるさうと云た、

子犯曰、子玉無禮哉、君取一臣
取二、

【註】君取一、以釋宋圍、惠晉侯、臣取二、復曹衛
爲己功、

○子犯 子玉は儲々無禮なことを申すものかな、彼
が云ひ分では、君の方へ取るものは宋の國を解かす
るまで也、己れは臣として衛曹の二君をかへさせ、二

つを得んとは惜い云分である、
不可失矣、

【註】言可伐、

○不 かならずにがさぬやうに伐つたがよいと云
た、

先軫曰、子與之、定人之謂禮、楚
一言而定三國、我一言而亡之、

我則無禮、何以戰乎、不許楚言、
是棄宋也、救而棄之、謂諸侯何、

【註】言將爲諸侯所怪、

○先軫 これは一等高上の分別である、やはり免し
てかへされよ、その子細は人を安穩にさだめるを禮
と云、子玉が云ふとほりにすれば、只一言で國君三人
が安堵いたされて、三國をさだめるなり、○我 それ
を無禮な云分と云て、我が方から合戦にすれば、一言
で三國をほろぼすと云ものなり、それでは我方には
無禮と云ものなれば、何をもつて戦ふや、楚の云分

をゆるさぬと云へば、この方の愛する宋までする
にいたる、宋をすくふと云ふ發端で居ながら、棄つる
やうに成るは、諸侯達も何とかふしんを立つるであ
らう、

楚有三施、我有三怨、怨讐已多、
將何以戰、不如私許復曹衛、以
攜之、

【註】私許二國、使告絶于楚、而後復之、攜、離也、

○楚 楚の云分には、三の施があり、此方の云分にて
は、三の怨が生ずる、怨が多くては方人がない故戦へ
ぬ、○不 曹衛の二君を此方からゆるさうほどに、楚
と義絶をいたされよと云て、楚と離すにしくはない、
さてこの方へ来た、

執宛春以怒楚、既戰而後圖之、

【註】須勝負決乃定計、

楚の使者の宛春をとらへて、楚をいからせて戦た上
で、いづれへとも闘うと云た、

公說、乃拘宛春於衛、且私許復

曹衛、曹衛告絶於楚、子玉怒、從
晉師、晉師退、軍吏曰、以君辟臣、
辱也、且楚師老矣、何故退、子犯
曰、師直爲壯、曲爲老、豈在久乎、
微楚之惠不及此、

【註】重耳過楚、楚成王有贈送之惠、

○公 文公のよい仕方じやと説れた、○乃 使者を
衛にとらへておいて、そのうへひそかに、曹衛に、楚
と手切せられたらば復さうとすゝめて、楚と義絶さ
せた、○子玉 短慮の子玉ゆゑ、中々かんにんせず、
晋の軍へおしよせた、○晋 あとへ引けと云はれた、
○軍吏 軍目付が向の敵は大夫なり、この方は君自
ら出馬成されて、しりぞくと云ふははぢである、その
うへ楚の勢が強敵でもあることか、勢は大分つかれ
たに何ぞしりぞき玉ふぞと云た、○子犯 師は理の
直が壯たと云、曲た方を老れたとする、長陣ばかりを
老れたとは云はれぬ、○微 一度君の流浪成されて
楚を過玉たときに、大分見次を受け、その惠などがあ

つたればこそ、今このやうに晋君と成りたまひた、
退三舍辟之、所以報也。

【註】一舍三十里、初、楚子云、若反國、何以報我、
故以退三舍爲報。

○退。しかもそのときに君の楚君とつがひ玉ひた言
のとほり、三舍九十里陣を引しりぞくは、右の報謝で
あるとなり、

背惠食言、以亢其讐、

【註】亢、猶當也、讐、謂楚也、

○背。その惠にそむいて、食言とていつはりを云
て、その讐にあつては、

我曲楚直、其衆素飽、不可謂老、

【註】直氣盈飽、

この方は無理にて、楚は直な也、そのうへ其士卒は素
とより飽きみちて居れば、老れたとは云はれぬ、

我退而楚還、我將何求、若其不
還、君退臣犯、曲在彼矣、退三舍、

楚衆欲止、子玉不可、夏四月、戊
辰、晋侯宋公齊國歸父崔天秦
小子憖次于城濮、

【註】國歸父、崔天、齊大夫也、小子憖、秦穆公子
也、城濮、衛地、

○我。此方がしりぞいて、楚もひきてかへるならば、

○我將。何にももむることはない、十分である、○
若。しかるを子玉がもし不承知にて還らぬならば、

この方は君としてしりぞき玉ふに、臣として君を犯
すと云ものなり、そのときにこそ、曲は彼に有ると云
ものなれと云た、○退。それから三舍しりぞいて、戰

ひはのぞまぬと云ことをしめされた、○楚。楚國の
諸軍勢は、晋の軍を追缺けることを止られよと云へ
ども、子玉ががてんせぬ、○夏四。四國の勢が終に衛

の城濮に陣取た、

楚師背鄆而舍、

【註】鄆、丘陵險阻名、

○楚。子玉は險阻を背にして陣營を張た、

晋侯患之、聽輿人之誦、

【註】恐衆畏險、故聽其歌誦、

○晋。士卒が險阻を恐れうかとして、うれひられた故
に、多くの人の謠や、歌誦に心をつけて聞かれたれば、

日、原田每每、舍其舊而新是謀、

【註】高平曰、原、喻晋軍美盛、若原田之草、每每
然、可以謀立新功、不足念舊惠、

○日。原田の草が每每は草の盛んなる貌を云て、
田の青々と美いを云、その舊はすて、新是れ謀ると

歌た、その心は舊い惠みはもう思はず、新に功を立て
るがよいと云意也、

公疑焉、

【註】疑衆謂己背舊謀新、

○公。文公は是をかながへ違へて、楚の舊きめぐみ
をわすれて、新き功を心がけらるゝと云て、そしるか
とまどはれた、

子犯曰、戰也、戰而捷、必得諸侯、

若其不捷、表裏山河、必無害也、

【註】晉國外河而內山、

○子犯。もはや戦ふがよい、今戰て楚に克つたらば、
必諸侯を得るで有らう、○若。萬一えかたぬときに

は、晋の國は外とは大河があり、内には險山が有れ
ば、この要害に引こもりて敵をふせぐならば、何の害
もあるまいとなり、

公曰、若楚惠何、欒貞子曰、漢陽、

諸姬、楚實盡之、

【註】貞子、欒枝也、水北曰陽、姬姓之國、在漢北、
者、楚盡滅之、

○公曰。さきだつて楚にうけたる恩惠をば何とせよ
うと也、文公は律義な、○欒。欒枝が云には、漢水の

北にありし諸の姬氏の國を、悉く楚が亡した、君と同
姓の國を亡されてをるからは、

思小惠而忘大耻、不如戰也、晋

侯夢與楚子搏、

【註】搏、手搏。

すこしばかりの恵を思ひいだして、一家をつぶされた大恥をわすれて居てはつまらぬに因て、戦ふにしくはないと云た、○晋侯。このときしも、文公が夢を見られた、楚子とすまひをとられたれば、

楚子伏已而盥其腦、

【註】盥、洗也。

○楚。楚子が上に成り、文公のあたまたに喰付て、腦を吮たとゆめに見られた、腦頭と云はあたまたのみそのことなり、

是以懼、子犯曰、吉、我得天、楚伏其罪、吾且柔之矣、

【註】晋侯上向、故得天。楚子下向、地故伏其罪。腦所以柔物、子犯審見事、宜故權言以答夢。

○是。かやうなゆめを見られたゆゑ、敗軍の前表かとして、氣味わるがられた、○子犯。一段吉でござるとなり、○我。君は仰むきにござるは天を得たと云もの、楚がうつむいたはそのつみに伏すと云こと、この

方へ楚をなづけ柔げるであらうと云た、【注】すべて腦と云ものは、堅い物をやわらかにするなれば、子犯が事の宜しきに從て、よい程に權りてゆめ合はせを云た、

子玉使鬬勃請戰、

【註】鬬勃、楚大夫、

大夫を出して戦を始めよう云た、

曰、請與君之士戲、君馮軾而觀之、得臣與寓目焉、

【註】寓、寄也、

○曰。憎い云分である、ねがはくは君の御家士と戯れ遊びを致さうほどに、君も車にめして見物成されよ、拙者もともに目をよせて、見物をいたさうと云た、

晋侯使欒枝對曰、寡君聞命矣、楚君之惠、未之敢忘、是在此、為大夫退、其敢當君乎、既不獲

命矣、

【註】不獲、止命、

○晋侯。文公からは欒枝をいだして答には、寡君文公御使者の命を承知いたされました、一度楚君の御恩恵を受られたれば、今以てわすれはいたされぬ、○是。それゆゑに三舍をしりぞいて、此ところに陣をひかへて、○為。大夫中にさへ如此退いてひかへらるゝなれば、何しに楚君に對して戦ふ心があらうぞ、しかれば何とぞ止めて無事にしたものなれども、はや許容の命がなければ是非におよばぬ、

敢煩大夫謂二三子、

【註】煩、鬪勃、令、戒、勸、子玉子西之屬、

○敢。御使者御苦勞ながら、二三子の子玉子西の衆に云て下され、

戒爾車乘、敬爾君事、詰朝將見、

【註】詰朝、平旦、

車をかたくとへのへて、君の事を敬んで出陣あれ、明早朝に御意得やうと云はせられたとなり、

晋車七百乘、鞞、鞞、鞞、鞞、

【註】五萬二千五百人在背、曰鞞、在背曰鞞、在腹曰鞞、在後曰鞞、言駕乘修備、

○晋車。戎車はみなよく調ふた、鞞はくら、鞞はむながい、鞞ははるび、鞞はしりがいなり、

晋侯登有莘之虛、以觀師、曰、少長有禮、其可用也、

【註】有莘、故國名、少長、猶言大小、

○晋。文公が故い城あとのぼつて、御方の軍陣の體を見られた、虚は大丘とも城あとも訓ず、大小の士卒列を亂さず、みな禮が有る、これでは用に立つべしとなり、

遂伐其木、益其兵、

【註】伐、木以益攻戰之具、與、曳、柴、亦是也、

○遂。軍器にいたされた、

己巳、晋師陳于莘北、胥臣以下軍之佐、當陳蔡、子玉以若敖之

六卒將中軍曰今日必無晉矣
子西將左子上將右

【註】子西、鬬宜申、子上、鬬勃、
○己巳。陣取た。胥臣は下軍の佐にて、陳蔡の勢にも
かふて戰ふ、○子玉。己れは君のくらゐに居て、中軍
に備へて廣言を吐いて、○今日。せひ今日晋の國を
無くして見せようと云た、子西は左備へ、子上は右備
となつた、

胥臣蒙馬以虎皮先犯陳蔡陳
蔡奔楚右師潰

【註】陳蔡屬楚右師、
○胥。晋からはかりごとをもつて虎の皮を馬にかぶ
せて、先づ陳蔡を犯したれば、陳蔡がかけ立てられて
敗北したゆゑ、楚の右備へもくづれた、

狐毛設二旆而退之

【註】旆、大旗也又建二旆而退、使若大將稍却、
○狐。二流の大旗を立てしりぞくは、大將の恐れ北

んだと也、

晉師三日館穀

【註】館、舍也、食楚軍穀三日、
○晋。楚國の糧をうばつて、三日が内澤山に食たと
也、

及癸酉而還

○及。軍を還して、十分に凱歌をあげた、
甲午至于衡雍作王宮于踐土、
【註】衡雍、鄭地、今蔡陽卷縣、襄王聞晉戰勝、自
往勞之、故爲作宮、
鄭の衡雍と云ところに至て、天子の行幸があると聞
て、にはかに王宮を作た、これは周の襄王が文公を犒
はせ玉ふのである、

鄉役之三月

【註】鄉、猶屬也、城濮役之前三月、
○鄉。今度の合戦始る三月前に、

鄭伯如楚致其師爲楚師既敗

ぐると見せて敵を引付るはかりごと也、

欒枝使與曳柴而僞遁

【註】曳、柴起塵詐爲衆走、
○欒。これも與は大勢の人に、柴竹を地に曳せて、塵
をたふせて、僞てのがる、體を見せたれば、

楚師馳之原軫卻溱以中軍公
族橫擊之

【註】公族、公所率之軍、
楚の勢が勝に乗て追かけた、○原。文公の手まはり
を引いて、横さまからうつた、

狐毛狐偃以上軍夾攻子西楚
左師潰楚師敗績子玉收其卒
而止故不敗

【註】三軍唯中軍完是大崩、
○狐。兩方からせめた、楚の左備もくづれた、こゝで
楚の二軍がごとくくやぶれた、○子玉。士卒を下
知して踏止つたゆゑに、子玉が中軍ばかり敗軍せな

而懼使子人九行成于晉

【註】子人、氏九名、
鄭伯が楚國へ行て加勢いたされた、これは楚子が人
數を減じたゆゑ、從へなんだと見ゆる、○爲。しかる
ところに、楚の軍が今度やぶれたに付ておそれて、○
使。晋へ和談を乞はれた、

晉欒枝入盟鄭伯五月丙午晉
侯及鄭伯盟于衡雍丁未獻楚
俘于王駟介百乘徒兵千

【註】駟介、四馬被甲徒兵、步卒、
○晋。先づ盟て、○五月。文公と新たに盟れた、○丁
周王へ奉られた、騎馬武者百人、步卒千人捧げられ
た、

鄭伯傅王用平禮也

【註】傅、相也、以周平王享晉文侯仇之禮享晉
侯、
○鄭伯。鄭伯は天子の左相と成られた、これ昔周の

平王の時代、晋の先祖に文侯と云があつた、これを享し玉ふときの古禮にしたがつて、いまの文公をもてなし玉ふなり、

己酉、王享醴、命晉侯宥、

【註】既饗、又命晉侯、助以束帛、以將厚意、

○己。三日目の享には醴があつた、晋侯に束帛を玉はつた、御丁寧な御もてなし也、

王命尹氏、反王子虎、内史叔興

父、策命晉侯爲侯伯、

【註】以策書命晉侯爲伯也、周禮九命作伯、尹氏王子虎、皆王卿士也、叔興父、大夫也、三官命之以寵晉、

○王命。天子の郷士兩人および、大夫に命じ玉ふて、策書を以て宣命を下され、文侯を侯伯と成された、三人の卿大夫を以て命じ玉ふは、格別の御とりあつかひなり、

賜之大輅之服、戎輅之服、

【註】大輅、金輅、戎輅、戎車、二輅各有服、

の勅命也、とつたへられた、

晉侯三辭、從命、曰、重耳敢再拜

稽首、奉揚天子之丕顯休命、

【註】稽首、首至地、丕、大也、休、美也、

○晋。三度辭退せられて勅命にしたがつて○曰。勅答なり、重耳敬して再拜稽首し、天子の大に明かに結構なる仰付を奉揚とさへ上げ、頂戴し奉ると云こ

受策以出、出入三覲、

【註】出入、猶去來也、從、來至去、凡三見王、

○受。仰せわたしの御書付を受けて、退出いたされたとなり、○出入。はじめて文公の來られてから、去らるゝまで、以上三度王へ御目見をいたされたことである、すぐれて首尾のよいを云、

衛侯聞楚師敗懼、出奔楚、遂適

陳、

【註】自襄牛出、

○賜。諸侯の正車のとばり、戎車のとばりを玉はり、および、

彤弓一、彤矢百、茲弓矢千、

【註】彤、赤也、茲、黑弓、弓一矢百、則矢千、弓十矣、

諸侯賜弓矢、然後專征伐、

○彤。丹き弓、丹き矢、黒き矢、これを下さるゝは、天下中を心のまゝに征伐いたせと云ふしるしである、

柎鬯一卣、

【註】柎、黑黍鬯、香酒、所以降神、卣、器名、

○柎。黒びきの酒、壺、これは神おろしの祭りにもちふるのである、卣は樽と訓じて、盛鬯鬯者とある、

虎賁三百人、曰、王謂叔父敬服

王命、以綏四國、糾逃王慝、

【註】逃、遠也、有惡於王者、糾而遠之、

○虎。虎賁は勇士を云、三百人の勇士を下された也、

○曰王。勅命を傳へて云はるゝには、王の勅詔に、叔父は晋侯をさす、敬て王命に服して、もつて四海を安じ、天子のために惡をなすものを糾しとほざけよと

楚へ與せうと思て居られたところに、楚がやぶれたゆゑ、これはたまらぬと思ふて亡げられた、それから襄牛と云ふへかゝりて、陳の國へゆかれた、

使元咺奉叔武以受盟、

【註】奉、使攝君事、

○使。さて大夫の元咺に云ふくめて、弟の叔武をもり立て、予が名代に晋の盟ひを受けて、國を治めよと命せられた、これは楚へは亡げて云わけをし、晋へは弟に同盟させて、わびことをしたものである、斯せねば國が亡る、

癸亥、王子虎盟諸侯于王庭、

【註】踐土、宮之庭、書踐土、別於京師、

○癸亥。周の卿と諸侯と、踐土の王庭で盟つたなり、【注】踐。經には踐土としてある、是は周の都でないことを分けてしるしたものなり、

要言曰、皆獎王室、無相害也、有

渝此盟、明神殛之、俾隊其師、無

克 祚國

【註】獎助也、滄變也、殛誅也、俾使也、隊隕也、克能也、

要言とは盟辭也、約束のこと、今たがひに盟ふところのものども、みな王の御國をたすけまもつて、相害することあるまい、この言を變じて有るならば、明かなる神靈の御罰にて、其軍卒を隕じ失なひ、國にさいはひは無きやうになさるゝであらう、

及而玄孫無有老幼、君子謂是盟也信

【註】合義信

玄孫にいたつても、老若ともに人民は無くならんと盟た、○君 是盟は實に義信に合て、本意なることとほめた、

謂晉於是役也能以德攻

【註】以文德教民而後用之

○謂 晉の文公を評して云には、今度の城濮の役に於ては、能く文徳を以て民を教へて、敵をせめたとな

初楚子玉自爲瓊弁玉纓未之服也

【註】弁、以鹿子皮爲之、瓊玉之別名、次之以飾弁及纓、詩云、會弁如星、

美しく弁冠を作つたれども、まだかぶりはせなんだ、先戰夢河神謂己曰、界余、余賜女孟諸之麋

【註】孟諸、宋、薺澤、水草之交、曰麋

○先 此たびの合戦の以前に夢を見た、河水の神が來りて子玉に云はるゝには、其冠りを余に呉れよ、余にくれたならば、そのかはりに、その方には宋の孟諸麋をとらせうと告られた、奇怪なことである、これは冠を神が望まると見えた、

弗致也、大心與子西使榮黃諫

【註】大心、子玉之子、子西、子玉之族、子玉剛愎、故因榮黃、榮黃、榮季也、

弗聽、出告、一子曰、非神敗、令尹令尹其不勤、民實自敗也

【註】盡心盡力無所愛惜爲勤

○弗 とかく聞入れぬ、○出告 榮季が是程に諫てもきかれぬに因て、側を立出て二人の者に云には、おれでは神の咎が有て令尹の身を敗らるゝで有らうが、是は神の敗らるゝではない、令尹の國人を大事と思ふ心がない故である、すれば實に自分を敗ると云ふの也、國人を大切に安んせよと思ふものは、こゝろをも盡し力をも盡して、何にもをしむなど、云ところへは至らぬ筈である、是でこそ民を勤ると云者なれと云た、

既敗、王使謂之曰、大夫若入、其若申息之老何

【註】申息、一邑、子弟皆從、子玉而死、言何以見其父老

○既 さて果して敗軍したに付て、楚王の初め止められたれどもきかぬ故、使を出して云はせらるゝに

弗聽、榮季曰、死而利國、猶或爲之、况瓊玉乎、是糞土也、而可以濟師、將何愛焉

【註】因神之欲、以附百姓之願、濟師之理

中々子玉が弗聽となり、それは悪い御合點である、冠はさておき、國の勝手によいと云段には、死して命を奉れと有ても猶これをやるがよい、况や冠の一つばかり、これは糞土も同然で、いくらもあとから出来るものである、○可以 此冠を神はのぞみ玉ふ、神へ上てこのたびの戦ひに勝利があるならば、それほど自出たいことはない、何とてこれを愛み玉ふやと云ても、

はさすが死ねとも云はれず、○大夫。子玉をさして、その方がもし國へ返り入てあらば、申息二邑の老人をば何と致さるゝぞとなり、これはかの二邑の若武者を大分討死させたゆゑ、その親どもは歎て居るに、これらに逢て云ひわけがあるまいが、何とするぞと云ことなり、

子西孫伯曰、得臣將死、二臣止之、曰、君其將以爲戮、

【註】孫伯、即大心子玉子也、二子以此答王使、言欲令子玉往就君戮、

○子西。一族の子西と子の大心が、楚王の使者へ返答に、得臣今度不覺を取ましたれば、切腹をいたさうと申す、けれども私ども二人これを止めて申聞けまするには、自殺せようよりは、君の御仕置に預て死ぬがよいと申して、さし止ました、追付け召連れて參上致さうと云ことなり、

及連穀而死、

【註】至連穀、王無救命、故自殺也、文十年、傳曰

城濮之役、王使止子玉、曰、無死不及、子西亦自殺、而縣絕、故得不死、王時別遣追前使、連穀、楚地、殺得臣、經在踐土、盟上、傳在下者、說晉事畢、而次及楚、屬文之宜、

○及。右のとほりに云て行く内に、若し赦免の使でも有らうかとおもひて、楚國の連穀と云ところまで至つた、けれども、御免もないゆゑ、切腹したとなり、【注】至。文公十年のところで見れば、城濮の役に、楚王から使を下されて死するにはおよばぬと有りて、子玉を止められた、その使者が行きつかぬうちに死んだとある、そのとき子西もともに死するとて、これは縊にかゝつたれば、懸絶とは細引が切れた、その内に御免があつて死ななんだ、○王。前へ出たつかひを追かけさせられた、○殺。得臣が死んだことが踐土の盟ひの後にあるは、文のつきがよいゆゑ、かくの如くしたとなり、

晉侯聞之、而後喜可知也、

【註】喜見於顔色、

文公の子玉が死んだと聞れて後に、やう／＼よろこ

びが顔色へあらはれて知れたとなり、殊の外きげんであつたと見ゆる也、

曰、莫余毒也已、爲呂臣實爲令尹、奉己而已、不在民矣、

【註】言其自守無大志、

○曰。さて云はるゝには、もはや余を害する者は無く成た、○爲。此後は爲呂臣が子玉があと役の令尹に成るで有らうが、彼れはおのれが身の上ばかりを大事大事とする男にて、敗軍のうらみを晴らさうと云ふやうな大きなこゝろさしはないものなれば、安心したと云はれた、

或訴元咺於衛侯、曰、立叔武矣、

其子角從公、公使殺之、

【註】角、元咺子、

衛の元咺を讒言するものがあつて、衛侯へ訴て云には、衛にては叔武を君に立て、衛をうばはせたと云た、○其子。元咺が子の角と云ものが、衛侯の供して居たを、衛侯のむほん人の子なりと云て、殺させられ

た、理不盡なことである、

咺不廢命、奉夷叔以入守、

【註】夷、諡、

○咺。子は殺されたけれども、衛侯の云付は廢てすに、叔武を大切に守り立て、國をまもらせて居た、

六月、晉人復衛侯、

【註】以、叔武受盟於踐土、故聽衛侯歸、

○六月。衛侯は晉へをむかされたけれども、叔武が踐土で盟ふたゆゑ、文公の免して衛侯を國へ復された、

甯武子與衛人盟于宛濮、

【註】武子、甯俞也、陳留長垣縣、西南有宛亭、近濮水、

○甯。衛の大夫甯武子が、衛の群臣と宛濮で誓紙を書いた、その言に、

曰、天禍衛國、君臣不協、以及此

憂也、

【註】衛侯欲與楚國人不欲、故不和也、

○曰天。天道からして衛の國へ禍を下して、君は楚へ付きたまひ、臣下は離れて晋へ付た、これは天命と云もの也、君臣協和せなんだ、それゆゑに此のごときうれひと成たとなり、

今天誘其衷、

【註】衷、中也、

○今。只今に至て天其中道の信とを誘ひて、

使皆降心以相從也、不有居者、

誰守社稷、不有行者、誰扞牧圉、

【註】牛曰牧、馬曰圉、

みな群臣もころろを降して、君にしたがはしめたまふた、○不。さて君の御ともせずして、國にのこり止つた者も、不忠とは云はれぬ、左やうな者があればこそ、社稷を守て國もほろびなんだれ、もしとまり居る者の無ときは、社稷のまもり人がない、○不。また君の御供して行くものが無ければ、馬や牛も飼ひてがないと云もの也、

不協之故、用昭乞盟于爾、大神、

以誘天衷、自今日以往、既盟之後、行者無保其力、居者無懼其罪、有渝此盟、以相及也、

【註】以惡相及、

○不。さきだつてより、君臣の間が一致せなんだゆゑに、たゞ今國中上下一致するやうにと、昭に大神の前で盟を乞て、天の中を誘ひるなり、今日より後は、君に従うたものでも功にはこるな、殘て居たものも咎はないゆゑに、心づかひするな、此盟を變じて惡を以て相及すものは、

明神先君、是糾是殛、國人聞此盟也、而後不貳、

【註】傳言叔武之賢、齊僖之忠、衛侯所以書復歸、

明神や先祖の神靈より、これを糾し是を罪し玉ふて有らうとなり、○國人。これを羣臣が聞て、そこでやうく安心して二心のないやうに成たと也、是らが聖人の齊武子をほめたまひたところである、今まで

前驅射而殺之、公知其無罪也、枕之股而哭之、

【註】公以叔武尸枕其股、

○叔。弟の叔武はいたつて善い人ゆゑ、髪あらふて居られたところへ、衛侯のかへられたと聞て、ことのほかよろこびて、あらひかけた髪をつかんで、走りいでられたである、○前。さきのりしたものがむほん人とおもひて、理不盡に矢を放て射ころした、衛侯のかへつてやうすを見られたところが、毛頭異心はないゆゑに、その罪もないものと云て、叔武の死骸をかきいだいて、ひざをまくらにさせて、取付て歎かれた、

歎犬走出、

【註】手射叔武故、

○歎。叔武を射殺して高名にせようとおもひたに、大聞達に成たゆゑ、それはなすぬとおもひて逃げ出したを、

公使殺之、元咺出奔晋、

はたわけに成て居て、云ふべきに至ては此のごときことを云ひたすものなり、

衛侯先期入、

【註】不信叔武、

○衛侯の何日に國に入らうと日限をさだめて、それよりはやく入られた、これは弟がむほんの實否が知れぬゆゑ、不意にかへられた、

甯子先、長胖守門、以爲使也、與之乘而入、

【註】長胖、衛大夫、甯子思公之欲速、故先入、欲安險國人、

○甯。先へ入た、長胖と云ふ大夫が門の圍めに出て居たが、甯子を使かとおもふて連立て入たである、

公子歆、犬華仲前驅、

【註】衛侯逐驅、奄甯子未備、二子、衛大夫、

○公。二人は衛の大夫、先きのりをした、

叔武將沐、聞君至、喜捉髮走出、

【註】元咺以衛侯驅入殺叔武故至晉愬之、
とらへて殺させられた、元咺は衛侯の理不盡に驅込
で叔武を殺された故、もはやたまらぬ、自分の子を殺
されたは是非もなけれど、此叔武は至て善い人にて、
しかも少しも罪はないに殺されたゆゑ、晉へはしり
こんで文公へ訴へた、

城濮之戰、晉中軍風于澤、

【註】牛馬因風而走皆失之、

合戦のとき、晉の中軍がどうしたか、牛馬が澤へ風逸
して走り失せた、

亡大旆之左旂、

【註】大旆旗名、繫旆曰旆、通帛曰旂、

○亡。旂とは大將の大旗なり、そのびら／＼のさき
に繼で、一と巾づゝ下げてある、左の一と巾帛が失な
へた、通帛と云て一と巾の帛を云、

祁瞞奸命、

【註】掌此二事而不修、爲奸軍令、

○祁。祁瞞が此二事をまもらねば成らぬ筈を、知ら

ず居て、軍令にそむいたゆゑ、
司馬殺之以徇于諸侯、使茅茷
代之、師還、壬午、濟河、舟之僑先
歸、士會攝右、
【註】權代舟之僑也、士會、隨武子、士爲之孫、
司馬の官が殺した、然して諸侯へ觸れたとなり、○使
祁瞞が代りとした、さて諸軍が還るとて、○壬。河
水をわたるとき、舟之僑が列を亂して先きへ歸たゆ
ゑ、士會に舟之僑が代りの右を攝せさせた、
秋、七月、丙申、振旅、愷以入于晉、
【註】愷、樂也、
○秋。凱歌をとなへて晉へ歸り入られた、
獻俘授餼、飲至大賞、
【註】授、數也、獻、楚俘于廟、
○獻。先祖の廟へ俘を獻じきりみゝをかぞへ、酒宴
を設けて功あるものに恩賞をあたへた、
徵會討貳、

【註】徵召諸侯、將冬會于温、
○徵。今度方伯と成られたゆゑ、國々の諸侯を召あ
つめて、一心ある輩は冬會して、こゝろみて討うと云
わたされた、

殺舟之僑、以徇于國民、於是大
服、君子謂文公其能刑矣、三罪
而民服、

【註】三罪、顛頑、祁瞞、舟之僑、

○殺。先きへ歸たと云て、舟之僑を殺して國中へみ
せしめにふれられた、これほどに無くては伯の威は
ない、○民。ことごとく文公へ歸服したと也、○君子
評によく刑罰をいたさるゝ、三人をつみせられた
ゆゑに、民が大きくに服したとなり、

詩云、惠此中國、以綏四方、不失
賞刑之謂也、

【註】詩、大雅、言賞刑不失、則中國受惠、四方安
靖、

○詩。國中を恵むたり、四方を安ずると云ことがあ
るが、是は賞刑を失なはぬを云たものであるとなり、
賞刑さへうしなはねば國もやすく、民もめぐみをか
うむるものなり、
冬、會于温、討不服也、
【註】討、衛許、
衛と許とが服せぬを討んとてなり、
衛侯與元咺訟、
【註】爭殺叔武事、
元咺が晉へ來て、叔武を殺されたを訴へたゆゑ、晉か
らその吟味をするに付て、つひに公事におよびた、
甯武子爲輔、鍼莊子爲坐、士榮
爲大士、
【註】大士、治獄官也、周禮、命夫命婦、不期、坐獄
訟、元咺又不宜與其君對坐、故使鍼莊子爲主、
又使衛之忠臣、及其獄官、質正元咺、傳曰、王叔
之宰、與伯與之大夫、坐獄于王庭、各不身親、蓋

今長吏有罪先驗吏卒之義也

○釋 公事の様子が、衛の君は出されぬに因て、名代を出して對決するなり、甯武子が補佐と成り、鍼莊子が衛侯の名代に出て、元暉が對座と成るなり、士榮が衛の訟を治むるもので、これら三人が出て、元暉が言の是非をたやすである、すれば國の仕置をいたす役人と君とを、元暉が相手にとつたのである、【注】大士王より官爵を命せられた大夫をも、其れにしたがふ婦人でも、自身に公事の庭へはいでぬと云ことなり、○元 殊に君と臣とは對座はさせられぬゆゑに、名代を出された、○又 役人をい出して元暉を質したさせた、○傳曰 これはほかにいでたことなれども、これも此類と云ことである、○蓋今 晋の杜預の時分に、奉行に罪があれば、先づ下た役から僉議するとおなじこととなり、

衛侯不勝

【註】三子辭屈

三人が云込められて、公事にまげた、

殺士榮別鍼莊子謂甯僉忠而

免之執衛侯歸之于京師實諸

深室

【註】深室、別爲囚室

○殺 公事をさばく職に不相應也と云て、文公の士榮を殺され、相手は別られ、甯武子をば始末忠臣なりと云て免された、○執 君は王城へ上せてあがり屋へ入れた、

甯子職納棗饘焉

【註】甯僉以君在幽隘故親以衣食爲己職、棗、衣、饘、饘、糜也、言其忠至所慮者深

○釋 爰が亦忠臣なところである、衛侯の他國であがり屋へ入られたことゆゑ、毒害せられうかと心元なくおもふゆゑ、食事のことをつかさどりたいとねがふて辨當を運した袋に入れた飯をはこぶを納棗饘と云【注】釋 幽かにせまいところに居らるゝ故、自分衣食をもつてつとめした、忠志のふかいところを云たとなり、

元暉歸于衛立公子瑕

【註】瑕、衛公子適也

また國にかへつて、太子を立て、君とした、

是會也、晉侯召王以諸侯見、且

使王狩

【註】晉侯大合諸侯而欲尊事天子、以爲名義、自嫌強大不敢朝周、險王出狩、因得盡羣臣之禮、皆譎而不正之事

今度文公の會は、天下中の諸侯を總寄せして、天子を召びまして、御目見えさせて、君とし事へませうと尊ばせたものである、其うへに天子に狩をさせまして、諸侯の禮の備へたるを見せましたである、つまりところは天子をたつとむ、よいことなれども、あまりゆるされぬ【注】晉 方伯と成つたゆゑ、諸大名をことごとく會して、○欲尊 さて君臣の名義をたしうして、王を尊とみて、諸大名が周によく事へるやうにしたもの也、○自 自分に強大なるをたのみて、周に朝せぬと云ふやうにきこえてはいかゞなりとて、王をすゝめて狩をさせました、これも君臣の禮をためすとしたれども、みなとをかこつけて譎た仕方

で、たゞしくはないと、孔子の宣ふは是らを云、

仲尼曰、以臣召君、不可以訓、故書曰、天王狩于河陽、言非其地也、

【註】使若天王自狩、以失地故、書河陽實以屬晉、非王狩地

聖人の評したまふにも、臣の身分として君を召つたこと云ふとは、なにほど御爲にしてからが、訓へにはならぬ、○故 經文に書きたまひたは、王の狩したまふべき地でない、これは晋の地と云とを明したものとなり、【注】若 王の思召で狩し玉ふたやうに云てはあれども、晋の地なれば王の狩し玉ふべき筈はな

且明德也

【註】隱其召君之闕、欲以明晉之功德、河陽之狩、趙盾之弑、泄治之罪、皆違凡變例以起大義、危疑之理、故特稱仲尼以明之、

君を召すと云ふことはない、文公の缺けたところはかくして、王を尊ぶ本心の徳を明した、○河。追々出るみな凡その例には違て、大義を起した也、あやふくうたがはしき理なるゆゑに、仲尼曰と孔子の評をいだしたるものなり、

壬申、公朝于王所、

【註】執衛侯經在朝王下、傳在上者告執晚、魯の僖公が王の御旅宮へ朝せられた、【注】執。前後したのはつげたが晚かつたゆゑ也、

丁丑、諸侯圍許、

【註】十月十五日、有日無月、同盟せぬを討た、

晉侯有疾、曹伯之豎侯獯貨筮史、

【註】豎、掌通内外者、史、晉史、○晉。文公の氣分がわるかつたところを、曹伯の豎は小姓侯獯と云ものが、主思ひで曹の卜史の官に金を遣て、うらなふたやうにして、

使曰、以曹爲解、

【註】以、滅曹爲解故、

云はせた、○以。御病氣は曹を滅された祟と云ことをたねにして、解かせた、【注】曹をほろぼされたは、わるいと云こと云ひほどくなり、

齊桓公爲會而封異姓、

【註】封、邢衛、

これが晉侯をすゝむることばである、齊の桓公の伯と成て、曹侯を合せられたとき、異姓の邢衛さへ封せられた、

今君爲會而滅同姓、曹叔授鐸、

文之昭也、

【註】叔振鐸、曹始封、君、文王之子、

それにいま君は、伯として諸侯を會しながら、同姓の曹を滅したまふた、さて曹は先祖文王の子にて、

先君唐叔、武之穆也、且合諸侯而滅兄弟、非禮也、與衛偕命、

會して許をかこまれた、つひにと云はそれからすと云辭なり、

晉侯作三行、以禦狄、荀林父將、

中行、屠擊將、右行、先蔑將、左行、

【註】晉置上中下三軍、今復增置三行、以辟天子六軍之名、三行無佐、疑大夫帥、

これは三軍のほかに、又三行と云そなへをあらたにつくられた、三軍に亦三軍を重ねては、王の六軍に紛るゝゆゑ、それをさけて名をかへ増されたとなり、三人を大將といたされた、【注】晉。佐軍のさたがない、これは大夫が帥るであらうとなり、

【經】二十有九年、春、介、葛盧來、

【註】介、東夷國也、在城陽、縣、葛盧、介君名也、不稱朝、不見公、且不能行朝禮、雖不見公、國賓禮之、故書、

魯へ來た、朝すとかゝぬわけは注にあり、【注】介。は國の名、葛盧は其君の名也、朝と書かぬは僖公に見えぬばなり、たとひ見えても、まことの朝禮はえおこな

【註】私許復曹衛、

○先。晉の御先祖武王の子である、その上諸侯をあはせながら、兄弟の家を滅すは禮ではあるまいとなり、○與。衛と偕に命じて復さうと云ておいて、

而不與偕復、非信也、同罪異罰、

非刑也、

【註】衛已復故、

偕に復したまはぬは信ではない、同罪にて罰の違ふと云は刑ではあるまい、衛は復して曹は復されぬゆゑなり、

禮以行義、信以守禮、刑以正邪、

舍此三者、君將若之何、公說復、

曹伯、遂會諸侯圍許、

○禮。禮と云ものは義を行ひ、信は禮をまもる、刑と云ものは邪をたす筈のものを、この三つのものを捨てたまひて、君は何と成さるゝぞと云た、○公。文公の尤とおもはれて、曹伯を復され、それから諸侯を

はぬゆゑにてもあるべし、されども魯國で賓あへし
らひにしたゆゑ書いた、

公至自圍許、

【註】無傳、

僖公の歸て廟につげられた、

夏六月、會王人晉人宋人齊人

陳人蔡人秦人盟于翟泉、

【註】翟泉、今洛陽城內大倉西南池水也、魯侯
諱盟天子大夫諸侯大夫又違禮盟公侯王子
虎違禮下盟故不言公會又皆稱人、

天子の大夫と諸侯六國と盟た、告文のやうに書いた
が告文ではない、注ですむ、【注】翟 僖公を書かぬは
王の大夫と盟はれた不調法のあつたを諱んだものな
り、諸侯の大夫も諸侯と盟たは非禮なり、王子虎が下
て諸侯の大夫と盟たもつまらぬ、そこで僖公を書か
ぬなり、又卿の姓名をのぞいて、みな人と書たのは、
貶したものである、

秋大雨雹冬介葛盧來、

再び魯へ來た、

【傳】二十九年春介葛盧來朝舍

于昌衍之上、

【註】魯縣東南有昌平城、

魯國へ來朝した、昌衍と云邊に旅宿をさせたとなり、

公在會饋之芻米禮也、

【註】嫌公行不當致饋故曰禮也、

○公 僖公は留守なれども、魯人が牛羊の食事を見
廻に送つた、是れは禮に合たことなり、【注】嫌 魯侯
は他へ行れたに送り物をしたのは致さぬ筈をしたや
うに聞ゆるを嫌ひて、禮なりとことわりたものとな
り、

夏公會王子虎晉狐偃宋公孫

固齊國歸父陳轅濤塗秦小子

慙盟于翟泉尋踐土之盟且謀

伐鄭也、

【註】經書蔡人而傳無名氏即微者 秦小子
慙在蔡下者若宋向戌之後會
貴賤まじりた會也、【注】經 官が重いと名を書く、か
るいと加ふぬなり、あとからきたは下に付る、

卿不書罪之也、

【註】晉侯始霸翼戴天子諸侯輯睦王室無虞
而王子虎下盟列國以瀆大典諸侯大夫上敵
公侯虧禮傷教故貶諸大夫諱公與盟、

すべての卿を誰々と書くべきはすなるを、みなく
人と書たはつみしたものである、【注】晉 文公のは
じめて方伯と成りて、王をつゝしみ戴かるゝゆゑ、諸
侯は輯らぎ睦しくして王室に虞がない、しかるに王
子虎が下て列國と盟ふは、大法をけがしたと云もの
である、諸侯の大夫が君に對するは禮をも缺き、をし
へをも傷つたゆゑに、みな貶したものなり、さて魯侯
の盟ひにあづかられたをいみたる也、

在禮卿不公會公侯會伯子男可

也、

【註】大國之卿當小國之君故可以會伯子男、
諸卿之見貶亦兼有此闕故傳重發之、
禮義において卿は公侯と同座はならぬ、○會 伯子
男はよいと也、大國の卿は小國の君にあたるゆゑな
り、【注】大 このたびの諸侯の會は、二重のあやまち
があるとなり、

秋大雨雹爲災也、

わざはひとなつたゆゑしるしたと也、

冬介葛盧來以未見公故復來

朝禮之加燕好、

【註】燕、燕禮也、好、好貨也、一歲再來故加之、

僖公の留主でえ逢はなんだと云てまた來たとなり、
これを禮して酒宴や好き賜物があつた、二度來たを
ねざらふてなり、

介葛盧聞牛鳴曰是生三犧皆

用之矣其音云問之而信、

【註】傳言人聽或通鳥獸之憤、

○介。介の夷の君が逗留中に、牛の鳴聲を聞いて云には、この牛は子を三つ生んだが、みな犠牲にもちひらるゝ、そのなくおとにその通りに云となり、○聞。その牛をたづね問ふたれば、果してそのとほりて有たなり、【注】傳。畜類の情に通じたをしるしたものなり、

【經】三十年、春、王正月、夏、狄侵齊、
告文なり、

秋、衛殺其大夫元、咺及公子瑕、

【註】咺、見殺稱名者、訟君求直、又先歸立公子瑕、非國人所與、罪之也、瑕立經年、未會諸侯、故不稱君、

告文なり、【注】咺。咺は善いものなれども、君と公事をし、國人の同心せぬ太子を立てた、そこで名を出して罪した、公子瑕も即位より年を経たけれども、いまだ諸侯の會に列ならぬことゆゑ、君とは書ぬとなり、

衛侯鄭歸于衛、

【註】魯爲之請、故從諸侯納之例、例在成十八

年、歸られた、魯侯のとりもたれたゆゑに、諸侯の入れた例にしたものなり、

晉人秦人圍鄭、

【註】晉軍函陵、秦軍汜南、各使微者圍鄭、故稱人、

介人侵蕭、

【註】無傳、
告文なり、

冬、天王使宰周公來聘、

【註】周公、天子三公兼冢宰也、魯へ下された、周公は三公にて冢宰をかねたる人なり、

公子遂如京師、遂如晉、

【註】如京師、報宰周公、京師に如くは御使を下された返禮を申上る、晉へは聘禮使なり、

【傳】三十年、春、晉人侵鄭、以觀其可攻與否、狄間晉之有鄭、虞也、夏、狄侵齊、

【註】齊、晉與國、

文公の鄭國へ軍勢を出して攻られさうなか、備があるか否かを見られたなり、○狄。晉は鄭を伐つとしていそがしい、此ときを伺て狄が晉の同盟の齊を侵した、

晉侯使醫衍酖衛侯、

【註】衍、醫名、晉侯實怨衛侯、欲殺而罪不及死、故使醫因治疾而加酖毒、

○晉。文公も實は衛侯が殺したいに因て、醫師の衍と云ものを見舞にやりて、酖毒をもれと云ひふくめられた【注】衍。殺すほどなつみもない、藥のかはりに毒をあたへよと云れた、

齊餼衛侯衣食、故得知之、

【註】齊餼衛侯衣食、故得知之、

かの忠臣がまたこゝろを盡すなり、醫者にたからをあたへて、酖をうすくして下されよとたのんだ、それゆゑ死なれなんだなり、
公爲之請、納玉于王、與晉侯皆十穀、王許之、

【註】雙玉曰穀、公本與衛同好、故爲之請、

○公。僖公が衛とよしみがあるに付て、衛侯をゆるして下されよと請て、玉を王と文公とへ納れられたれば、王より御免があつたとなり、

秋、乃釋衛侯、衛侯使賂周欒治、

麇曰、苟能納我、吾使爾爲卿、

【註】恐元咺距己、故賂周治、

○秋。御免で出られた、○衛侯。免されても入るべき國には太子が君と成て居らるゝ、それゆゑ周欒治と云二人のものにまいなひして、能く我を國もとへ納てくれたらば、吾その方どもを卿にとり立てふと云はれた、元咺めが決して納れまいときづかはれたることなり、

周治殺元咺及子適子儀

【註】子儀、瑕母弟、不書殺賤也。

○周、それでころした、太子の同母弟までころした、

公入祀先君周治既服將命

【註】服、卿服將入廟受命。

○公、衛侯の先づ親の廟をまつられた、周治二人が

卿の服をきて、神前で卿の爵を命せらるゝをうくる

用意をした、

周歇先入及門遇疾而死治塵

辭卿

【註】見周歇死而懼

周歇が先きへ入らうとして、門まで入りかゝると、卒

中がおこつたかしてころりと頓死した、治塵が此を

見て神のとがめとおそれ入て、身の毛が立て卿を止

て下されよと云た也、

九月甲午晉侯秦伯圍鄭以其

無禮於晉

【註】文公亡過鄭、鄭不禮之、

且貳於楚也、晉軍函陵、秦軍汜

南、

【註】此東汜也、在滎陽中牟縣南、

文公の浪人のときに、鄭は無禮した、殊に今伯と成ら

れても、楚へ内通して二心があるゆゑなり、○晉、兩

國が既に陣を張た、

佚之狐言於鄭伯曰國危矣若

使燭之武見秦君師必退

【註】佚之狐、燭之武、皆鄭大夫、

○佚之、鄭の大夫が鄭君へ言ふには、晉秦がよせて

はもはやたまらぬ、はなはだあやふく成た、○若、私

が相役の燭之武をつかはされて、秦君へあはせたら、

兩軍がしりぞくでござらうとなり、

公從之辭曰臣之壯也猶不如

人今老矣無能爲也已公曰吾

矣若亡鄭而有益於君敢以煩

執事

【註】執事、亦謂秦、

○見、燭之武が秦の君へ云には、秦晉兩國仰合され

て、鄭をかこみ玉ふからは、大軍に勝つべき理は無い

に付て、鄭でも滅亡におよぶは覺悟いたして居ます、

○若、然しながら、今鄭を亡し玉ひて、君の御益に成

らうなら、○敢以、成るほど亡したまへ、

越國以鄙遠君知其難也

【註】設得鄭以爲秦邊邑則越晉而難保

○越、しかれども貴國から鄭までは大分國がへだち

てあれば、とほきところを御領分のゐなかと成さる

ゝことは、心もとないと云ことは、君にも定めて御存

じのことなり、

焉用亡鄭以陪鄰

【註】陪、益也、

○焉、然るに何として鄭を亡して、隣の晉の國を益

すやうには成さるゝぞ、

見秦伯曰秦晉圍鄭鄭既知亡

【註】

【註】

【註】

【註】

不能早用子今急而求子是寡

人之過也然鄭亡子亦有不

利焉許之夜縋而出

【註】縋、縣城而下、

○公、鄭侯が燭之武に、行てわびごとせよと云はれ

た、○辭、私が壯年の時分にさへ、人並に御問にあは

ぬものでござつた、まして只今は既に老年におよび

ました、○無、猶更不調法になりましたからは、御免

成されよと云た、○公曰、成ほど、とくにもその方を

もちひるはずをすて、おきて、只今急難にさしかゝ

りて、その方を頼んでは合點せぬはずなり、これは吾

らがあやまちであつた、しかれども今もしこの鄭國

がほろびて無く成つたらば、その方が勝手にもわる

いこともあらうほどに、救てくれよと云はれたなり、

○許之、許容して、夜中にそつと城から綱を下し、そ

れに執りついて城外へおりた、城門は閉て開かれぬ

ゆゑ也、

見秦伯曰秦晉圍鄭鄭既知亡

鄰之厚君之薄也若舍鄭以爲東道主行李之往來共其乏困

【註】行李使人

○鄰 鄰の厚く強く成ると申すは君の御國のよわみになることとござる、○若 それよりは、今鄭をゆるして東道の主となしおかれたらば、行李は使者や飛脚などのことなり、貴國の使者など往來のせつ、乏困となんぎ不自由をいたさるゝときに、御用の間をあはするならば、

君亦無所害且君嘗爲晉君賜矣許君焦瑕朝濟而夕設版焉君之所知也

【註】晉君謂惠公也焦瑕晉河外五城之二邑朝濟河而夕設版築以距秦言背秦之速

君の害にもなるまいと存する、○且君 そのうへ君は今晉君と仰せ合さるゝが、君のむかし晉の惠公へ御恩をほどこし玉ふたときに、晉から君へ焦瑕の二

うに御取もちなさるゝは、近ごろ不審なこと也、とくと御思案なされよと云た、○秦伯 秦の君が、なるほど尤なことじやと感じ入りて、○與 晉へは沙汰なしにて鄭人と盟て、○使 かへりて晉をふせぐためにとて、三人をのこしおいて、援けにしておいてかへられた、

子犯請擊之公曰不可微夫人之力不及此

【註】請擊秦也夫人謂秦穆公 晉の子犯がいかつて、秦の軍を撃うと云た、○公 文公のいや／＼それはわるい、かの人の力があつたればこそ、吾は今日此やうに世にいであれ、

因人之力而敝之不仁失其所與不知以亂易整不武

【註】秦晉和整而還相攻更爲亂也 人の力に因てせわになりながら、又これを敝りたをすと云は不仁なことである、又與した國を少しのことで失なふは不知と云ものなり、○以 整たところ

邑を進上せうと約しおきながら、朝河水を濟て晉へ入りて、夕には早や版を設て城普請をして秦を距いだ、これらは君も御存知で云まではないことなり、夫晉何厭之有既東封鄭又欲肆其西封

【註】封疆也肆申也

○夫 さればあの晉と云國は、何ほど取てもあきたると云ことはない國なり、○既 若し今此東の鄭を亡して、自分の領分と致したらば、又重ねては西へ向つて、封内をとりひろげんとするであらう、

若不闕秦將焉取之闕秦以利晉唯君圖之秦伯說與鄭人盟使杞子逢孫揚孫戍之乃還

【註】三子秦大夫反爲鄭守

○若 さていよく西へ目が付けば、秦の地を缺いて取らいでどこを取るものぞ、外にひろめる地はない、左やうに君の國を缺いて、晉の益々つよくなるや

へ亂をしかけて秦と申をたがふと云ものは武の道ではない、吾其還也亦去之

○吾 われらもかへらうと云て、鄭にもかまはず、引てかへられたと也、初鄭公子蘭出奔晉

【註】蘭鄭穆公 昔鄭の穆公の太子で居られたるとき、晉へ出奔いたされた、

從於晉侯伐鄭請無與圍鄭許之使待命于東

【註】晉東界

○從 晉侯の鄭を伐るゝに従ふて出陣したとき、公子蘭が云には、私ことは鄭をかこむ御役は御免下されよと云たれば、文公のなるほど、云て許容せられた、○使 晉の東界に止めて、命を待たせておかれた、

鄭石申父侯宣多逆以爲太子、以求成于晉、晉人許之、

【註】二子、鄭大夫言穆公所以立、

然るところに、鄭の大夫二人が此人を逆へとりて太子として、晉と和睦したいと乞ふた、晉人も同心して、公子蘭をおくりかへした、此が後に穆公と云にならるゝなり、

冬、王使周公閱來聘、饗有昌歠、白黑形鹽、

【註】昌歠、菖蒲菹、白、熬稻黑、熬黍、形鹽、鹽、形象、虎、

周から魯へ御使を下された故、饗應いたされた、菖蒲のつけもの、焼稻、やき黍に、虎の貌した鹽のかたまひ、これはいたつて盛膳である、

辭曰、國君文足昭也、武可畏也、則有備物之饗、以象其德、薦五、

味、羞嘉穀、鹽虎形、

【註】嘉穀、熬稻黍也、以象其文也、鹽虎形、以象武也、

○辭。周公閱が辭退して、これはおもてなしにて、國君などの文徳も昭にて、武威もおそろべき人には、色々物をそなへて、饗應することである、それは左やうな物どもは、その人の徳に象てはめるゝる也、それゆる五味をすゝめ、嘉穀をすゝめ、鹽を虎に象て文武を表し、

以獻其功、吾何以堪之、

其功を獻することとなり、されば吾らは何を以てこれにたへんや、一つとして徳はないと云た、

東門襄仲將聘于周、遂初聘于晉、

【註】公既命襄仲聘周、未行、故曰將、又命自周聘晉、故曰遂、自入春秋、魯始聘晉、故曰初、

僖公の周へ返禮に行けと云付ておいて、それから又晉へも行けと云付られた、周から直に行てこよと云

はれた、春秋の内に、魯から晉へつかひをやらるゝと云は、この度がはじめてゆる、初とおいたものなり、

【經】三十有一年、春、取濟西田、

【註】晉分曹田以賜魯、故不繫曹、不用師徒、故曰取、

魯國へ分けぶんをもらふた也、【注】晉、曹からあたへたでもなく、軍をいだし取たでもないに付て、國號はいださず土地の名をいだし、とりたとはかり書した、

公子遂如晉、

田を賜た禮謝なり、

夏、四月、四卜、郊不從、乃免牲、

【註】龜曰卜、不從、不吉也、卜郊不吉、故免牲、免猶縱也、

これは魯國で郊の祀をするとして、吉凶を占ひたれば、不從は不吉とあつたに付て、いけにへの畜を放した、猶三望、

【註】三望、分野之星、國中山川皆因郊祀望而祭之、魯廢郊、天而修其小祀、故曰猶猶者、可止之辭、

○猶。猶の字がおもい罪した筆である、三望は分野のまつりをした、これはせいでもよいまつりをしたと云言也、【注】三。大きなまつりはすて、せいでもよい、小さい祀をした、

秋、七月、冬、杞、伯姬來求婦、

【註】無傳、自爲其子成昏、

前にもある、あまりとくことなり、

狄圍衛、十有二月、衛遷于帝丘、

【註】辟狄難也、帝丘、今東郡濮陽縣、故帝顓頊之虛、故曰帝丘、

狄に侵されて遷つた、顓頊の古跡ゆゑに帝丘と云なり、

【傳】三十一年、取濟西田、分曹地也、

【註】二十八年、晉文討曹、分其地、竟界未定、至

是乃以賜諸侯

晉の文公が曹をほろぼして、諸侯へ分てくれられたゆゑ魯も取た【注】二 繩さかひがさだまらなんだのが、この時さだまつたなり、

使臧文仲往宿於重館

【註】高平方與縣西北有重館城魯から受取りに臧文仲をいだされた、重館と云ところまでいたつて、宿りたれば、

重館人告曰晉新得諸侯必親其共不速行將無及也從之分曹地自洮以南東傳于濟盡曹地也

【註】文仲不書請田而已非聘享會同也濟水自發陽東過魯之西至樂安入海重館の人が文仲へ内意をつけた、○晉 文公には今度始めて方伯と成られて、諸侯を得られたことなれば、かならずその禮をそなへて共ある君をしたしま

るであらう、はやく行き玉はずば、早く行たものが多くもらふて、配分が及ぶまいと云たゆゑ、文仲がその言に従ふて急いで行た、○分 洮と云ところから、東濟水にいたるまでの曹の地をことごとくくくられた、

襄仲如晉拜曹田也

○襄 返禮に往た、

夏四月四卜郊不從乃免牲非禮也

【註】諸侯不得郊天魯以周公故得用天子禮樂故郊爲魯常祀、

四たび卜なふたけれども不吉とばかり出たゆゑ、牲をときゆるした、これは非禮である、【注】諸 外の諸侯では致したいとねがうても、郊を祀ると云ふは成らぬ、魯國にかぎりて王の禮を御免である、それでこ

猶三望亦非禮也禮不卜常祀

【註】必其時

三望なりとも一向せねばよいに、これをしたのはいよく禮でない、禮に常祀の定つてすべき祀を卜ふと云こととはない、可爲るときに成して、

而卜其牲日

【註】卜牲與日知吉凶

その牲と日とを占ふばかりなり、

牛卜日曰牲

【註】既得吉日則牛改名曰牲

○牛 吉日さへ得れば、その日牛を直に牲と號して、

これで卜はすむなり、

牲成而卜郊上怠慢也

【註】怠於古典慢瀆龜策

○牲 牲の卜は成就したものに、あとで郊を卜ふと云は怠りである、ひつくり返しにて古法に背き、龜策までけがすと云ものなり、

望郊之細也不郊亦無望可也

○望 望を祀るは郊に付た些細なる者である、それに郊を止めたなれば、望の祀はせいでもよい事也、

秋晉蒐于清原作五軍以禦狄

【註】二十八年晉作三行今罷之更爲上下新軍河東聞喜縣北有清原

前に文公の三行を作られたが、それをやめて五軍にして、勢ぞろへをして狄をふせがれた、さて、

趙衰爲卿

【註】二十七年命趙衰爲卿讓於欒枝今始從

原大夫爲新軍帥、

又趙衰を卿にいたされた、

冬狄圍衛衛遷于帝丘卜曰三

百年衛成公夢康叔曰相奪予

享

【註】相夏后啓之孫居帝丘享祭也

帝丘へところがへをした、これを卜ひたれば三百年ついかうといでた、○衛 成公の夢を見られた、衛の元祖康叔のあらはれいで、夏の禹王の曾孫の相の云はるゝには、その方のまつりのそなへものを我におこせとて、いつでもうばはるゝ、それで予はまつり

をえ受けぬと、康叔のつげられた、

公命祀相、甯武子不可、曰、鬼神

非其族類、不歆其祀、

【註】歆、猶饗也、

そこで成公の云ついで、夏后相をもまつれと云はれ
たとなり、○甯 甯武子が承知せぬ、鬼神はその族類
子孫のまつりで無ければ受けたまはぬ、

杞鄆何事、

【註】言杞鄆夏后自當祀相、

それに餘所の相を祀ては、相の子孫たる杞鄆の國は、
何をして居まするぞ、先祖のことなれば杞鄆が祀る
べきものなり、

相之不享於此久矣、非衛之罪

也、

【註】言帝丘久不祀相、非衛所絶、

○相 相をこの帝丘で祀らぬと云とは、すでにひさ
しいむかしからのことで、いまうつり來た衛のつみ

ではない、今まで祀つたをこの方がすてるならば、こ
ちのつみなれどもさうではないとなり、

不可以間成主周公之命祀、

【註】諸侯受命各有常祀、

○不 古へ成王や周公が、諸侯に祀てよい神は祀れ
と命じおかれた、これをあらたむることはならぬ、

請改祀命、

【註】改祀相之命、

しかれば請ねがくは、相を祀ることは御無用になさ
れよと云たなり、

鄭洩駕惡公子瑕、鄭伯亦惡之、

故公子瑕出奔楚、

【註】瑕、文公子、傳爲納瑕、張本、洩駕亦鄭大夫、

隱五年、洩駕距此九十年、疑非一人、

大夫と君とがこの人をにくむ、さやうにくまれて
は居られぬに付て、楚へ出奔したなり、【注】瑕 隱公
の五年にも洩駕がゐた、こゝまで年を距ること九十
年なれば同名の人か、いづれ別人であらう、武内臣を

三百歳と云ひつたへたが、代々同名であらうと云説
もあるなり、

【經】三十有二年、春、王正月、夏、四

月、己丑、鄭伯捷卒、

【註】無傳、文公也、三同盟、

告文なり、

衛人侵狄、

【註】報前年狄圍衛、

告文なり、帝丘から討返したである、

秋、衛人及狄盟、

【註】不地者、就狄、廡帳盟、

告文なり、【注】不 何處とないは、狄の陣中で盟た
廡帳は陣中のことである、

冬、十有二月、己卯、晉侯重耳卒、

【註】同盟踐土覆泉、

告文なり、

【傳】三十二年、春、楚、鬬章請平于

晉、晉陽處父報之、晉楚始通、

【註】陽處父、晉大夫、晉楚自春秋以來、始交、使
命爲和同、

文公と和睦したいと云て來た、晉の大夫も返禮に往
て、兩國はじめてむつまじくなつた、【注】陽 これま
では、楚は一國はなれものに成て居たに、はじめてつ
かひが往來するやうになつた、

夏、狄有亂、衛人侵狄、狄請平焉、

秋、衛人及狄盟、

狄のうちには亂のあるをつけ込で、衛から侵した、狄
が平和を請て、秋におよんで和談になりて盟ふた、

冬、晉文公卒、庚辰、將殯于曲沃、

【註】殯、窆也、曲沃有舊宮焉、

文公も卒せられた、曲沃にてかりもがりをせんとして、
その用意をした、【注】殯 窆は下棺なりと注して、埋
むること、曲沃にふるい宮殿がある、

出絳、柩有聲如牛、

【註】如牛响聲、

晉の城下絳をいでんとするとき、柩のうちで牛のうめくがごとき聲がしたとなり、

ト偃使大夫拜、曰、君命大事、將有西師過軼我、擊之、必大捷焉、

【註】聲自柩出、故曰君命大事、戎事也、ト偃聞秦密謀、故因柩聲以正衆心、

○ト、ト偃がすかさず占うたふりして、大夫に拜せしめて云には、これは亡君の國の大事があるとして、命じたまふのである、それ如何と云に、西方から師をひきゐて、當國をよぎりゆくものがあるほどに、これを撃つべし、さあならばかならずおほいに勝利を得るであらうとつげたまふのであると云た、【注】聲、文公の命と云たものである、○大、秦の密々のほかりごとを此ト偃がほのかにもれ聞て居たとみえる、それゆる柩の聲にかこ付けて、羣臣のこころをたゞしてはげましたのである、是聲は實に怪異なことである、杞子自鄭使告于秦、

【註】三十年秦使大夫杞子戍鄭、

杞子は秦の大夫である、これは前年秦から鄭へ援兵として成りにのこしおいたものなり、それゆるに鄭に居る、そこから秦へ内通をして、秦をひきいれて鄭を討するつもりなり、

曰、鄭人使我掌其北門之管、

【註】管、籥也、

○曰、さいはひ、鄭人が拙者に北門のかぎをあづけて掌らするなれば、大手の城門は私が受取りでござる、

若潛師以來、國可得也、穆公訪諸蹇叔、蹇叔曰、勞師以襲遠、非所聞也、

【註】蹇叔、秦大夫、

○若、もし軍勢を潜かにさし向けられなば、私が北門よりひきいれませう、左すれば此鄭の國は得らるゝ、うたがひはないと云た、○穆、秦の穆公が欲に眼がくらんで、國の大夫蹇叔に相談いたされた、○蹇叔

軍勢を勞らして、遠國を襲ふと云ことは、承りたこともない、

師勞力竭、遠主備之、無乃不可乎、師知所爲、鄭必知之、勤而無所、必有悖心、

【註】將害良善、

○師、遙々のところへおしよせては、軍兵の力も竭きませう、そのとき向ふの國が、そなへをかたくして居ませうなれば、わるいではござるまいか、○師、此方の軍勢が鄭を伐ちに往くと云ことを知て居れば、いかほど隱密にしても、鄭へきこえるであらう、○勤、さて鄭が堅固にまもるならば、この方の兵がなほどせいをいだしてつとめても、何にも得るところがなく、かならず悖心を生ずるであらう、

且行千里、其誰不知、公辭焉、

【註】辭、不受其言、

そのうへ千里の遠方へ行くことなれば、潜かにと云

てもたれが知るまいや、かくれはあるまいと云た、○公、穆公の蹇叔が言がこころにあはぬゆる、辭してもちひられなんだ、

召孟明西乞白乙、使出師於東門之外、

【註】孟明、百里孟明視、西乞、西乞術、白乙、白乙丙、

○召、三人に命じて、東門から軍勢をいだしかけられた、

蹇叔哭之、曰、孟子、吾見師之出、而不見其入也、公使謂之曰、爾何知、中壽、爾墓之木拱矣、

【註】合、手曰拱、言其過老、悖、不可用、

○蹇叔、我が子も師に従て行くについて、大に哭して云には、孟子よ吾師の出で行くは見れども、ふたゝびかへるは見まいと云た、○公、穆公の之をきゝてはなはだいかられて、人をもつて云はせらるゝには、

おのれが何を知て、老ぼれめがよい年ごろにくたばつたら、いま時分は塚じるしの木も、一かへばかりになつて居ように、死そこなひめがと云はれた、中壽と云は、八十歳を云と見るなり、上壽を百二十歳、中壽を百歳、下壽を八十歳と云が通例の説なり、一説には、上壽を百歳中壽を八十歳下壽を六十と見る、これがよきさうな、しかれば蹇叔もこのとき九十およびと見ゆる、それゆゑ八十ばかりで死ねばよいに、老いすぎてこゝろも悖り、老耄したと云言なり、

蹇叔之子與師、哭而送之、曰、晉人禦師、必於殺、

【註】殺、在弘農澠池縣西、

○蹇 自分の子のかどいでを哭しておくりて云にはいま鄭をうたんとおもひて行かるゝけれども、道中に晋と云大國があれば、我をふせいでかならず殺と云ところで戦ふであらう、

殺有二陵焉、

【註】大阜曰陵、

○殺有。この親父は地理にもくはしいをところであるに依て、子にをしふるなり、殺にはたかい陵が二ところにある、

其南陵、夏后臯之墓也、

【註】臯、夏桀之祖父、

みなみにある陵は、いにしへの夏后臯の墓所である、

其北陵、文王之所辟風雨也、

【註】此道在二殺之間、南谷中、谷深、委曲、兩山相嶽、故可以辟風雨、古道由此、魏武帝西討巴漢、惡其險、而更開北山高道、

またきたにある陵は、むかし文王の風雨を辟けたまふた古跡となり、【注】此 殺に南北あると見ゆる、みな高き山なり、嶽はたかしと訓じてやまの勢のたか

必死是間、

【註】以其深險故、

この二つの陵のあひだでうちじにするであらう、

余收爾骨焉、秦師遂東、

【註】為明年、晋敗秦于殺、傳、

余もそこへ、その方がほねをひろひに行うと云て、なげいてわかれた、老のくり言をよく模した文である、かやうに云のも、穆公のもしおもひかへされうかとの忠言なり、○秦 それからすぐにいで、行た、蹇叔がいろくくと云を、穆公は耳にもき、入られなんだ、

【經】三十有三年、春、王、二月、秦人

入滑、

【註】滅、而書入、不能有其地、

告文なり、鄭は得られぬゆる滑をほろぼした、【注】滅、只せめこんだとも入と云、之は滅したるにやはり入ると書たは、地をえたもたぬを云つたものなり、齊侯使國歸父來聘、魯への聘使なり、

夏、四月、辛巳、晋人及姜戎敗秦、

師于殺、

【註】晋侯諱背喪、用兵、故通以賤者告、姜戎、姜姓之戎、居晋南鄙、戎子駒枝之先也、晋人角之、諸戎、皆之、不同陳、故言及、

蹇叔が言のごとく、はたして殺にてやぶられた、【注】晋 文公は死なれたれば、喪中に軍するは諱むべきことなり、それゆゑかるいものゝふりに人と云てつげた、角とは前を伐つこと、持とは後へを討つことを云なり、

癸巳、葬晋文公、

魯よりも葬りに會したとみえる、

狄侵齊、

告文なり、

公伐邾、取訾婁、秋、公子遂帥師

伐邾、

皆傳に有り、

晋人敗狄于箕、

【註】大原陽邑縣南有箕城卻缺稱人者未爲卿、

告文なり、

冬、十月、公如齊、

相朝いたされたなり、

十有二月、公至自齊、

廟告をいたされたなり、

乙巳、公薨于小寢、

【註】小寢、内寢也、乙巳、十一月十二日、經書十二月誤、

僖公も卒せられた、【注】小、内寢はおく向きの寢なり、

隕霜不殺草、李梅實、

【註】無傳、書時失也、周十一月、今九月、霜當微而重、重而不能殺草、所以爲災、

これもときの失である、霜は草木をころすべきはずのものなり、それに李梅のわすればなが咲て實をむ

敗、

【註】謂過天子門不卷、甲束兵超乘示勇、

これは勇壯な體である、天子の御門を過るや否や、ひらり／＼とくるまにとびのものが、三百人ほどあつたと云ふこと、○王、また十七八歳であつたれども、軍勢の輕はずみなるを見て、王へ申すには、秦の軍兵どもはかる／＼しくして、無禮なるものどもなれば、此たびは大方敗軍いたさうとなり、【注】王の御門にては、甲冑をまきをさめ、兵器をく／＼りつがねて、しづかにうちとほるべきことなるに、左やうにせぬは無禮なり、

輕則寡謀、無禮則脫、

【註】脫、易也、

輕はずみなるものには、はかりごとはないものである、無禮なものは容易にしてつゝしみがなない、

入險而脫、又不能謀、能無敗乎、

及滑、鄭商人弦高將市於周、遇

すんだ、【注】無、九月なれば霜が微少なはずなり、しかるにかへりて高霜であつた、○重而、たかしもでも、くさの枯れぬは怪奇なことであるとなり、

晉人陳人鄭人伐許、

告文なり、

【傳】三十三年、春、秦師過周北門、左右免胄而下、

【註】王城之北門、冑、兜鍪兵車、非大將御者在、中、故左右下、御不下、

秦の諸軍勢が鄭を伐ちにおもむくとて、天子の北御門まへで、左右ともに冑をぬいでくるまより下てとほつたなり、王門に下るは禮のさだまりである、【注】王、兜鍪は首鎧と注があつて、かぶることなり、○兵車、御者が下つては馬がつかはれぬゆる、それでおりの、

超乘者三百乘、王孫滿尚幼、觀之、言於王曰、秦師輕而無禮、必

之以乘韋、先牛十二犒師、

【註】商行賈也、乘、四韋、先韋乃入牛、古者將獻遺於人、必有以先之、

しかれば險難に入つてつゝしみもなく、又謀計もなくしては、敗軍せいで叶はぬとなり、○及滑、滑と云ところまで軍を押たれば、鄭の城下の商人の弦高と云ものが、京都へあきなひに行くとて、馱荷をつんで行くみちで、秦の軍勢にゆき逢た、○以乘、是の弦高と云商人は才覚なもので、日本の金賈吉次がやうなものであつた、軍勢を見ると、早速おのれがさまをかへて、鄭からの使者になつた、頓智なやつじや、乗韋と云は四枚のおし皮と云ことなり、日本の太刀馬代のとときとおなじころばへにて、進物のしるしである、太刀馬代に太刀を先きへ立て、あとから馬をひかせるやうに、おしかはを四枚先きへもたせて、あとから牛を十二疋ひかせて、これを鄭からの進物にて、師をねぎらふと云ふりにしたとなり、【注】商、あるいて賈買するものなり、

曰、寡君聞吾子將步師出於敝

邑敢犒從者不腆敝邑爲從者之淹居則具一日之積

【注】腆厚也淹久也積芻米菜薪

鄭君からの口上のふりにして云ひのべるには、寡君の今度各々方が師を歩ませて、わたくしどもの敝邑へいできたりたまふとうけたまはられて、つぎつぎの衆をねぎらはふとて、わざとつかひをいましてむかへ申されます、○不。あつからぬ敝邑に、方々が久しく御滞留成されうかとぞんせらるゝに付て、○居もし逗留して居たまふならば、一日の米薪の手あてをいたし、

行則備一夕之衛且使遽告于

鄭

【註】遽傳車

○行。また鄭をとほり、ゆきたまふならば、旅宿の一夜中の衛りを申付けませうと云ふことなり、○且使。それから此やうすを、宿つぎの傳馬にては鄭の國へ知らせたとなり、

爲吾子之將行也

【註】示知其情

○爲。この節は、おのゝ方にもかへらうとなさるゝよしをうけたまはつたと云ふ、これは秦へ内應すること、よく知て居と云ふことなり、

鄭之有原圃猶秦之有具囿也

【註】原圃具囿皆囿名

○鄭。さて御發足に付ては何ぞ進上いたしたいが、さいはひにこの方には原圃と云大なるはやしがある、これは貴國の方に具囿のあるやうなものにて、大分にけたものが居ますほどに、

吾子取其麋鹿以閒敝邑若何

【註】使秦成自取麋鹿以爲行資令敝邑得閒暇若何猶如何發陽中牟縣西有圃田澤

おのゝがたからその麋鹿を澤山に取て往て下され、○以間。さうして下されるれば、此方にも間を得

鄭穆公使視客館

【註】視秦三大夫之舍

○鄭。さて鄭は此たよりをきつて、早速に先づかの北門をまもり居る三人の館のやうすを見せに遣たれば、

則束載厲兵秣馬矣

【註】嚴兵待秦師

○束載。そなへの嚴重な體にて、兵器をつがね載せて、兵器をもとぎすまし、馬にはまぐさかふて、秦の軍勢がおしよせたらば、内應せんと待つありさまなり、

使皇武子辭焉曰吾子淹久於

敝邑唯是脯資餼牽竭矣

【註】資糧也生曰餼牽謂牛羊豕

○使。鄭伯から使者をもつて、かの北門の陳所へ云ひやるには、おのゝがたにも久々敝邑に滞留成されて、遠國のことなれば、○脯。兵糧などが竭ました

て、ひま入りが無てよい、思召は何如ぞと云はせた、杞子奔齊逢孫揚孫奔宋孟明日鄭有備矣不可冀也攻之不克圍之不繼吾其還也滅滑而還

○杞子。内通したことがあらはれたうへは、裏切もならぬ體におよび、又はかりごとをし損じたゆゑ、秦へかへるも身があやういゆるゑ、三人のものどもは、他國へ出奔したとなり、○孟明。中々鄭には屹とそなへを立て、居るからは、所詮手に入れうとはおもはれぬ、たとひせめたりとも、なかゝく克つことはかなはぬ、圍たりとも遠方ゆゑ、秦から人數をますこともなるまい、いざ吾々はかへらうと云て、鄭をひきはらふてかへりがけに、小國の滑を滅して歸たとなり、齊國莊子來聘自郊勞至于贈賄禮成而加之以敏

【註】迎來曰郊勞送去曰贈賄敏審當於事

齊からして魯國へ、國莊子と云者を聘禮使としてきたらしめた、○自。魯國からも郊外まで、御苦勞でござると云ていで迎はせた、贈賄はかへるをおくるの儀式なり、みな禮になつて、○加。そのうへにも丁寧にしておくつたと云ふこと、

臧文仲言於公曰、國子爲政、齊猶有禮、君其朝焉、臣聞之、服於有禮、社稷之衛也、

【註】爲公如齊傳

○臧。僖公へ申あげるには、齊ではたゞいま國莊子が仕置をいたす、かの人物をかながへみますれば、齊はまだ禮のある國と存せらるゝほどに、君いそいで朝し玉へとなり、○臣。わたくしのうけたまはりおよびたには、禮のある國に歸服したがふは、國の衛りたすけになると申すことなりと云た、これから僖公が齊へ行かるゝである、

晉原軫曰、秦違蹇叔而以貪勤

思召にもかなふまい、すれば義理において秦へ敵對はなるまいと云ふ、

先軫曰、秦不哀吾喪、而伐吾同姓、秦則無禮、何施之爲、

【註】言秦以無禮加己、施不足顧

○先。いや今文公の喪中なれども、秦からはこの方の喪はかなしまで、同姓の滑を伐つたからは、秦に禮がない、何の施どころであらうぞ、施しをかへりみるにはおよばぬとなり、

吾聞之、一日縱敵、數世之患也、謀及子孫、可謂死君乎、

【註】言不可謂背君

○吾。拙者がき、およんだには、伐つべきときを一日ゆるめて、敵をのがせば、末代までのうれひとなる、今討つたときには御子孫までの益になる謀なれば、君のおぼしめしに叶はぬと云はれうかい、

遂發命、遽興姜戎、子墨衰絰、

民、天奉我也、

【註】奉與也

秦の穆公は蹇叔が諫めにたがふて、貪欲を以て臣民を勤勞させて、功も得成さず、このところへ至れば、天からして我にあたへたまふたと云ふものなり、

奉不可失、敵不可縱、縱敵患生、違天不祥、必伐秦師、欒枝曰、未報秦施、而伐其師、其爲死君乎、

【註】言以君死故忘秦施

しかれば、天のたま物なれば、うしなふべからず、敵と云ふものは見のがしにせぬがよい、敵を見のがしにしておけば、うれひが生ずる、天道にたがふと云ふものは不吉なり、すればかならず、伐がよいと云た、○欒。いや、前だつて受けた恩の報もまだえせずに居て、かへりて今秦のいくさを伐たらば、これは文公はもはや、この世になくなりたまふて、代が更つたゆゑ、どうしてもくるしうないと云て、ほどこしをわすれてあだを成したと云ふにあたる、それでは先君の

【註】晉文公未葬、故襄公稱子、以凶服從、戎故墨之

○遂發。陣觸を發して宿つぎを以て、姜戎の軍勢をも催して、子は文公の子なり、また葬りの前ゆる、襄公とは云はれぬゆる子と云た、墨ぞめの喪服を着けて出陣したされた、喪の中ゆるなり、

梁弘御戎、萊駒爲右、夏四月、辛巳、敗秦師于殽、獲百里孟明視、西乞術、白乙、丙、以歸、遂墨以葬文公、晉於是始墨、

【註】後遂常以爲俗、記禮所由變

○梁。軍をそなへていでた、○夏。蹇叔が云つたとほりに、果して殺で敗軍した、○獲。みないけどりて、つれてかへつたとなり、○遂。すみぞめのまゝで、文公の喪禮をした、これから家の定例に成て、葬りにすみぞめを着るとなり、

文嬴請三帥、

【註】文嬴、晉文公始適秦、秦穆公所妻夫人、襄公嫡母、三帥、孟明等。

○文嬴、秦の穆公の女で、晉の文公の流浪して秦へゆかれたときに、あはされたる夫人なり、この夫人が今度のいけどり三人をゆるして、予が親里へかへして下されと、襄公へ請はるゝである。

曰、彼實構吾二君、寡君若得、而食之不厭、君何辱討焉、使歸就戮于秦、以逞寡君之志、若何、公許之、先軫朝、問秦囚、公曰、夫人請之、吾舍之矣、先軫怒曰、武夫力而拘諸原、婦人暫而免諸國、

【註】暫、猶卒也。

○曰、彼等は實に吾が二君秦と晉との君のあひだを構して不和にした、よろしからぬものなれば、○寡予が親穆公の是ら三人を得られたらば、食つてもあきたらぬほどにくまれうとおもはるゝ、○君、今

此方で君が御世話に成さるゝにはおよばぬ、○使追かへしてたまはらば秦で早速刑戮を申付て、○以逞、それで予が親のこゝろざしを逞して存分をとげられう、何とぞ左様になりますまいかと云はれた、○公、襄公の何の分別もなくゆるされた、○先軫、先軫が襄公へ出仕をして、秦の囚人は如何成されたぞと問ひたれば、夫人のいろゝと御たのみであつたゆゑ、ゆるしてかへしたと云はれた、○先、おほいはらを立て云には、武夫は自分どもを指して、わたくしどもは、命を的にかけて合戦し、野原でなんぎをして、彼等をいけどつた、それに女童への卒爾な云分をもちひ玉ひて、ゆるしてかへされては、何の詮もなきことなり、

墮軍實而長寇讎、亡無日矣、

【註】墮、毀也。

軍の得ものをやぶりすて、寇の勢ひを長せさせては、此國のほろぶること間はあるまいと云て、

不顧而唾、公使陽處父追之、及

諸河、則在舟中矣、釋左驂、以公命贈孟明、

【註】欲使還拜謝、因而執之。

主人の方に向ひながらつばを吐た、これは腹たちのあまりに、かやうなことをしたなり、○公使、襄公の肝をつぶされて、陽處父と云ものにおひかけて、三人どもいけどつてきたれとあつた、○及、黄河のわたし場でやうゝとおひつきたれども、早や三人がわたしの舟にのつて居た、○釋、陽處父も仕方が無さに、左のそへむまを釋て、襄公の命をもつて口上をのべ、これをそのもとに下さるゝと云た、此はかたじけないと云て、孟明が舟から上りて拜するところを、とらへるつもりであつた、

孟明稽首曰、君之惠、不以纍臣、

纍鼓、

【註】纍、囚繫也、殺人、以血塗鼓、謂之纍鼓。

○孟明、孟明も手段は合點である、かはなかに居て稽首して曰には、君の恵をもつて、拙者どもをころし

て鼓にちぬりたまはすして、使歸就戮于秦、寡君之以爲戮、死且不朽、若從君惠而免之、三年、將拜君賜、

【註】意欲報伐晉。

かへつて自國の戮にあへとおほせくだされた、しかるうへは國にかへつて、寡君が誅戮いたして死にましても不朽、この御恵はわすれぬとなり、○若そのうちもし君の恵のやうに、寡君もゆるめあるならば、此のち三年目には參て、その賜をいたさきませうと云て、後をも見すいそいでかへつた、これは三年のうちにもまた軍を仕かけて、伐ちに來やうと云言である、

秦伯素服郊次、

【註】待之於郊。

○秦伯、秦伯の大分くやまれて、孟明が罪をまち受けのため、素服して郊外に宿をとりて、むかひにいでられた、

郷師而哭曰、孤違蹇叔以辱二三子、孤之罪也、不替孟明、孤之過也、大夫何罪、且吾不以一眚掩大德、

【註】眚、過也、

○郷。諸軍勢のすこくとかへるに向て、なげいて云はるゝには、吾が蹇叔がいさめにたがうたばかりで、二三子をはづかした、これは予がつみであつたとなり、○不替。これは記者の言下、孤のつみなりと云はれた、釋のことなり、孟明をすてるとはないて、やはり孟明を以前のとはり、もちひられたと云こゝろなり、敗北してかへつた大將はつみして替つるがさだまりである、すればこゝも孟明を替らるゝはずなれども、孟明があやまちではなく、われがあやまちなりと云はれた、○大夫。此たびの敗軍は、みならずがあやまちなれば、孟明をさして、大夫に何にもつみはない、そのうへ吾一たびの眚を以て孟明の大德をおほひかくすことはせぬとなり、

秋侵齊、因晉喪也、

方伯の文公の死なれて晉に喪があるをつけこんで、狄が吾まゝをはたらくである、

公伐邾、取訾婁、以報升陘之役、

【註】在二十二年、

僖公もまた晉の喪に付て伐れた、

邾人不設備、秋、襄仲復伐邾、

【註】魯亦因晉喪以陵小國、

○邾。そのうちもそなへをせずに居た、○秋。またうつた、

狄伐晉、及箕、八月、戊子、晉侯敗狄于箕、郤缺獲白狄子、

【註】白狄、狄別種也、故西河郡有白狄胡、箕、で伐て來た、○八。いでむかつて、うちやぶつたとなり、○郤。晉の郤缺が、白狄子と云ふ狄をいけ捕て功名を立た、

先軫曰、匹夫逞志於君、

【註】謂不顧而唾、

○先。匹夫は自分を云、襄公の孟明をにがされたときに、君にむかひながらつばを吐たことを後悔して云には、匹夫の身分として君に向て、こゝろざしを逞しくし、存分をはたらいて無禮をした、

而無討、敢不自討乎、免胄入狄師、死焉、狄人歸其元、

【註】元首、

しかれども君が討伐をも成されぬ、○敢。臣として君に我まゝをはたらきたことなれば、君から御とがめがなければ、自分に討たねば成らぬと云て、胄をぬいで狄の軍勢へかけ入つて、うちじにしたとなり、をしきものであつた、○狄。後狄から先軫がくびを晋へおくつた、

面如生、

【註】言其有異於人、

面色が生きたとときのやうにて目をあいて居た、

初、臼季使過冀、見冀缺耨、其妻饁之、

【註】臼季、晉臣也、冀、晉邑、耨、鋤也、野饋曰饁、

○初。これは郤缺が文公に仕へたおこりをかたる、晉の臼季がほかへつかひにいでるとして、晉の冀と云邑をとほりたるとき、○見。缺と云男は、前方文公をころさうと云て、宮に火をかけた郤芮が子なり、親がうたれてから、冀と云邑へ引籠て、百姓と成て居たゆゑに、田野へいで、はたをかへして居るところへ、缺が女房が辨當をもちて來て夫にすゝむる、

敬相待如賓、與之歸、言諸文公曰、

敬、德之聚也、能敬必有德、德以治民、君請用之、臣聞之、出門如賓、

【註】如見大賓、

○敬相待。は夫婦のやうすが、客をあへしらふやう

にして食するを見て、臼季がこゝろに感じてつれて歸て、文公へすゝめて云には、敬は徳のあつまれるところ、能く敬するものにはかならず徳があるものなり、さて徳は民をささむるものとなれば、君これをもちひたまへと云た、○臣。古語にも門を出るには大賓を見る如く敬み、

承事如祭

【註】常謹敬也、事をうけ行なふには大祭をつとむるやうにつねづつしめとある、

仁之則也、公曰、其父有罪、可乎、

【註】缺、父冀芮欲殺文公、在二十四年、これは仁の法則となり、この語は聖人が仲弓にもしめしたまふた、○公曰。文公の缺はなるほどよからう、なれどもかれが父は悪人でつみがあつたが、もちひてもよからうかととなり、

對曰、舜之罪也、殛、鯀其學也、興

禹

【註】禹、鯀子、

○對。それはすこしもくるしうござるまい、舜は刑をもちひたまふには鯀を殛したまひ、さて人をあげたまふときは、その子の禹を興してもちひたまふた、

管敬仲、桓之賊也、實相以濟、康

誥曰、父不慈、子不祗、兄不友、弟不共、不相及也、

【註】康誥、周書、祗、敬也、

ちかくは齊の管仲は、桓公へ弓を射かけたる仇賊なれども、もちひられたれば、桓公を相て覇業を濟したとなり、○康。これは一人にかけて云、本人さへ徳あれば、父が父ならずとも、子はわろくとも、父兄が悪人で、弟が不とゞきものでも、本人には相おほぼさぬと云こと、悪人の子でも善人なれば父の悪はいはぬとなり、

詩曰、采芣、采芣、無以下體、君取節焉、可也、

【註】詩、國風也、芣、非之菜、上善、下惡、食之者、不以其惡而棄其善、言可取其善節、○詩。芣の非の云は、菜大根のるゐなり、下體は下の根のことを云、菜を取てあつものにするとして、これは根がわるいで、葉はよけれども、食はれぬとはせぬがよい、葉さへよくば葉をもちひて食たがよいとなり、○君。右のとほりなれば、君それよい節のところを取りもちひたまひてよからう、親にはかまひ玉ふなとなり、

文公以爲下軍、大夫反、自箕、襄公以三命、命先且居將、中軍

【註】且居、先軫之子、其父死敵、故進之、○文。それゆゑもちひられた、○反。しかるにいま襄公の代におよんで、今般のやうに卻缺が功を立たに付て、三人に命じて賞をおこなはるゝ、○命。先且居はうちじにした、先軫が子なり、先軫が今度討死し

以再命、命先茅之縣、賞胥臣、曰、舉卻缺、子之功也、

【註】先茅、絶後、故取其縣、以賞胥臣、

○以。次の命には、先茅と云もの、以前の知行所が、あかり地になつて居たを、胥臣は臼季に賞としてたまはりて云はるゝには、卻缺をすゝめたはその方が功じ、やとあつてほめられた、

以一命、命卻缺爲卿、復與之冀

【註】還其父故邑、

○以。卻缺には卿を命せられた、またこれに在所の冀をあたへられたなり、

亦未有軍行

【註】雖登、卿位、未有軍列、

○亦。軍の行列はまだなにも命せられなんだとなり、

冬、公如齊朝、且弔有狄師也、反

薨于小寢，即安也。

【註】小寢、夫人寢也。譏公就所安不終于路寢。僖公の臧文仲がいさめをもちひられて、齊へ朝せられた。○且、狄が侵したを見まひながらに、朝せられたとなり。○反、齊から反られて、追つけ小寢で薨せられた。即安と云は、正寢のおもて御座の間と云で卒せらるゝはずを、こゝろやすいをこのんで内證で死なれたをさしつたなり。

晉陳鄭伐許，討其貳於楚也。

許が楚へ合體したゆゑ伐た。

楚令尹子上侵陳蔡，陳蔡成，遂伐鄭，將納公子瑕。

【註】三十一年，瑕奔楚。

楚から陳蔡をくかしたれば降参した、それから鄭をうつた、これは鄭伯と大夫とにくまれた、公子瑕がさきだつて楚へにげて居る、それを楚からかたをもつて、鄭へ歸し入れんとするなり。

晉師夾泝而軍。

【註】泝水、出魯陽縣、東經襄城、定陵、入汝。晋から蔡の國ををかしにかつたを、楚から尻をもつてうたせぬ、それゆる楚と晋との争をひになつた、ときに正中に泝水と云大河をへだて、兩陳が川ぎしにのぞみてにらみあふて居るなり。

陽子患之，使謂子上曰：吾聞之，文不犯順，武不違敵，子若欲戰，則吾退舍，子濟而陳。

【註】欲辟楚使渡成陳而後戰。○陽子、陽處父は楚とたかふことはいやにおもふたゆる、楚の子上へつかひを立て、云には、○曰、文と云ものは順を犯さぬものなり、武は敵にあふてにげ去らぬと云ことなれば、たがひに去られまい、けれども、○子、子もたかほうとおぼしめすならば、かやうに大河をへだて、居ては、いつまでもことがあかぬ、この方があとへしりぞかうほどに、川をわたつて此方へきたられよ、左あらば合戦もなるべし。

門于桔柣之門，瑕覆于周氏之汪。

【註】車傾覆池水中。

桔柣門と云城門へおしよせた、このときかの公子の乗られたくるまが、周氏と云もの、犀敷の外とぼりへ、ひつくりかへつておちた。

外僕髡屯禽之以獻。

【註】殺瑕以獻鄭伯。

外さまの小臣髡屯と云が、すかさず公子の首をとつて鄭伯へ獻じた、これで鄭伯のつゝがなく國をたもたれた。

文夫人斂而葬之，鄆城之下。

【註】鄆、文公夫人也。鄆城、故鄆國、在滎陽蠻縣。東北傳言穆公所以遂有國。

○文、その公子をほうむられたとなり、晉陽處父侵蔡，楚子上救之，與

遲速唯命，不然紓我。

【註】紓、緩也。

○遲、幾日と云日限は、おほせにまかせうほどに、きつと返答をせられよ、○不、それも御承知なくば、そのもとしりぞいて、われをゆるめられたれば、其方へわたつてたかひをとりむすばう。

老師費財，亦無益也。

【註】師久爲老。

○老、かやうに御たがひに長陣を張て、日かすばかりを経て、いくさを老らかし、財寶をつひやして居ると云ふは、なにの益もないことである。

乃駕以待，子上欲涉，大孫伯曰：不可，晉人無信，半涉而薄我，悔敗何及，不如紓之，乃退舍。

【註】楚退欲使晉渡。

○乃、この方は車に馬を仕かけてあいまつほどに、いつれへとも返答あれと云つかはしたなり、○子

上。子上向からわたられてはひけである、この方からわたさうと云た、○大。それはわるい、晋人の云ふのは信とではない、かはをわたりにかゝつて、半分わつた時分に、むかふからどつと薄つたときには、即時にやぶれるにきはまつた、そのときにいたつて後悔しても、もはやおよぶまい、それよりはゆるめて、むかふからわたらせたがよいと云て、陣をしりぞけた、

陽子宣言曰、楚師遁矣、遂歸、楚師亦歸、太子商臣譖子上曰、受晉賂而辟之、楚之耻也、罪莫大焉、王殺子上、

【註】商臣怨子上、止王立己、故譖之、

○陽。陽處父は始めからたゝかふ了簡はなく、右のごとく云つかはして、楚をだましたことなれば、この體をみてすはよき引しほなりとて、楚の軍兵はにげて歸たぞと云ふらして、つひにひき取た、晋が引たゆる相手なければ楚も引て、相引になつたとなり、○

ことなれども、今こゝで云のは、葬りを云ふついでに、後のことを通じてをしりたである、

凡君薨、卒哭而祔、祔而作主、特祀於主、

【注】既葬、反虞、則免喪、故曰卒哭、哭止也、以新死者之神、祔之於祖、尸柩已遠、孝子思慕、故造木主、立几筵焉、特用喪禮、祭祀於寢、不同之於宗廟、言凡君者、謂諸侯以上、不通於卿大夫、國君と云は卒哭がすんでから、主を先祖の廟へ附けてまつる、つげてから主を作る、それから特にべつに主を祀るとなり、【注】既葬て返てまつるを反虞と云ふ、それから喪服を免るゝ故に、卒哭と云、これは哭しをはると云こゝろなり、○以。あらたに死んだ神靈を、先祖の廟へ入るゝを祖に附すと云、○尸。尸を葬りをはれば、柩にとほざる、孝子たるものゝ情では、おもひしたふてたへられぬ、そこで木主と云をつくつて、几筵をかまへて別に喪の禮をもちひて、寢とは座敷でまつる、○不。これが宗廟とわけたものなり、○言。諸侯以下を君とは云はぬ、

太子。楚の太子が子上にうらみがあるに付て、楚王へ讒をかまへて、今度子上が引てかへつたのは、晋からまいなひをとつて辟けたのじや、これは大きな楚のはぢにて、子上は大罪でござると云た、○王。楚王の何のこともなく、子上をころされたなり、

葬僖公、緩、

【註】文公元年、經書四月葬僖公、僖公實以今年十一月薨、並閏七月乃葬、故傳云緩、自此以下、遂因說作主祭祀之事、文相次也、皆當次在經葬僖公下、今在此、簡編倒錯、

葬がおそなつたのである、【注】文。七月目に葬たなり、さてこれらのことは、明年の葬僖公とあるところにあるべき次第なるに、今こゝにしるしてあるは、亂れたものとみえる、

作主、非禮也、

【註】文二年乃作主、遂因葬文、通譏之、文公の神主を作られたことがおそかつた、これも非禮なり、【注】文。この主を作つたことは、文公二年の

烝嘗、締於廟、

【註】冬祭曰烝、秋祭曰嘗、新主既特祀於寢、則宗廟四時常祀自如舊也、三年禮畢、又大禘、乃皆同於吉、廟へつきてから、冬秋のまつりをするに云こと、【注】冬。宗廟の祀りは先規のとほりに祀る、○三。大禘がすむとみな吉禮のまつりと云になる、これはめでたいになる、それまでのまつりと云ものは喪中なり、

春秋左傳卷八

【註】盡十年、

文公

【註】名興、僖公子、母聲姜、謚法、慈惠、愛民曰文、忠信攝禮曰文、

【經】元年、春、王正月、公即位、

【註】無傳、先君未葬、而公即位、不可曠年無君、

【注】無 去年の冬僖公の卒せられて間もない故、まだ葬らねども、君なくてはおかれぬゆる位に即れた、

二月、癸亥、日有食之、

【註】無傳、癸亥月一日、不書朔、官失之、

天王使叔服來會葬、

【註】叔、氏服、字諸侯、喪天子使大夫會葬禮也、魯へ下された勅使なり、

夏、四月、丁巳、葬我君僖公、

命圭の御禮である、

衛人伐晉

【註】衛孔達爲政不共、盟主與兵鄰國受討喪邑、故貶稱人、

告文なり、【注】衛 盟の主へ不禮なである、それで微者あしらひにしたものなり、

秋、公孫敖會晉侯于戚、

【註】戚、衛邑、在頓丘、衛縣西、禮卿不會、公侯而春秋魯大夫皆不貶者、禮例已舉、故據用魯史成文而已、內稱公卒稱薨、皆用魯史、

魯國の卿なり、【注】戚 魯國で言ふゆる貶さぬである、すべて自國の事は一等あげて書てある、

冬、十月、丁未、楚世子商臣弑其君頤、

【註】商臣、穆王也、弑君例、在宣四年、告文なり、【注】商 解に及ばず、

公孫敖如齊、

【註】七月而葬、緩、諸侯には月数が立ちすぎた、

天王使毛伯來錫公命、

【註】毛、國伯爵、諸侯爲王、卿士者、諸侯即位、天子賜以命圭、合瑞爲信、僖十一年、王賜晉侯命、亦其比也、

勅命である、【注】毛 大名で居て王に仕へて居る人なり、○天子 命圭と云物は玉にて作て、公侯伯子男

で長短の差ひがある、其圭に瑞と云て、さやのやうなもの、天子の方に留てある、それを代がはりに、合せて吟味なされて下さる、是を合瑞と云、信はしるしなり、日本の御朱印改めの類也、

晉侯伐衛、

【註】晉襄公先告諸侯而伐衛、雖大夫親伐而稱晉侯、從告辭也、

告文なり、【注】晉 自身に討れたではない、

叔孫得臣如京師、

【註】得臣、叔牙之孫、

【注】傳例曰、始聘焉、禮也、聘禮使におくられた、

【傳】元年、春、王使內史叔服來會葬、公孫敖聞其能相人也、

【註】公孫敖、魯大夫慶父之子、天子より魯國へ内史の官の叔服を下された、魯の公孫敖が、内々此内史叔服と云男は人相を能見ると云ことを聞及で、

見其二子焉、叔服曰、穀也食子、難也收子、

【註】穀、文伯難、惠叔食子、奉祭祀供養者也、收、子葬、子身也、

兄弟の子共を出して、相を見て下されいと云た、○叔服 人相を見て、兄穀はこなたを食ひ祀をつとむる

で有らう、弟の難はこなたを葬むるであらう、

穀也豐下、必有後於魯國、

【註】豐下、蓋面方爲、八年、公孫敖奔莒、傳

【註】豐下、蓋面方爲、八年、公孫敖奔莒、傳

【註】豐下、蓋面方爲、八年、公孫敖奔莒、傳

○穀。豐下はしもぶくれな顔なり、是は魯國で子孫が榮えようと云た、後皆よく合ふた、

於是閏三月、非禮也。

【註】於。歴法、閏當在僖公末年、誤於今年三月、置閏、蓋時達歴者所譏、

閏をおくべき時がたがへば、時順がくるふゆるに、非禮と云、【注】於歴。くるひになる、

先王之正時也、履端於始、舉正於中、歸餘於終、

【註】歩歴之始、以爲術之端、首、莽之日、三百六十有六日、日月之行、又有遲速、而必分爲十二月、舉中氣、以正月有餘日、則歸之於終、積而爲閏、故言歸餘於終、

年の始に端をおこして、正を中に擧ぐとは、三月の中が始めにあることもあり、月の末にあることもある、是をつもりつめて餘りの出来た處で閏とする、

履端於始、序則不愆、

叔孫得臣如周拜、

【註】謝賜命、

○叔。拜禮なり、

晉文公之季年、諸侯朝晉、衛成公不朝、使孔達侵鄭、伐縣、訾及匡、

【註】孔達、衛大夫、匡、在潁川新汲縣東北、

文公は方伯と成られたゆゑ、朝せぬ諸侯も朝したなり、其中に衛の成公ひとり朝せぬのみならず、大夫の孔達に命じて、鄭を侵させて縣訾や匡を伐た、

晉襄公既祥、

【註】諸侯雖諒、亦因祥祭、爲位而哭、

○晉。襄公がもはや喪をつとめ終られた、【注】諸服の内でも祥祭限りで哭しをはる、

使告于諸侯、而伐衛、及南陽、

【註】今河内地、

【註】四時無愆過、

○履。次第がたがへばあやまる者である、

舉正於中、民則不惑、

【註】斗建不失、其次寒暑不失、其常故無疑惑、

○舉。時ならぬと云やうなことはない、

歸餘於終、事則不悖、

【註】四時得所、則事無悖亂、

○歸。亂るゝことがない、

夏四月、丁巳、葬僖公、

【註】傳皆不虛載經文、而此經孤見、知僖公末年傳、宜在此下、

【注】傳。左氏の傳には、經文のまゝ計りを虚しく書ておくことはないに、此は經文ばかりで傳がない、僖公の末年の傳の文を、此下へ加へてよからうとなり、

王使毛伯衛來賜公命、

【註】衛、毛伯、字、

文公へ爵命を賜はり、家督を御免である、

上のやうに無禮をはたらくに付て伐たれた、

先且居曰、效尤禍也、

【註】尤、衛不朝、故伐、今不朝王、是效衛致禍、時王在溫、故勸之、

○先且。是は襄公のまだ天子へ朝せられぬ故の諫めである、衛が朝せぬと云て伐玉ふなら、御自身の王へ朝し玉はぬも非禮なり、衛をとがめながら、其仕方に效ふと云ものは禍となる、

請君朝王、臣從師、晉侯朝王于

溫、先且居胥臣伐衛、五月、辛酉、

朔、晉師圍戚、六月、戊戌、取之、獲

孫昭子、

【註】昭子、衛大夫、食戚邑、

然れば君は王へ朝し玉へ、○臣。軍事は私が引うけて、衛をば伐ませうと云た、それゆる襄公も、天子は溫に御座なさるゝに付て朝せられて、大夫どもが衛を伐た、○五月。衛の内の戚と云所を圍で、戊戌に地

頭の孫昭子を生捕た、

衛人使告于陳、陳共公曰、更伐之、我辭之、

【註】見伐求和、不競大甚、故使報伐、示己力足以距晉、

○衛 衛もたまらぬに付て、陳の國へ佞言をして下されとあいさつに頼た、○陳 共公の答へに、戚をとられたと云て、早々降參もなるまいければ、先づ此方からも討かへしを致されよ、其最中に此方が挨拶を致さうと云れた、【注】見 あまり早く降參するは、よわい舉動であるに因て、晋と相手にも成りかねぬと云強みを見せかけてから、挨拶をせうと云こころ、

衛孔達帥師伐晉、君子以爲古古者越國而謀、

【註】合古之道、而失今事、霸主之禮、故主失其邑、身見執辱、
陳から尻を持たれて、勘考にも及ばず晋を伐た、○君

【註】舉立也、殊に御寵愛の御方も大分あることなれば、とくと御思案なされた上が宜しうござらう、一旦太子に定め玉ふて、又悪いとて黜け玉ふやうでは亂がおこりませう、○楚 此國のくせで世繼と云へば、大抵末子で嗣せ玉ふ、

且是人也、讒目而豺聲、忍人也、

【註】能忍行不義、
○且 其上此商臣と云人は讒目とさかつり眼で、聲は豺のやうな、是れ叛逆の相を云、忍人とは不義を行ふを何とも思はぬ人を云、

不可立也、弗聽、既又欲立王子職、而黜太子商臣、

【註】職、商臣庶弟、
○不 立られぬとなり、○弗 楚子が聞ず太子と致された、○既 果してあかれて、又商臣が庶弟の王子職と云を太子に立て、今の太子商臣を黜けたいと思はれた、

子。君子の衛を評して云には、古代めいた仕方なり、古代は他國へも相談することが有たけれども、當代は覇主の天下をさばく時分には、此やうな仕方ははやらぬ、それで執へられて辱しめを受た、當代は是ではいかぬと云て、時變を知らぬことを嘲つたのである、
秋、晉侯疆、戚田、故公孫敖會之、

【註】晉取衛田、正其疆界、
戚の田を取たれども、まだ疆界を正さなんだ、今度檢地を入るゝに付、魯衛は鄰國ゆる魯の大夫も立會ふた、

初、楚子將以商臣爲太子、訪諸令尹子上、子上曰、君之齒未也、

【註】齒、年也、言尙少、
商臣を太子に立たいと云て、令尹の子上に相談致された、○子上 子上が答に君もまだ御年若にあり、而又多愛、黜乃亂也、楚國之舉、恒在少者、

商臣聞之而未察、告其師潘崇、曰、若之何、而察之、潘崇曰、享江芊而勿敬也、

【註】江芊、成王妹、嫁于江、
○商臣 商臣がほのかに風説は聞たれども、まだ實否をしかと察せぬ、○告其 自分の師範の潘崇と云者に告て、どうしたならば實否が知れうと思ふぞと尋た、○潘崇 それには手段がある、先づ伯母さまの江芊を招請なされて、至極無禮になされよ、婦人のことなれば定めて腹をたて、口走らるゝであらうと云た、

從之、江芊怒、曰、呼役夫、

【註】呼、發聲也、役夫、賤者、稱、
○從 その通にした、○江芊 果して忿りて匂り口走らるゝ、呼はむつとしたとき出る言なり、むつと云こと役夫はいやしめて云こと、
宜君王之欲殺女、而立職也、告、

潘崇曰、信矣、潘崇曰、能事諸乎、

【註】問能事職不

君王のおのれめを殺して、職を立てうと仰せらるゝも御尤じや、此やうな無作法者めであるものと云はれた、○告。其方が云た通にさらりと知れた、信實おれを殺すつもりと見ゆる、○潘。おまへは弟御を君として事へる氣か、

曰、不能能行乎、曰、不能能行大事乎、曰、能

【註】大事謂弑君

○曰。それはどうもえせまいとなり、○能。そんなら此國を立てく思召か、○曰。どこへも行く所がないで、去ることもえせぬ、○能。そんなら大事を企る思召はござらぬか、○曰。それはおれが得ものであるとなり、

冬、十月、以宮甲圍成王、

【註】太子宮甲、僖二十八年、王以東宮卒、從子

【註】環列之尹、宮衛之官、列兵而環王宮、

○穉。商臣が立て君と成た、○以。太子で居られた時の家財をみな潘崇にくれて、大師と云官に取たて、宮中守護の大將としたとなり、

穆伯如齊、始聘焉、禮也、

【註】穆伯、公孫敖、

魯から始めて大夫を使に遣た、

凡君即位、卿出竝聘、踐修舊好、要結外援、

【註】踐、猶履行也、

○凡。總じて諸侯の即位致されては、國の卿が出て、他國へ聘するのは、舊き昔の好みのくづれぬやうに履み行ひ修めて、外の援けを結びおくつなぎにもするとして、

好事鄰國、以衛社稷、忠信卑讓之道也、忠、德之正也、信、德之固

玉蓋取此宮甲、

○冬。終に叛逆を企て、太子の部屋附の甲兵を催して成王を圍んだ、

王請食熊蹯而死、

【註】熊掌難熟、冀久將有外救、

○王。熊の掌を食て死にたいほどに、暫く猶豫せよと云はれた、是は時をうつしたら外から加勢が來らうと思てなり、

弗聽、丁未、王縊、諡之曰靈、不瞑、曰成、乃瞑、

【註】言其忍甚、未斂而加惡諡、

○弗。商臣合點で許さぬ、終に縊て死なれた、○諡。靈としたれば成王の眼をふさがれなんだ、成と號をあらためたればふさがれたとなり、むごいことをした、

穆王立、以其爲太子之室、與潘崇使爲大師、且掌環列之尹、

也、卑讓、德之基也、

【註】傳因此發凡、以明諸侯諒闇則國事皆用吉禮、

鄰國としたしく交るなり、かやうにすれば國が丈夫なるに依て、社稷を衛るたよりがよい、其うへ忠信を以て人に卑下して交るはよき道なり、○忠。正きと固いとは徳の土臺なり、【注】傳。此處で更めて凡と云ことを示した、諸侯は服中でも、國の事には吉禮を用ねばならぬと云ことを明らかに聞せたものなり、

殺之役、

【註】在僖三十三年、是は前にも出た、

晉人既歸、秦帥、秦大夫及左右、皆言於秦伯曰、是敗也、孟明之罪也、必殺之、秦伯曰、是孤之罪也、周芮良夫之詩曰、大風有隧、

貪人敗類

【註】詩、大雅、騷、蹊徑也。周大夫芮伯刺厲王言貪人之敗善類若大風之行毀壞衆物所在成蹊徑。

晉國が母の言を用ひて秦の孟明を歸された、秦では大夫や近習が秦伯へ申すには、此たびの敗軍は元來大將の下知がわるさ故なり、すれば大將の孟明が罪なれば是非殺し玉へと云た、然るを秦伯は自身の罪なりと云て、詩を引てささるゝ、周の大夫芮伯が厲王を刺した詩にも、大風には蹊として風筋がある、その風筋は格別つよく吹て、萬物をそこなひ毀るものなり、貪欲人の善人を敗るも同じことと云ことである、一切の物を風が吹き敗てあらずやうなものなり、

聽言則對、誦言如醉

【註】言昏亂之君、不好典誦之言、聞之若醉得道聽塗說之言、則喜而答對。
○聽。世語言や雜談には悦んで對へいらへ、○誦。古から誦する屹とした古語を人がいへば、醉人のやうに耳にとまらぬなり、【注】言。おろかな暗君と云

秦師戰于彭衙、秦師敗績

【註】孟明名氏不見、非命卿也、大崩曰敗績、馮翊郃陽縣西北有彭衙城、告文なり、

丁丑、作僖公主

【註】主者、般人以柏、周人以栗、三年喪終、則遷入於廟、魯のことである、

三月乙巳、及晉、處父盟

【註】處父爲晉正卿、不能匡君以禮、而親與公盟、故貶其族、族去、則非卿、故以微人常稱爲稱、以直厭不直、不地者、盟、晉都、魯と晉との和睦である、【注】處。人臣として國君と同輩のやうにして盟ふたは不作法なるによりて、族を去るとして、陽の字を省かれた、族を去て記すからは正卿でないになるゆる微者あしらひにしたのである、是が直を以て不直を押へると云文法なり、

夏六月、公孫敖會宋公陳侯鄭

ものは、典は書經、誦は詩經なり、是らの言は好まぬものなり、たましく聞とても茶に酔たやうにして、聞ても耳には留らぬ、○得。只巷説の浮世咄なれば、うれしがつて問答して、友が多い者である、

匪用其良、覆俾我悖

【註】覆、反也、俾、使也、不用良臣之言、反使我爲悖亂、

良い臣下を用ひて其詞にしたがふ事はせず、反てよい臣には逆であしき行ひをするものなり、

是貪故也、孤之謂矣、孤實貪禍、夫子、夫子何罪、復使爲政

【註】爲明年秦晉戰、彭衙傳、

○是。是と云がみな貪る心があるからなり、○孤。今孟明を罪すれば、とりも直さず孤が暗君と云になる、人の事ではない、元來吾が貪る心から、夫子。孟明に敗軍するやうな合戦をさせた、孟明に罪はないと云て、やはり國政を預けおかれたとなり、

【經】二年春、王二月、甲子、晉侯及

伯晉、士穀盟于垂隴

【註】垂隴、鄭地、滎陽縣、東有隴城、士穀出盟諸侯、受成於衛、故貴而書名氏、魯の大夫と諸侯と盟た、【注】垂。士穀を貴とみて名氏を記された、

自十有二月不雨、至于秋七月

【註】無傳、周七月、今五月也、不雨、足爲災、不書旱、丑穀猶有收、

八月、丁卯、大事于大廟、躋僖公

【註】大事、禘也、躋、升也、僖公、閔公庶兄、繼閔而立、廟坐宜次、閔下、今升在閔上、故書而譏之、時未應吉禘、而於大廟行之、其譏已明、徒以逆祀、故特大其事、異其文、魯國の廟で祭が有た、先代の僖公の靈を、先々代の閔公の廟席より上座に安置した、それを大に事ありと云て譏た、是大なる非禮である、【注】大。兄ではあれども弟の閔公のあとを繼れた人なれば子も同前な

り、○今。それを今度閔公の上へ升せて祭られた、故にそした。○時。間もなければまだ禘の祭り所ではない、それを大廟にと云へば譏たと云ふは明かななり、ことさら逆祀のことなれば、わざと大事と云て文を書わけたものなり、

冬、晉人宋人陳人鄭人伐秦、

【註】四人皆卿、秦穆悔過終用孟明、故貶四國大夫以尊秦、

【注】四人。爰にみな人とあるは秦をあがめた言なり、

公子遂如齊納幣、

【註】傳曰、禮也、僖公喪終、此年十一月、則納幣在十二月也、士昏六禮、其一納采、納徵始有、玄纁束帛、諸侯則謂之納幣、其禮與士禮不同、蓋公爲太子時、已行昏禮、魯から結納をやられたなり、【注】士昏。周禮の士昏禮に見ゆ、

【傳】二年、春、秦孟明視帥師伐晉、

と笑た、

戰于殽也、晉梁弘御戎、萊駒爲右、戰之明日、晉襄公縛秦囚、使萊駒以戈斬之、囚呼萊駒失戈、狼曠取戈以斬囚、禽之以從公、乘遂以爲右、箕之役、

【註】箕、役、在僖三十二年、

○戰于。前年殽で戦ふたときに、晋の方には梁弘と云者が御者と成り、萊駒と云者を戎右とせられたり、明日に成て襄公の下知して秦の生捕どもを首を刎せらるゝ、縛り首を討つ時にかの萊駒に命じて戈にて斬せた、○囚。斬人に向つてを、とうなつた、萊駒びつくりして持たる戈を取おとした、臆病な男じや、○狼。側に狼曠と云者が居て、直に戈を以て囚を斬た、○禽。萊駒は卑怯者なりとて、禽之して公の乘に附て、狼曠を戎右に定められた、其後また狄と箕で戦ふたとき、

以報殽之役、二月、晉侯禦之、先且居將中軍、趙衰佐之、

【註】代卻縠、

先年敗軍した遺恨を以て來た、○先。晋の大將である、

王官無地御戎、

【註】代梁弘、

狐鞠居爲右、

【註】鞠居、續簡伯、

甲子、及秦師戰于彭衙、秦師敗績、晉人謂秦拜賜之師、

【註】以孟明言二年將拜君賜、故嗤之、

○甲。彭衙と云處で又秦が大に敗軍した、○晋人三年目には御禮に來て討返さうと、孟明が船中から廣言した、それに亦敗北したゆゑ、晋の方からあつぱれ拜賜之師ほど有て、見事なことであると云てどつ

先軫黜之而立續簡伯、狼曠怒、其友曰、蓋死之、曠曰、吾未獲死所、

【註】未得可死處、

どうした心でか、先軫が了簡で狼曠を退役させて、續簡伯を跡役にした、狼曠が大きに怒た、○其友。狼曠が親しき朋友が、なせ先軫とさしちがへては死なぬぞと云た、○曠。いや、まだ死ぬべき處ではない、命を棄るにはまだ時節があると云た、

其友曰、吾與女爲難、

【註】欲其殺先軫、

○其。然らば足下と申合せて、手勢を以て先軫を攻滅して遺恨をはらさう、

曠曰、周志有之、勇則害上、不登於明堂、

【註】周志、周書也、明堂、祖廟也、所以策功序德、故不義之士不得升、

○暉 書經にも云てある、勇氣が有ながら上の害にならぬ者を尊ぶことで、上を害する者は祖廟へも上ることは成らぬと云ことなれば、うかとさうはならぬと云た、

死而不義、非勇也、共用之謂勇、

【註】共用、死國用、

○死 勇氣でも不義を行ふて命をすてては、實の勇氣とは云はれぬなり、○共 實の勇氣と云ふのは、主君の御用に立て一命を棄るを勇氣とはするなり、

吾以勇求右、無勇而黜、亦其所也、

【註】言今死而不義、更成無勇、宜見退、

○吾 元來吾は勇氣のきこえが有たに付て、戎右を求めた、それを勇がないと見立られて退役した、今其遺恨をばらせばやつぱり勇がないとの目利が當つたと云ものなり、すれば退役も尤と人が見下す、

謂上不我知、黜而宜、乃知我矣、

亂庶遄沮、

【註】詩、小雅、言君子之怒、必以止亂、遄、疾也、沮、止也、

其たゆんだ處を總軍たゝみかけて討たゆゑ、大に秦の師を敗て勝利に成た、○君子 ところで君子の評判にも、爰でこそ狼暉は君子と云べき者と也、○詩 それを詩にも、君子が怒るならば亂は定めて早速に止まうと云こと、

又曰、王赫斯怒、爰整其旅、

【註】詩、大雅、言文王赫然奮怒、則整師旅、以討亂、

○又曰 是は文王のことを詠た詩で、王が赫然と怒り出さるゝと、軍旅も屹と整て亂がをさまると也、是まで詩經の言也、

怒不作亂、而以從師、可謂君子矣、

○怒 狼暉は怒たけれども亂はおこさずして、師に從て一人の命を君へ奉て、味方の勝利にしたのは君

【註】言今見黜而合宜、則吾不得復言上不我知、

○謂 今吾を退けたは、上にたつ役人が吾を知らぬと無念に思へども、退けられたが尤と上へ理が付ては、上の我をよく知て退けたに成る、すれば爰は大事の場である、

子姑待之、及彭衙既陳、以其屬馳秦師、死焉、

【註】屬、屬己兵、

○子姑 足下の思召は辱いけれども、今少し見て居てくれやれ、我が存念があると云た、是は實に良士と云べし、○及 處を今度彭衙に於て兩軍陣を張て戦ひ最中に、自分の手勢を引つれて、秦の大軍へ駈入て、八方無碍に働いて、秦の軍をたゆませて討死した、

晉師從之、大敗秦師、君子謂狼暉於是乎君子、詩曰、君子如怒、

子と云べしとなり、

秦伯猶用孟明、孟明增修國政、重施於民、趙成子言於諸大夫曰、

【註】成子、趙衰、

孟明が下心は、秦伯の棄てらるべき我を猶用らるゝに付ては、國人を丁寧に住むけて、一度は辱をすゝがうとはげむ故、殊の外民の治め方がよい、○趙 晉の趙衰が其有様を見て、此方の大夫どもに云には、

秦師又至、將必辟之、懼而增德、不可當也、詩曰、毋念爾祖、聿脩厥德、

【註】詩、大雅、言念其祖考、則宜述脩其德、以顯之、毋、念、念也、

秦は二度まで敗を取た、それにやはり孟明を氣長に用らるゝからは、此分ではおかす、また師を催して來

るで有らう程に、各方にも随分辟けられよ、一端權れて德を増してよせる段には、士卒の心が和めあるゆゑ、中々不可當うかと敵たいはならぬ、○詩 祖考を念ふと云も、其德を念て其德にならばうとするゆゑ、祖考を念である、
孟明念之矣、念德不怠、其可敵乎、

【註】爲明年秦人伐晉傳、

○孟 それに孟明は德を念てわすれぬからは、德を怠らぬなり、すれば何として敵すべきやと也、後に果して一度はうちかへした、

丁丑、作僖公主、書不時也、

【註】過葬十月故曰不時、例在僖三十三年、大に延引したを譏た、葬て直に主を作る者なり、

晉人以公不朝、來討、公如晉、夏四月、己巳、晉人使陽處父盟、公以耻之、

也、

【註】討、元年衛人伐晉、士穀、士爲子、

留主の中に大夫が出て盟た、○六 前年衛から晉を伐たゆゑ、晋から今度士穀を討手にさしむけた、それ故穆伯も出て會したとなり、

書士穀、堪其事也、

【註】晉司空、非卿也、以士穀能堪卿事故書、

○書 ほめて云である、【注】晋 卿と云てもよいと云心なり、

陳侯爲衛、請成于晉、執孔達、以說、

【註】陳始與衛謀、謂可以強得免、今晉不聽、故更執孔達、以荷免也、

和談を乞たれども合點せぬ故、孔達を執て出してやう／＼わびがすんだである、

秋、八月、丁卯、大事于大廟、躋僖公、逆祀也、

【註】使大夫盟、公欲以耻辱魯也、經書三月乙巳、經傳必有誤、
晋から文公の無沙汰を咎めた、それから文公の朝せられた、○夏 大夫を出して盟はせて國君あしらひにせず、耻をあたへいやしめた、【注】使 乙と己とは字畫が似た故、經の方が傳の方がどちらがあやまりつらん、

書曰、及晉處父盟、以厭之也、

【註】厭、猶損也、晉以非禮盟、公故文厭之、以示譏、

經に陽の字を去て處父とばかり書れたは、晋の無禮をとがめて、おしおろして譏たものと云ことなり、

適晉不書諱之也、

【註】不書公如晉、

○適 經に除たのは諱んだもの、
公未至、六月、穆伯會諸侯及晉、司空士穀盟于垂隴、晉討衛故

【註】僖是閔、兄不得爲父子、嘗爲臣、位應在下、今居閔上、故曰逆祀、

是は升すまじき神主を升せた、是は逆な祀りであるを譏た、

於是夏父弗忌爲宗伯、

【註】宗伯、掌宗廟昭穆之禮、

○於是 此時節夏父弗忌と云者が宗伯の官で居た、宗伯は宗廟の神主の次第をとりはからう官なり、

尊僖公、且明見曰、吾見新鬼大、故鬼小、

【註】新鬼、僖公既爲兄、死時年又長、故鬼、閔公、死時年少、弗忌明言其所見、

是者が文公への追從に僖公を尊み、其上明に御神靈を見たとして云には、吾が僖公を先きへ出したのは、新鬼の僖公は大きくて故鬼の閔公は小さかつた、【注】新鬼 僖公は閔公の兄で年が長じてから死なれ、閔公は幼年で死なれた、

先大後小、順也、躋聖賢、明也、

【註】又以僖公爲聖賢、

○先。大が前へ立小が次へなると云は順境界也、僖聖賢を上へ上すは明な筋である、

明順禮也、君子以爲失禮、禮無不順、祀國之大事也、而逆之、可謂禮乎、子雖齊聖、不先父食、久矣、

【註】齊、肅也、臣繼君、猶子繼父、

其順を明にするのは禮也と云て、如此したと云た、是は無理なる理窟なり、僖公を聖賢とした、○君子。是で君子が禮の本意を述べて、具に次第の事を説かるとである、○以。先づ此宗伯が仕方は禮を失たである、元來禮と云に不順なことはない、順を以て禮としたものである、○祀。先祖の祭と云ものは國の大事で、是を逆にしては禮とは云はれぬ、○子。僖公を聖賢ゆる升せたと云へども、子が聖人でも父よりさきへ食すると云ことはならぬ、是は久しき古よりの定めである、それを升せれば先達て食するなり、

故禹不先鯀、湯不先契、

【註】鯀、禹父、契、湯十三世祖、

○故。其證據は此聖人たちといへども、父や先祖に先達ては祭らぬ、

文武不先不窋、

【註】不窋、后稷子、文武でも、

宋祖帝乙、鄭祖厲王、猶上祖也、

【註】帝乙、微子父、厲王、鄭桓公父、二國不以帝乙厲王不肖、而猶尊尚之、

宋でも鄭でも祖を上へ升す、皆一樣である、父や先祖は至て不肖で子は聖徳有りとても、上へは升さぬ明な證しなり、

是以魯頌曰、春秋匪解、享祀不忒、

【註】忒、差也、皇皇、美也、后帝、天也、詩頌、僖公郊祭上天、配以后稷、

祭上天、配以后稷、

○是。以。既に魯頌にも春秋の祀はおこたりなくて、享祀のたがはぬやうに、皇々と結構なる天帝を祀りて、并に先祖を配してまつるとある、

君子曰、禮謂其后稷親而先帝也、

【註】先稱帝也、

○君子。是でこそ禮とは云はるゝなれ、后稷は親なれども上帝を先へするが順ゆる、如此云である、

詩曰、问我諸姑、遂及伯姊、

【註】詩、邶風也、衛女思歸而不得、故願致問於姑姊、

○詩。順をいへば姊は親けれども、先づ姑を問てそれから伯姊を問たと云である、

君子曰、禮謂其姊親而先姑也、

【註】僖親、文公父、夏父弗忌從阿、時君先其所親、故傳以此二詩深責其意、

○君。是は右の詩經を釋して、姑と姊との順がよい

ゆる禮なりと云た、【注】僖。僖公は當君の文公の父で、親いと思て時の君に阿る心で、順はすて、僖公をさきへ升せた故に、此親しくても次へすると云の道理を、二の詩を引て示したものなり、

仲尼曰、臧文仲、其不仁者三、不

知者三、下展禽、

【註】展禽、柳下惠也、文仲知柳下惠之賢、而使在下位、己欲立而立人、

○仲尼。魯で事をとりて、是を其まゝ阿つて用ひたを譏り玉ふた、○臧。三つ宛ある内に數へ立て云なら、柳下惠が賢なれば上る筈を下位にあらせた、

廢六關、

【註】塞關、陽關之屬、凡六關、所以禁絕、未遊而廢之、

○廢。魯にある六の關所をすてた、

妾織蒲、三不仁也、

【註】家人販席、言其與民爭利、